

令和 7 年度 沖縄地方労働審議会 第 1 回 沖縄県縫製業最低工賃専門部会

日	時	令和 7 年 6 月 5 日（木）15:00
場	所	那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 共用中会議室（2 階）

議 事 次 第

- 1 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員紹介
- 2 部会長及び部会長代理の選出
- 3 沖縄労働局長挨拶
- 4 議題
 - (1) 沖縄県縫製業最低工賃専門部会の設置について(確認)
 - (2) 沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程(案)について
 - (3) 沖縄地方労働審議会運営規程第 10 条の適用について（意向確認）
 - (4) 審議日程(案)について
 - (5) 家内労働実態調査要綱(案)及び調査票(案)について
 - (6) その他

令和 7 年度沖縄地方労働審議会
第 1 回沖縄県縫製業最低工賃専門部会 資料一覧

資料	資料名	ページ
1	沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員名簿	P 1 ～ P 2
2	沖縄県縫製業最低工賃の改正決定について（令和 7 年 3 月 14 日付け諮問）	P 3 ～ P 4
3	沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程(案)	P 5 ～ P 6
4	沖縄県縫製業最低工賃専門部会審議日程(案)	P 7 ～ P 8
5	沖縄県縫製業最低工賃実態調査要綱(案)及び調査票(案)等について	P 9 ～ P 24
6	沖縄県縫製業最低工賃の決定(改正決定)に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示□	P 25 ～ P 26
7	家内労働法（昭和45年法律第60号）の概要等	P 27 ～ P 36
8	沖縄県縫製業最低工賃一覧表（新旧対照表）	P 37 ～ P 38
9	全国における類似の最低工賃資料	P 39 ～ P 92
10	関係法令等(抜粋)	
	①家内労働法及び家内労働施行規則□	P 93 ～ P 94
	②地方労働審議会令	P 95 ～ P 96
	③沖縄地方労働審議会運営規程	P 97 ～ P 98
	④第10回労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会資料及び議事録（令和 7 年 3 月 18 日開催）	P 99 ～ P 156
11	家内労働のしおり	P 157 ～ P 192

沖縄地方労働審議会
沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員 名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	うえず 上江洲 じゅんこ 純子	沖縄国際大学法学部 教授
	たかた 高田 きよえ 清恵	琉球大学人文社会学部 教授
	にしむら 西村 おりえ オリエ	弁護士
家内労働者代表委員	いしかわ 石川 しゅうじ 修治	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長
	きな 喜納 ひろのぶ 浩信	U Aゼンセン沖縄県支部 支部長
	ちばな 知花 まさる 優	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 事務局長
委託者代表委員	おおしろ 大城 なおや 直也	沖縄県衣類縫製品工業組合 代表理事
	こはま 小浜 とおる 徹	(公社) 沖縄県工業連合会 事務局長
	たばた 田端 かずお 一雄	(一社) 沖縄県経営者協会 専務理事
備考	※ 発令年月日 令和 7 年 5 月 27 日 ※ 任期満了日 沖縄県縫製業最低工賃専門部会が廃止されるまでの間 ※ 委員の配列は五十音順	



沖 労 発 基 0314 第 1 号
令 和 7 年 3 月 14 日

沖縄地方労働審議会
会長 越野 泰成 殿

沖縄労働局長
柴田 栄二郎

沖縄県縫製業最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 10 条の規定に基づき、沖縄県縫製業最低工賃（令和 5 年沖縄労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程（案）

第1条 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び沖縄地方審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（構成及び会議の招集）

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（実態調査、実地調査並びに参考人意見聴取）

第3条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の実態調査、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

（委員の欠席）

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

3 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に適当な方法で速やかに通知するものとする。

（会議における発言）

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（意見及び建議の提出）

第8条 部会長は、会議において、議決を行ったときは、議事録の写しを附して、局長及び沖縄

地方労働審議会会長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。

沖縄県縫製業最低工賃専門部会審議日程（案）
（令和6年度～7年度）

諮問(地労審)	令和6年度 第2回地労審	令和7年3月14日	14:00～16:00	審議日程案説明
		令和7年4月25日 令和7年4月30日		局長より臨時委員の委嘱。会長より 専門部会の委員指名、通知。
		令和7年4月24日 ～令和7年5月8日		関係家内労働者及び関係委託者の 意見聴取公示実施
↓				
最低工賃専門部会	令和7年度 第1回専門部会	令和7年6月5日	15:00 共用中会議室	部会長等の選出、審議日程の確 定、調査項目内容の確認等
		(令和7年6月)	(実態調査アンケート)	(実態調査アンケート発送、回 収、チェック、とりまとめ)
令和7年度第1回沖縄地方労働審議会 (専門部会決議を審議会決議とする会 長への一任の審議) ※11月予定		※7月～11月は、最低賃金審議 会・各種統計調査・周知広報等のた め部会なし		
		(参加関係者について調整依頼) (実地視察について事業者へ調 整依頼)		
	第2回専門部会	令和7年12月4日	15:00 共用中会議室	調査結果報告、関係者からの意 見聴取等
↓				
	第3回専門部会	令和8年1月19日の週	未定	事業場実地視察 2～3社
↓				
答申(結審)	第4回専門部会 ～	令和8年2月3日(予備日2/5) 令和8年2月10日(予備日2/12)	15:00 共用中会議室	工賃額調整、部会報告、答申
		(異議申出公示)		
	(異議審)	令和8年2月19日(2/3答申) 令和8年2月24日(2/5答申) 令和8年2月26日(2/10答申) 令和8年3月2日(2/12答申)	9:30 共用中会議室 共用大会議室 労働局会議室 共用大会議室	
↓				
地労審へ報告	令和7年度 第2回地労審	令和8年3月		
以下、事務局にて対応				
異議申出公示締切	答申後の公示翌日から15日後			
改正工賃決定	↓			
官報公示	※手続による			
	↓			
	※官報公示から30日後に発効			
改正最低工賃発効	※法定による			

異議申出があった場合、専門部会及び必要に応じて地労審本審にて審議する。

令和 7 年度 家内労働実態調査要綱（縫製業）

沖縄労働局

1. 調査の目的

この調査は、沖縄県における縫製業の家内労働について、委託者や家内労働者の個別の事例を把握し、最低工賃決定の審議に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の種類

(1) 委託者調査

- イ 委託者名
- ロ 委託作業(年齢別・経験年数別・1か月当たり支払工賃額別)家内労働者数
- ハ 委託作業工程別工賃額
- ニ 委託作業工賃別家内労働者の作業量及び当該家内労働者の経験年数

(2) 家内労働者調査

- イ 家内労働者の性別、年齢、経験年数
- ロ 作業工程別作業量
- ハ 家内労働者が負担する補助材料名及びその価格・使用量
- ニ その他必要な事項

3. 調査対象

当該最低工賃の適用される委託者及び家内労働者

4. 調査対象期日

令和 7 年 5 月末現在

5. 調査実施期間

令和 7 年 6 月 5 日～令和 8 年 3 月 31 日までとする

6. 調査方法

委託者調査及び家内労働者調査

沖縄労働局において、実地(訪問、視察等)及び通信調査(郵送、電話等)により行う。
回答に不備(記載なし等)があれば、再度通信又は訪問等による調査を行うことがある。

7. 調査結果

沖縄地方労働審議会へ報告する。

(案)

沖労基発第●●●●号

令和7年●●月●●日

沖縄県縫製業

委託事業者 各位

沖縄労働局労働基準部長

(公 印 省 略)

沖縄県縫製業最低工賃の改正に係る家内労働実態調査について（協力依頼）

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

沖縄県縫製業最低工賃につきましては、令和5年4月に改正施行（別添「家内労働調査票（調査票2）」参照）されているところでありますが、近年、家内労働者数は減少傾向にあるものの、最低賃金額の上昇を踏まえ、最低工賃につきましても、今回、令和7年3月14日に沖縄地方労働審議会において、改正に向けた諮問がなされ、調査、審議を行うこととなりました。

つきましては、実態調査の為、別添「家内労働調査票（調査票1）、（調査票2）」及び家内労働者用の「家内労働者実態調査アンケート（家内労働者用）」により調査を実施致しますので、時節柄ご多忙のこととは存じますが、ご協力いただきますようよろしくお願い致します。

この調査は、縫製業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の実態を把握することを目的としており、個別の回答事項を匿名化し、回答者が特定されないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

本件調査は、実態把握のためのものであり、それ以外の目的に使用することはないことを申し添えます。

なお、家内労働者が「0」の場合も御返送お願いします。

記

1. 調査事項 別添「家内労働調査票（調査票1）、（調査票2）」

「家内労働者実態調査アンケート（家内労働者用）」

※（家内労働者用）は、家内労働者の方へ配布方お願いします。

2. 回答期限等 令和7年●●月●●日まで
3. 回答方法 同封の返信用封筒で御返送下さい。

注：調査票などの記入にあたりまして、家内労働者に出している額と、それ以外ほかの下請け業者（自営業者等含む）に出している額とを混同しないように、留意してください。

あくまでも、家内労働者についての調査となっています。

※ お問い合わせ先： 沖縄労働局労働基準部賃金室

担当：喜友名、伊計 Tel 098-868-3421

家内労働調査票

事業場名

(記入担当者名:)

1. 貴事業場における家内労働者に委託する製品の内容を教えてください。

(例: かりゆしウェア、ブラウス等)

()

2. 家内労働者数及び男女の内訳を教えてください。

(女性 名、 男性 名、 合計 名)

3. 家内労働者の年齢別の構成を教えてください。(令和7年5月末現在の満年齢)

20 歳未満	名	20 歳以上 25 歳未満	名	25 歳以上 30 歳未満	名
30 歳以上 35 歳未満	名	35 歳以上 40 歳未満	名	40 歳以上 45 歳未満	名
45 歳以上 50 歳未満	名	50 歳以上 55 歳未満	名	55 歳以上 60 歳未満	名
60 歳以上 65 歳未満	名	65 歳以上 70 歳未満	名	70 歳以上	名

4. 家内労働者の経験年数別の構成を教えてください。(令和7年5月末現在の経験年数)

1 年未満	名	1 年以上 2 年未満	名	2 年以上 3 年未満	名
3 年以上 5 年未満	名	5 年以上 10 年未満	名	10 年以上 15 年未満	名
15 年以上 20 年未満	名	20 年以上 25 年未満	名	25 年以上 30 年未満	名
30 年以上 35 年未満	名	35 年以上	名		

5. 1 か月当たりの各家内労働者への支払工賃額を教えてください。(直近の支払い月、例えば令和7年5月分)

	30,000 円未満	50,000 円未満	70,000 円未満	90,000 円未満
女	名	名	名	名
男	名	名	名	名
	110,000 円未満	130,000 円未満	150,000 円未満	170,000 円以上
女	名	名	名	名
男	名	名	名	名

6. 貴事業場の工賃の設定状況を別添「調査票2」でご回答下さい。

現行の最低工賃表(調査票2の左側)に対して、貴事業場設定の工賃額、工程毎の所要時間数等を右側空欄にご記入下さい。最低工賃表に記載のない工程、工賃については、2枚目の用紙にご記入をお願いします。

① 1枚(個)当たりの最高工賃額、最低工賃額、平均額の記入をお願いします。

(複数人いるときは、その平均額。1人の場合は、その人の額)

② 1枚当たりの平均所要時間は、複数人いるときは、その平均時間の記入をお願いします。

(1人の場合は、その人の所要時間)

注：上記のすべてを回答するにあたり、家内労働者に出している額と、ほかに下請け業者(自営業者等含む)に出している額とを混同しないように、留意してください。
あくまでも、家内労働者についての調査となっています。

【参考】

○ 家内労働者の定義（家内労働法第2条②）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。
※ 近所の一般的家庭からセーター網や洋服の仕立てを頼まれる場合には、家内労働者とはなりません。
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・付属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
※ 物品の販売などセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。
- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工を行うこと。
- 4 主として、労働の対象を得るために働くものであること。
※ 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。
- 5 本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

○ 委託者の定義（家内労働法第2条③）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人含む。）であること。
※ 運送業者や建築業者は委託者とはなりません。
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
※ 電機メーカーがテレビやラジオのコイル組み立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、付属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
※ 直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

1. 適用する家内労働者

沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

必ず記入 → 「あり」の場合、記入
↓ →

1枚目

	品 目		業 務	工 程	金 額 (現行最低工賃額) 効力発生日 令和5年4月28日		製造および加工等の有無(下記該当箇所に○印を)		1枚(個)当たり工賃額		1枚(個)当たり平均所要時間(分)	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)		
							あり	なし	最高最低限度額				平均額	
									最高額	最低額				
男子服	作業用ズボン		縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	605 円 0 銭			円	円	円	分		
				裾上げ	1本につき	126 円 0 銭			円	円	円	分		
婦人服・子供服	婦人服	婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	1,575 円 0 銭			円	円	円	分		
		ブラウス・シャツ		丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭			円	円	円	分		
		婦人用ワンピース(裏地無し)		丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭			円	円	円	分		
		婦人用スラックス(裏地無し)			1本につき	567 円 0 銭			円	円	円	分		
		上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚・本につき	20 円 0 銭			円	円	円	分	
	子供用ムームー		縫製	丸縫い	1枚につき	265 円 0 銭			円	円	円	分		
	ジュニアシャツブラウス				1枚につき	474 円 0 銭			円	円	円	分		
学 校 服	男子服	上衣(白シャツ)	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	403 円 0 銭			円	円	円	分		
				丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	605 円 0 銭			円	円	円	分		
			まとめ	ボタン付け	1個につき	13 円 0 銭			円	円	円	分		
				穴かがり	1個につき	13 円 0 銭			円	円	円	分		
		上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及び ボタン付け	1枚につき	170 円 0 銭			円	円	円	分		
	セーラー服	夏物	縫製	丸縫い	1枚につき	428 円 0 銭			円	円	円	分		
		冬物		丸縫い	1枚につき	542 円 0 銭			円	円	円	分		
		上記共通	まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13 円 0 銭			円	円	円	分		
				糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭			円	円	円	分		
		プレザー	まとめ	糸くず取り及びびまつり	1枚につき	81 円 0 銭			円	円	円	分		
				ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13 円 0 銭			円	円	円	分		
		ひだスカート		縫製	丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭			円	円	円	分	
		シャツ	シア ヤ ロ ツ ハ	大人用	縫製	丸縫い及び パッチポケット付け	1枚につき	441 円 0 銭			円	円	円	分
子供用	1枚につき			252 円 0 銭					円	円	円	分		
かり ゆ し ウ エ ア	男性用開襟タイプ		縫製	丸縫い(ボタン付け・ 穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	441 円 0 銭			円	円	円	分		
	女性用開襟タイプ				1枚につき	365 円 0 銭			円	円	円	分		
	男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・ スタンドカラータイプ)				1枚につき	504 円 0 銭			円	円	円	分		
	子供用開襟タイプ				1枚につき	252 円 0 銭			円	円	円	分		
上記共通			まとめ	糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭			円	円	円	分		
寝具製品	ピロケース		縫 製	側縫い	1枚につき	103 円 0 銭			円	円	円	分		
	羽根枕 中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	57 円 0 銭			円	円	円	分		
		裏地の付いていないもの			1枚につき	44 円 0 銭			円	円	円	分		

効力発生日 令和5年4月28日

最低工賃設定外の品目・業務等

[illegible]

令和 7 年●●月●●日

(案)

家内労働者の方へ

沖縄労働局労働基準部賃金室

家内労働状況調査への協力依頼について

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、家内労働者に対する工賃については、家内労働法に基づき、現在沖縄県では、「沖縄県縫製業最低工賃」（令和 5 年 4 月に改正施行（別添 1 参照））が設定されており、適宜その必要性も含めた改正が検討されているところです。

検討を行うにあたって、家内労働の委託状況等実態把握が必要不可欠であることから、今般、委託者、家内労働者へ実態調査を行うこととなりました。

つきましては、時節柄ご多忙のこととは存じますが、調査内容に対するご回答、ご意見等寄せていただきますようご協力のほど、よろしくお願いいたします。

この調査は、沖縄県縫製業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握することを目的としており、個別の回答事項を匿名化し、回答者が特定されないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

なお、ご協力いただきました調査票は、同封の返信用封筒により送付していただきますようお願いいたします。（返送期限を令和 7 年●●月●●日までにとさせていただきます。）

本件調査は、実態把握のためのものであり、それ以外の目的に使用することはないことを申し添えます。

また、不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

(問合せ先)

沖縄労働局労働基準部賃金室

担当　：　喜友名、伊計

0 9 8 - 8 6 8 - 3 4 2 1

家内労働者実態調査アンケート（家内労働者用）

1.

性別、年齡

 男性 · 女性 (年齡 歲)

- $$\left[\begin{array}{c} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right]$$

- (※ 令和7年5月末 現在の経験年数)

- | 製品名 | | 作業内容 |
|-------|---------|-------|
| (記載例) | かりゆしウエア | ボタン付け |

18

5. **就業日数、時間等**

(1) 1か月平均して家内労働の仕事を何日行いますか。 () 日)

(2) 仕事を行う日の1日平均の作業時間は何時間ですか。 () 時間)

※ また、(別添1「沖縄県縫製業最低工賃表」にある作業にあてはまる場合は、その作業の1枚(個)当たり平均所要時間(分)記入欄に記入して下さい。最低工賃表に記載のない工程、工賃については、別添2の用紙にご記入をお願いします。

(3) 家内労働をどこで行っていますか。

①自宅 ②委託者の営業所等 ③その他 ()

(4) 委託者から提供される材料以外に、ご自分で負担する補助材料等がありますか。

①ある (材料名等、価格、使用量など:)

②なし

(5) 家内労働の仕事は1年前と比較して変わりましたか。

①仕事量が増えた ②仕事量が減った ③変わらない

(6) 上記(5)で②と回答された方へ。1年前と比べ減った理由は何ですか。

①委託者からの依頼が減った ②自分の都合で仕事量を減らした

③その他 ()

6. **家内労働者の就業意識等**

(1) 家内労働を選んだ理由は何ですか。

①自分の都合に合わせた時間に働けるから

②技能や趣味を生かした仕事をしたいから

③家事・育児・介護のために外で働けないから ④体力的に外で働けないから

⑤外に出て働きたいが適当な就職口がないから ⑥その他 ()

(2) 家内労働以外に何か仕事をしていますか。

①していない ②している

(3) 家内労働を行う上で現在困っていることがありますか。

①ある ②ない

(4) 上記(3)で①と回答された方へ。困っていることは何ですか。(複数回答可)

①工賃(収入)が低い ②仕事量の変動が大きい

③仕事をする場所が確保できない ④家事・育児・介護等との両立が難しい

⑤納期に追われる ⑥その他 ()

(5) 現在の家内労働を続けたいですか。

①続けたい ②やめたい

(6) 上記(5)で②と回答された方へ。今後何をしたいですか。

①正社員として働きたい ②パートタイマーとして働きたい

③自営業をやりたい ④仕事はしたくない(できない)

⑤その他 ()

7. 家内労働、最低工賃制度等について御意見、御要望があればお聞かせください。



御協力ありがとうございました。

【参考】

○ 家内労働者の定義（家内労働法第2条②）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。
※ 近所の一般的家庭からセーター網や洋服の仕立てを頼まれる場合には、家内労働者とはなりません。
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・付属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
※ 物品の販売などセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。
- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工を行うこと。
- 4 主として、労働の対象を得るために働くものであること。
※ 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。
- 5 本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

○ 委託者の定義（家内労働法第2条③）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人含む。）であること。
※ 運送業者や建築業者は委託者とはなりません。
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
※ 電機メーカーがテレビやラジオのコイル組み立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダル加工を委託するときは委託者とはなりません。
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、付属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
※ 直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

1. 適用する家内労働者

沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

必ず記入 → 「あり」の場合、記入
↓ →

	品 目		業 務	工 程	金 額 (現行最低工賃額) 効力発生日 令和5年4月28日		製造および加工等 の有無(下記該当 箇所に○印を)		1枚(個)当たり工賃額			1枚(個)当たり平均所 要時間(分)	備考(左記現行最低工賃額の業務、工程との相違など)	
							あり	なし	最高最低限度額		平均額			
									最高額	最低額				
男子服	作業用ズボン		縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	605 円 0 銭			円	円	円	分		
婦人服・子供服	婦人服	婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫製	丸縫い	1枚につき	1,575 円 0 銭			円	円	円	分		
		ブラウス・シャツ		丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭			円	円	円	分		
		婦人用ワンピース(裏地無し)		丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭			円	円	円	分		
		婦人用スラックス(裏地無し)			1本につき	567 円 0 銭			円	円	円	分		
		上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚・本につき	20 円 0 銭			円	円	円	分	
	子供用ムーニー		縫製	丸縫い	1枚につき	265 円 0 銭			円	円	円	分		
	ジュニアシャツブラウス				1枚につき	474 円 0 銭			円	円	円	分		
学 校 服	男子服	上衣(白シャツ)	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	403 円 0 銭			円	円	円	分		
				丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	605 円 0 銭			円	円	円	分		
			まとめ	ボタン付け	1個につき	13 円 0 銭			円	円	円	分		
				穴かがり	1個につき	13 円 0 銭			円	円	円	分		
		上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及び ボタン付け	1枚につき	170 円 0 銭			円	円	円	分		
	セーラー服	夏物	縫製	丸縫い	1枚につき	428 円 0 銭			円	円	円	分		
		冬物		丸縫い	1枚につき	542 円 0 銭			円	円	円	分		
		上記共通	まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13 円 0 銭			円	円	円	分		
				糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭			円	円	円	分		
		プレザー	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	81 円 0 銭			円	円	円	分		
				ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13 円 0 銭			円	円	円	分		
		ひだスカート		縫製	丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭			円	円	円	分	
		シャツ	シア ヤ ロ ツ ハ	大人用	縫製	丸縫い及び パッチポケット付け	1枚につき	441 円 0 銭			円	円	円	分
子供用	1枚につき			252 円 0 銭					円	円	円	分		
か り ゆ し ウ エ ア	男性用開襟タイプ			縫製	丸縫い(ボタン付け・ 穴かがり・芯地張り無 し)	1枚につき	441 円 0 銭			円	円	円	分	
	女性用開襟タイプ		1枚につき			365 円 0 銭			円	円	円	分		
	男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・ スタンドカラータイプ)		1枚につき			504 円 0 銭			円	円	円	分		
	子供用開襟タイプ		1枚につき			252 円 0 銭			円	円	円	分		
上記共通			まとめ	糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭			円	円	円	分		
寝具製品	ピロケース		縫 製	側縫い	1枚につき	103 円 0 銭			円	円	円	分		
	羽根枕 中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	57 円 0 銭			円	円	円	分		
		裏地の付いていないもの			1枚につき	44 円 0 銭			円	円	円	分		

効力発生日 令和5年4月28日

最低工賃設定外の品目・業務等

[illegible]

沖縄県縫製業最低工賃の決定（改正決定）に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

沖縄地方労働審議会一般公示第 1 号

沖縄県縫製業の最低工賃の決定（改正決定）について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、意見を聴取するので、沖縄県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和 7 年 5 月 8 日までに、沖縄地方労働審議会（那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 3 階 沖縄労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 7 年 4 月 24 日

沖縄地方労働審議会
会 長 越 野 泰 成



(別紙)

意 見 書

令和7年4月24日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した沖縄県縫製業最低工賃の決定(改正決定)について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和7年 月 日

提出者

住 所

氏 名

職 業

沖縄地方労働審議会

会 長 越 野 泰 成 殿

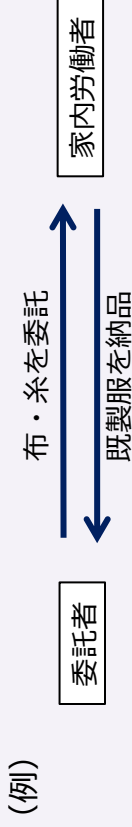
家内労働法（昭和45年法律第60号）の概要

資料 7

○「家内労働」は、メーカーや問屋等（委託者（※1））から**部品や原材料の提供を受けて**、個人で又は同居の親族（家内労働者（※2））と、**物品の製造や加工を行うもの**。

（※1） 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者等であって、その業務の目的物たる物品について家内労働者に委託する者をいう。

（※2） 委託者からその業務の目的物たる物品について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であって、常態として同居の親族以外の者を使用しない者をいう。



○家内労働関係には使用従属関係はなく、家内労働者は**労働基準法等の労働者ではない**。

（出典：厚生労働省沖縄労働局「令和6年度家内労働概況調査」）

○県内の家内労働者：227人 県内の委託者：19社

目的（第1条）

○ 工賃の最低額、安全及び衛生その他の家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図る。

家内労働手帳の交付（第3条）

- 委託者は、家内労働者に対し、家内労働手帳を交付しなければならない。
- 家内労働手帳の記入事項は以下のとおり。
（委託時）委託した業務の内容、工賃の単価、工賃の支払時期等
（物品受領時）受領した物品の数量等
（工賃支払い時）支払った工賃の額等

最低工賃の決定（第8条～第16条）

○ 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は地方労働審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及び委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

○ 45都道府県で合計96件の最低工賃（令和6年2月3日現在）

安全及び衛生に関する措置（第17条、第18条）

- 委託者は、委託業務に関し、一定の機械、器具又は原材料等を家内労働者に譲渡、貸与又は提供する場合には、これらによる危害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 家内労働者は、機械、器具又は原材料、ガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が必要な安全衛生措置を講じない場合には、委託の禁止、機械等の使用停止等の措置を執ることを命ずることができる。

家内労働対策の概要

➤ 家内労働は、我が国の製造業を支える重要な役割を担っており、**家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働法**に基づき次の対策を推進している。

最低工賃の決定及び周知

- ・ 工賃が低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、最低工賃を決定
- ・ 最低工賃新設・改正計画（3年周期）に基づき計画的に最低工賃を見直し
- ・ 決定した最低工賃について、委託者、家内労働者及び関係団体等に対して周知徹底

家内労働手帳の交付の徹底 工賃支払の確保

- ・ 委託者に対し、家内労働者への家内労働手帳の交付の監督指導等を実施
- ・ 家内労働手帳の交付の徹底により、委託条件の明確化や工賃支払いを適正化

安全及び衛生の確保

- ・ 危険有害業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者及び家内労働者等に対して、危害を防止するために必要な措置等についての指導を実施
- ・ 危険有害業務に従事する家内労働者の災害等の予防のため、災害防止対策好事例等の調査、セミナーの実施及びその好事例に関するハンドブックの作成・配布

その他

- ・ 業種別、類型別等の家内労働者数、委託者数等を把握する「家内労働概況調査」を毎年実施

沖縄県における最低工賃の設定状況

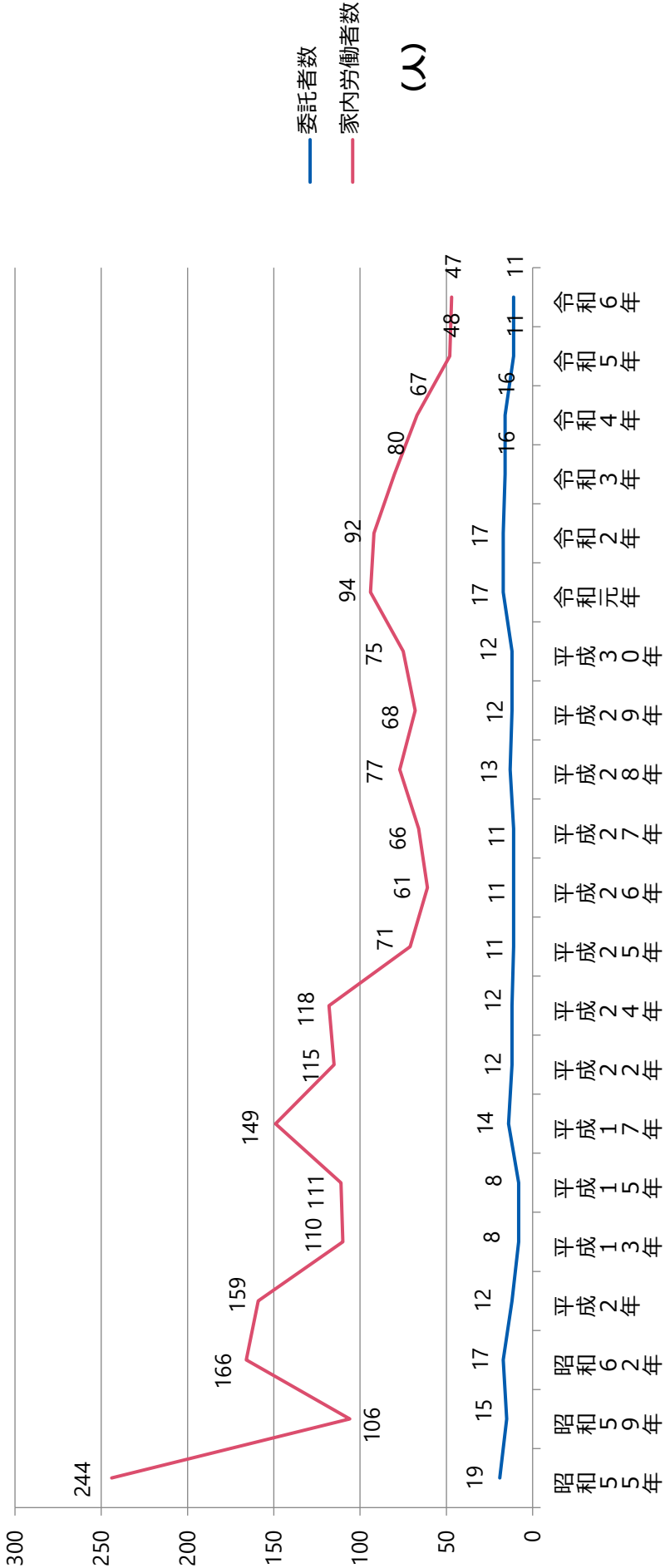
- 沖縄県では、現在、縫製業のみ最低工賃の設定がされている。
- 縫製業については、令和4年3月の本審議会において、改正の必要性や廃止について議論しているが、平成30年度に改正を見送っている経緯もあり、廃止を一旦見送り「最低工賃の見直し」をすることとなった。

件名	事項	新設	第1回改正	第2回改正	第3回改正	平成13年	平成15年	第4回改正	第5回改正
琉球 かすり	公 示 年 月 日	昭和53年8月10日	昭和56年5月30日	昭和60年3月30日	昭和63年4月28日	—	平成15年1月17日	—	—
	発 効 年 月 日	昭和53年9月9日	昭和56年6月30日	昭和60年4月29日	昭和63年5月28日	—			
	委 託 者 数	18件	19件	21件	7件	12件	廃止	—	—
	家内労働者数	266人	271人	171人	113人	73人			
琉球 人形	公 示 年 月 日	昭和54年7月4日	昭和58年8月31日	昭和61年5月19日	—	平成13年4月12日	—	—	—
	発 効 年 月 日	昭和54年8月3日	昭和58年9月30日	昭和61年6月18日	—				
	委 託 者 数	21件	10件	6件	—	廃止	—	—	—
	家内労働者数	622人	115人	100人	—				
縫製業	公 示 年 月 日	昭和55年3月24日	昭和59年9月4日	昭和62年5月2日	平成2年3月20日	—	—	平成27年3月31日	令和5年3月29日
	発 効 年 月 日	昭和55年4月23日	昭和59年10月4日	昭和62年6月1日	平成2年4月19日	—	—	平成27年4月30日	令和5年4月28日
	委 託 者 数	19件	15件	17件	12件	8件	8件	11件	14件
	家内労働者数	244人	106人	166人	159人	110人	111人	66人	69人

沖縄県縫製業の委託者及び家内労働者数の推移

	昭和55年	昭和59年	昭和62年	平成2年	平成13年	平成15年	平成17年	平成22年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
委託者数	19	15	17	12	8	8	14	12	12	11	11	11	11	12	12	17	17	16	16	11	11
家内労働者数	244	106	166	159	110	111	149	115	118	71	61	66	77	68	75	94	92	80	67	48	47

『沖縄労働局家内労働概況調査結果』



沖縄県縫製業最低工賃（令和5年4月28日効力発生）

- 1．適用する家内労働者
 沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまのための業務に従事する家内労働者
- 2．適用する委託者
 上記1の家内労働者に上記1の業務を委託する委託者
- 3．上記1の家内労働者に係る最低工賃額
 次の表の品目欄及び業務欄並びに工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

	品 目	業 務	工 程	金 額	
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき 605 円 0 銭	
			裾 上 げ	1本につき 126 円 0 銭	
婦人服・子供服	婦人用ワンピース(ノースリーブ・裏地・襟無し)	縫製	丸縫い	1枚につき 1,575 円 0 銭	
			丸縫い	1枚につき 630 円 0 銭	
			ブラウス・シャツ	丸縫い	1枚につき 630 円 0 銭
			婦人用スカート(裏地無し)	丸縫い	1枚につき 630 円 0 銭
			婦人用スラックス(裏地無し)	丸縫い	1本につき 567 円 0 銭
	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚・本につき 20 円 0 銭	
			丸縫い	1枚につき 265 円 0 銭	
	子供用ムーニー ジュニアシャツブラウス	縫製	丸縫い	1枚につき 474 円 0 銭	
			丸縫い(半袖・芯地張り・ ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき 403 円 0 銭	
	男子服	上衣(白シャツ)	縫製	丸縫い(長袖・芯地張り・ ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき 605 円 0 銭
ボタン付け				1個につき 13 円 0 銭	
	上衣	まとめ	穴かがり	1個につき 13 円 0 銭	
			糸くず取り、まつり及び ボタン付け	1枚につき 170 円 0 銭	
校 服	夏物	縫製	丸縫い	1枚につき 428 円 0 銭	
			丸縫い	1枚につき 542 円 0 銭	
	冬物	縫製	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき 13 円 0 銭	
			糸くず取り	1枚につき 25 円 0 銭	
上記共通	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき 81 円 0 銭		
		ボタン付け(スナップ付け)	1個につき 13 円 0 銭		
	ブレザー	まとめ	丸縫い	1枚につき 630 円 0 銭	
	ひだスカート	縫製	丸縫い	1枚につき 630 円 0 銭	

	品 目	業 務	工 程	金 額
シ ャ ツ	大人用	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき 441 円 0 銭
				1枚につき 252 円 0 銭
	子供用	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき 441 円 0 銭
				365 円 0 銭
				504 円 0 銭
寝 具 製 品	上記共通	まとめ	糸くず取り	1枚につき 252 円 0 銭
				25 円 0 銭
	ビロケース	縫製	側縫い	1枚につき 103 円 0 銭
				57 円 0 銭
				44 円 0 銭

(効力発生日 令和5年4月28日)

沖縄県内の縫製業の状況

1. 沖縄県衣類縫製製品工業組合

(1) 現状・課題等

- ・正会員17社。県内の縫製業は8～9割がかりゆしウェア、残りは学生服などのユニフォーム。
- ・高齢化により稼働している家内労働者は少ないのではないかと。
- ・製造枚数は令和4年から増えている。需要はあるが、人手不足により発注に応えられていない。
- ・原材料の値上げに伴いかりゆしウェア自体の価格も値上げしているが、人件費の高騰により利益率は落ちている。
- ・介護や子育てのため、自宅ですでけるのが家内労働者であり、今後必要であるが、増える見込みがなく、以前は外国人も2名採用していたが、コロナで帰国。令和7年に当県縫製業として初めて外国人を受け入れ予定。
- ・技術後継者育成のため今後も研修等に努める。

(2) 最低工賃について

- ・工賃は家内労働者の技術力や納期などにより変わってくるので委託者と個別交渉している。詳細は把握していない。人数も少ないので工賃の価格は上げた方がよい。

2. 委託者（11社）からのヒアリング結果

(1) 現状・課題等

- ・最低工賃が定められている認識は11社すべて持っている。最低工賃の改正については「わからない」が6社。「必要」と答えたのが5社。近年沖縄県最低賃金が急激に上昇していることは意識している。
- ・家内労働者の高齢化が顕著。老化により離れていくが後継者不足。採用への応募も無し。今後増える見込みはない。
- ・委託ができなくなったことも考え、自社社員育成を検討。若しくは業者発注しかないが数量が必要で悩むところ。

(2) 最低工賃について

- ・工賃についてはある程度の基準（目安）はあった方がよい。基準に上乗せした単価を設定している。
- ・最低賃金が上がっているので、工賃も見合うよう意識して設定。
- ・工程ごとではなく1枚仕上げでの価格を設定している。

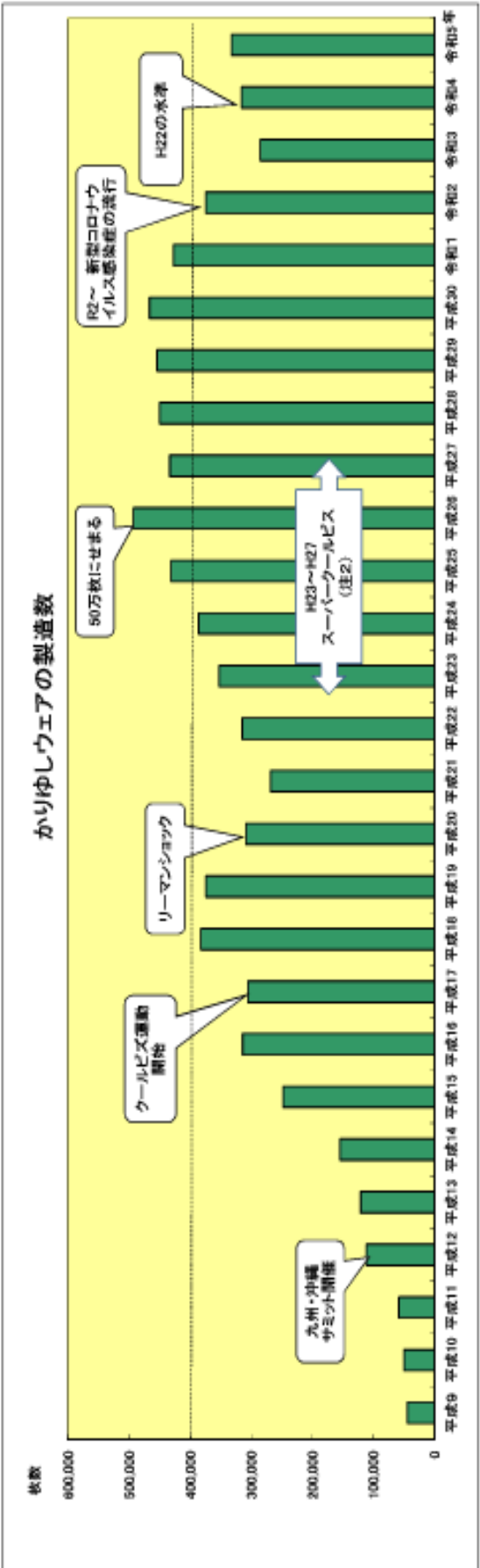
沖縄県内の縫製業の景況等

- かりゆしウェアの製造枚数について令和5年は約33万枚。減少から転じ令和3年以降2年連続で増加。令和6年も増加の見込み。
- 若い人が入ってこないこと、ミシン工の募集にも応募者がいないことで家内労働者の高齢化・後継者不足が大きな課題。
- 需要はあるが人手不足により発注に応えられない。

1 かりゆしウェア製造枚数(下げ札発行枚数)

	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
合計	44,179	49,417	58,060	111,489	121,153	154,650	246,076	314,354	305,556	382,839	374,424	308,833	298,131	315,199	332,833	385,965	431,514	493,035	433,803	450,204	454,437	406,508	427,266	374,525	285,447	316,171	332,855
対前年 比(%)	-	5.23%	8.43%	53.44%	9.45%	33.44%	32.18%	68.27%	△ 2.9%	77.28%	△ 8.41%	△ 8.31%	△ 40.50%	47.06%	37.63%	33.13%	45.54%	81.52%	△ 50.23%	18.40%	4.23%	12.07%	△ 30.34%	△ 52.74%	△ 89.03%	30.72%	18.40%
前年比率		112%	117%	192%	106%	128%	308%	127%	97%	125%	96%	82%	87%	118%	112%	109%	112%	114%	85%	104%	101%	103%	92%	85%	76%	111%	105%

※製造枚数(下げ札発行枚数(注1))は、平成28年度までは沖縄県衣類縫製品工業組合員のみの製造枚数。平成28年からは、沖縄県衣類縫製品工業組合、NPO法人沖縄県工業産業協働センター及び一般社団法人ファッションデザイナーネットワーク後援の合計の製造枚数となる。



注1: かりゆしウェアの生産予定枚数の申請に基づき「下げ札」の発行枚数です。かりゆしウェアは沖縄県衣類縫製品工業組合の所有する登録商標です。同組合は、沖縄県で縫製加工されたものを認定する「沖縄産かりゆしウェア」の下げ札を発行しています。登録第447671号。

注2: スーパーサイクルピスは、「ノーネクタイやノージャケットなどカジュアルな服装をする」「グリーンカーテンを使う」「室温を28度設定に」などを進めて、暑い夏を快適に過ごすという環境省が推進した取り組みのこと。従来のクールビズにはなかった服装の変更がジュラルビも認められています。

縫製業最低工賃への対応方針について

➤ 以下の（１）～（３）のいずれかの対応が必要。

（１）改正（諮問）

最低工賃の改正については、家内労働者・委託者からの申出又は次の要件のいずれかに合致するものから優先的に行うとともに、３年以内に行うものとする。

- イ 前回の改正から３年以上経過しているもの
- ロ 継続性のある業種で、適用家内労働者数が300人以上存在するもの
- ハ 他地域との関連性が強い業種
- ニ 管内の主要業種に関連するもの
- ホ 工賃が低廉な業種



令和７年３月14日沖縄地方労働審議会にて「改正諮問実施が適当」との公労使意見一致により、同日改正諮問実施。令和７年度に最低工賃専門部会を設置、委員を指名し、答申に向けて調査審議を行うこととなった。

（２）廃止（諮問）

適用家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、廃止することも検討すること。なお、当該最低工賃の廃止については、審議会等の意見を十分に尊重すること。

（３）見直し（改正・廃止）について見送る

改正等を行う状況にないと判断する場合は、本審議会において、見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、見送りを行うこと。

縫製業最低工賃の改正の必要性について

- 主要となるかりゆしウェアの景況から、受注量は回復してきているが、人手不足のため受注に对应できない状況。
- 個別の設定では最低工賃にプラスした個別の契約を結ぶケースが多い模様。
- 家内労働者は高齢化が激しく後継者不足で、今後増加する見込みはない。委託業者は今後も委託を継続する方針であるが、将来継続できるかどうかは不透明である。
- 令和3年度の本審議会では、前回（平成30年度）での改正が見送りになった経緯もあり、家内労働者減少の状況からも「見送り・廃止」の議論も一部あったが、「改正すべし」との結論となった。
- 対象の委託業者・家内労働者数は前回審議会時（令和3年度）から減少。委託者（16→11）家内労働者（80→47）。いずれ廃止することの検討も必要。

沖縄県縫製業最低工賃(旧)

1. 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまよめの業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金

品 目				業 務	工 程	金 額	
男子服	作業用ズボン			縫 製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	480 円 0 銭
					裾上げ	1本につき	100 円 0 銭
				ま と め	ボタン付け	1個につき	10 円 0 銭
					糸くず取り	1本につき	21 円 0 銭
設定廃止(※1)							
婦人服・子供服			婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫 製	丸縫い	1枚につき	1,250 円 0 銭
			ブラウス・シャツ	縫 製	丸縫い	1枚につき	500 円 0 銭
			上記共通	ま と め	肩パット付け	1組につき	25 円 0 銭
		婦人用スカート(裏地無し)	縫 製	丸縫い	1枚につき	500 円 0 銭	
					1本につき	450 円 0 銭	
		婦人用スラックス(裏地無し)	ま と め	ボタン付け	1個につき	10 円 0 銭	
				かぎホック付け	1組につき	10 円 0 銭	
				スナップ付け	1組につき	10 円 0 銭	
				糸ループ付け	1ヵ所につき	7 円 0 銭	
		糸くず取り	1枚・本につき	16 円 0 銭			
		婦人用ムーナー	縫 製	丸縫い	1枚につき	310 円 0 銭	
					1枚につき	210 円 0 銭	
					1枚につき	376 円 0 銭	
		ジュニアシャツブラウス	ま と め	糸くず取り	1枚につき	14 円 0 銭	
	設定廃止(※1)						
学 校 服	男子服	上衣(白シャツ)	縫 製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	320 円 0 銭	
				丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	480 円 0 銭	
				芯地張り(半袖)	1枚につき	120 円 0 銭	
				芯地張り(長袖)	1枚につき	140 円 0 銭	
			ま と め	ボタン付け	1個につき	10 円 0 銭	
				穴かがり	1個につき	10 円 0 銭	
			上衣	ま と め	糸くず取り、まつり及び ボタン付け	1枚につき	135 円 0 銭
					糸くず取り	1本につき	21 円 0 銭
		ズボン	ま と め	糸くず取り	1本につき	21 円 0 銭	
				設定廃止(※1)			
	セーラー服	夏物	縫 製	丸縫い	1枚につき	340 円 0 銭	
				芯地張り	1枚につき	120 円 0 銭	
				丸縫い	1枚につき	430 円 0 銭	
				芯地張り	1枚につき	140 円 0 銭	
		冬物	縫 製	丸縫い	1枚につき	430 円 0 銭	
芯地張り	1枚につき			140 円 0 銭			
設定廃止(※1)							
上記共通	ま と め	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	10 円 0 銭			
		糸くず取り	1枚につき	20 円 0 銭			
設定廃止(※1)							
品 目				業 務	工 程	金 額	
学 校 服	ブレザー			ま と め	糸くず取り及びまつり	1枚につき	64 円 0 銭
					ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	10 円 0 銭
	ひだスカート	ブリーツ加工されていないもの	ま と め	糸くず取り、スナップ 付け、アイロンがけ及び ひだのし	1枚につき	80 円 0 銭	
				糸くず取り及び スナップ付け	1枚につき	30 円 0 銭	
				半ズボン	ま と め	糸くず取り	1本につき
		ジャンパースカート		ま と め	糸くず取り及び そで胸口まつり	1枚につき	51 円 0 銭
		設定廃止(※1)					
シ ャ ツ	シア ヤロ ツハ	大人用	縫 製	丸縫い及び パッチポケット付け	1枚につき	350 円 0 銭	
		子供用			1枚につき	200 円 0 銭	
	かり ゆし ウエ ア	男性用開襟タイプ	縫 製	丸縫い(ボタン付け・ 穴かがり・芯地張り無 し)	1枚につき	350 円 0 銭	
		女性用開襟タイプ			1枚につき	290 円 0 銭	
		男女共通(シャツカラー・ボタンダウン・ スタンドカラータイプ)			1枚につき	400 円 0 銭	
		子供用開襟タイプ			1枚につき	200 円 0 銭	
	上記共通		ま と め	糸くず取り	1枚につき	20 円 0 銭	
寝 具 製 品	病衣	S～3Lサイズのもの	縫 製	丸縫い	1枚につき	350 円 0 銭	
		4L～5Lサイズのもの			1枚につき	450 円 0 銭	
		上記共通		ま と め	タグ付け	1枚につき	20 円 0 銭
					糸くず取り	1枚につき	15 円 0 銭
	ピロケース		縫 製	側縫い	1枚につき	82 円 0 銭	
	羽根枕 中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	45 円 0 銭	
		裏地の付いていないもの			1枚につき	35 円 0 銭	
	敷布団(Sサイズのもの)		縫 製	側縫い	1枚につき	26 円 0 銭	
	掛布団(Sサイズのもの)				1枚につき	93 円 0 銭	
	パット				1枚につき	26 円 0 銭	
ニ ッ ト 製 品 等	パンティ		ま と め	ゴム通し	1枚につき	3 円 0 銭	
	ブリーフ	縫 製	天ゴムネーム付け	1枚につき	3 円 40 銭		
			袋入れ及び箱詰め	1枚につき	3 円 30 銭		
	Tシャツ	ま と め	糸切り	1枚につき	2 円 10 銭		
			ネーム折り	1枚につき	0 円 43 銭		
ショーツ		縫 製	丸縫い及びゴム結び	1枚につき	18 円 0 銭		
設定廃止(※1)							

効力発生日 平成27年4月30日

沖縄県縫製業最低工賃(現行)

1. 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまよめの業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金

品 目		業 務	工 程	金 額		
男子服	作業用ズボン		縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき 605 円 0 銭	
				裾上げ	1本につき 126 円 0 銭	
婦人服・子供服		婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫製	丸縫い	1枚につき 1,575 円 0 銭	
		ブラウス・シャツ	縫 製	丸縫い	1枚につき 630 円 0 銭	
		婦人用スカート(裏地無し)	縫製	丸縫い	1枚につき 630 円 0 銭	
		婦人用スラックス(裏地無し)			1本につき 567 円 0 銭	
		上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚・本につき 20 円 0 銭
		子供用ムーニー		縫製	丸縫い	1枚につき 265 円 0 銭
		ジュニアシャツブラウス				1枚につき 474 円 0 銭
学 校 服	男子服	上衣(白シャツ)	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき 403 円 0 銭	
				丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき 605 円 0 銭	
			まとめ	ボタン付け	1個につき 13 円 0 銭	
				穴かがり	1個につき 13 円 0 銭	
		上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及び ボタン付け	1枚につき 170 円 0 銭	
	セーラー服					
		夏物	縫製	丸縫い	1枚につき 428 円 0 銭	
		冬物	縫製	丸縫い	1枚につき 542 円 0 銭	
		上記共通	まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき 13 円 0 銭	
				糸くず取り	1枚につき 25 円 0 銭	
学 校 服		ブレザー	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき 81 円 0 銭	
				ボタン付け(スナップ付け)	1個につき 13 円 0 銭	
		ひだスカート	縫製	丸縫い	1枚につき 630 円 0 銭	
シ ャ ツ	シアロツハ	大人用	縫 製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき 441 円 0 銭	
		子供用			1枚につき 252 円 0 銭	
		男性用開襟タイプ	縫 製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき 441 円 0 銭	
		女性用開襟タイプ			1枚につき 365 円 0 銭	
		男女共通(シャツカラー・ボタндаウン・スタンドカラータイプ)			1枚につき 504 円 0 銭	
					子供用開襟タイプ	1枚につき 252 円 0 銭
		上記共通			ま と め	糸くず取り
寝 具 製 品	ピロケース		縫 製	側縫い	1枚につき 103 円 0 銭	
	羽根枕中袋	裏地の付いているもの			1枚につき 57 円 0 銭	
		裏地の付いていないもの			1枚につき 44 円 0 銭	

※1
当該品目に係る委託業務が確認できなかったため。

(効力発生日 令和5年4月28日)

沖縄県縫製業最低工賃(他県の類似工賃との比較)

1. 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

	品 目			業 務	工 程	金 額		青森県/R7.5.1	岩手県/R4.6.1	宮城県/H29.5.4	秋田県/R6.4.24
男子服	作業用ズボン			縫 製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	605 円 0 銭				
					裾上げ	1本につき	126 円 0 銭				
婦人服・子供服		婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	縫 製	丸縫い	1枚につき	1,575 円 0 銭					
		ブラウス・シャツ		丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭					
		婦人用ワンピース(裏地無し)		丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭					
		婦人用スラックス(裏地無し)			1本につき	567 円 0 銭					
	上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚・本につき	20 円 0 銭	25～29円/1枚	17～25円/1枚	22～30円/1枚	32円/1枚	
	子供用ムームー		縫 製	丸縫い	1枚につき	265 円 0 銭					
	ジュニアシャツブラウス				1枚につき	474 円 0 銭					
学 校 服	男子服	上衣(白シャツ)	縫 製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	403 円 0 銭					
				丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	605 円 0 銭					
			まとめ	ボタン付け	1個につき	13 円 0 銭					
				穴かがり	1個につき	13 円 0 銭					
		上衣		まとめ	糸くず取り、まつり及び ボタン付け	1枚につき	170 円 0 銭				
	セーラー服	夏物	縫 製	丸縫い	1枚につき	428 円 0 銭					
		冬物		丸縫い	1枚につき	542 円 0 銭					
		上記共通		まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13 円 0 銭				
					糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭				
			品 目			業 務	工 程	金 額			
学 校 服	ブレザー			まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	81 円 0 銭				
					ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13 円 0 銭				
	ひだスカート			縫 製	丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭				
シ ャ ツ	シア ヤ ロ ッ ク ハ	大人用	縫 製	丸縫い及び パッチポケット付け	1枚につき	441 円 0 銭					
		子供用			1枚につき	252 円 0 銭					
	かり ゆ し ウ ェ ア	男性用開襟タイプ	縫 製	丸縫い(ボタン付け・ 穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	441 円 0 銭					
		女性用開襟タイプ			1枚につき	365 円 0 銭					
		男女共通(シャツカラー・ボタン ダウン・ スタンドカラータイ プ)			1枚につき	504 円 0 銭					
		子供用開襟タイプ			1枚につき	252 円 0 銭					
	上記共通			まとめ	糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭				
寝 具 製 品	ピロケース			縫 製	側縫い	1枚につき	103 円 0 銭				
	羽根枕 中袋	裏地の付いているもの				1枚につき	57 円 0 銭				
		裏地の付いていないもの				1枚につき	44 円 0 銭				

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃

効力発生の日 令和7年5月1日

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

1 男子既製服製造業に係るまとめの業務

品 目	工 程	規 格	金 額
背 広 上 衣	① 上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に	1枚(30センチメートル)につき 52 円
	② 下襟絡げまつり	6針以上	1枚(10センチメートル)につき 44 円
	③ 肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に	1枚(17センチメートル×2)につき 44 円
	④ 袖付け裏まつり	9針以上	1枚(60センチメートル×2)につき 179 円
	⑤ アームホール星入れ	針目が3センチメートル間隔に	1枚(15センチメートル×2)につき 86 円
	⑥ 身返し奥星入れ	4針以上	1枚(70センチメートル×2)につき 122 円
	⑦ 身返し7mm星入れ		1枚(45センチメートル×2)につき 72 円
	⑧ 背裏鎖止め	鎖糸ループ付け	1枚につき 17 円
	⑨ ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上	1か所(10センチメートル)につき 22 円
	⑩ ベント止め	2本糸を×印の仕付け止め	1か所につき 11 円
	⑪ 背裾まつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上	1枚(20センチメートル×2)につき 75 円
	⑫ ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、根巻き4回 以上	1個につき 17 円
	⑬ 前裏裾まつり	針目が3センチメートル間隔に	1枚(30センチメートル×2)につき 67 円
	⑭ 脇裏まつり	5針以上	1枚(55センチメートル×2)につき 67 円
	⑮ 肩パット付け		1組につき 44 円
	⑯ 糸始末(糸くず取りを含む。 以下同じ)		1枚につき 44 円
ズ ボ ン	① 腰裏かんぬき止め	12か所	1本につき 50 円
	② 腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に 10針以上	1本につき 15 円
	③ 前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に	1本につき 15 円
	④ 天ぐ裏まつり	6針以上	1本につき 15 円
	⑤ シックまつり		1本につき 15 円
	⑥ 小股千鳥		1本につき 29 円
	⑦ 内股千鳥		1本につき 29 円
	⑧ 腰裏奥まつり	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1本につき 44 円
	⑨ ボタン付け	小ボタン、根巻き4回以上	1個につき 11 円
	⑩ 糸始末		1本につき 34 円

(規格の「間隔」とは、左右又は前後の開きをいい、「間隔に○針以上」とは、開きの内側の針目の数を指している。)

※ 最低工賃に関するご相談・お問い合わせは

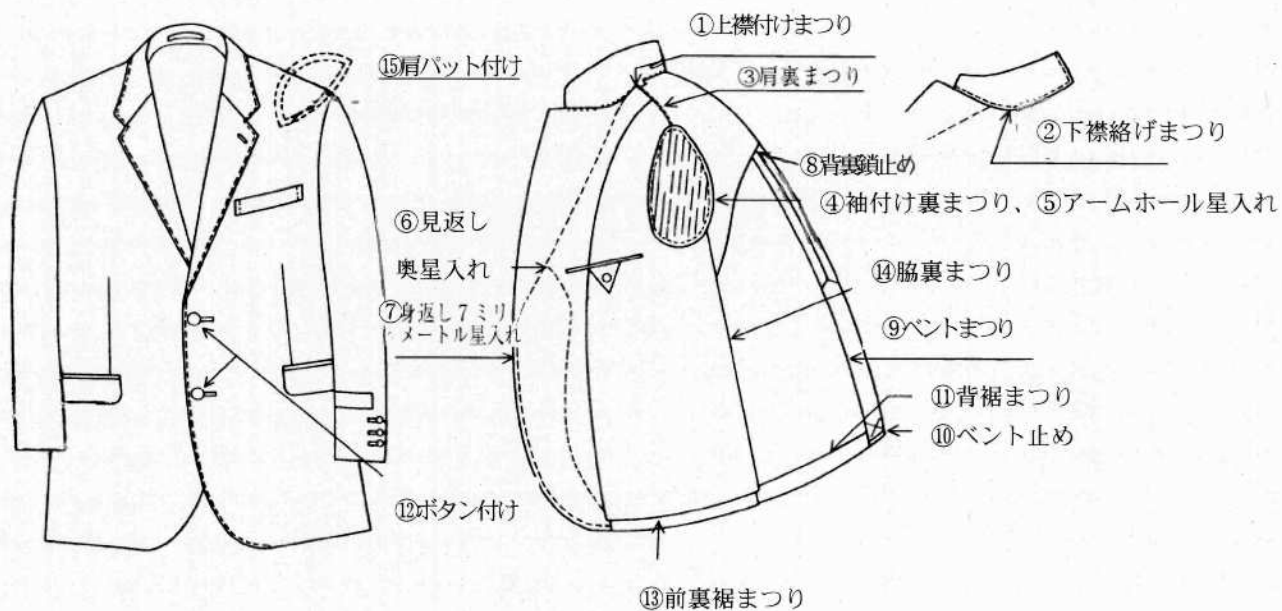
青森労働局 労働基準部 賃金室(TEL 017-734-4114)又は最寄りの労働基準監督署まで

男子既製服上衣まとめ作業工程解説図

表 面

裏 面

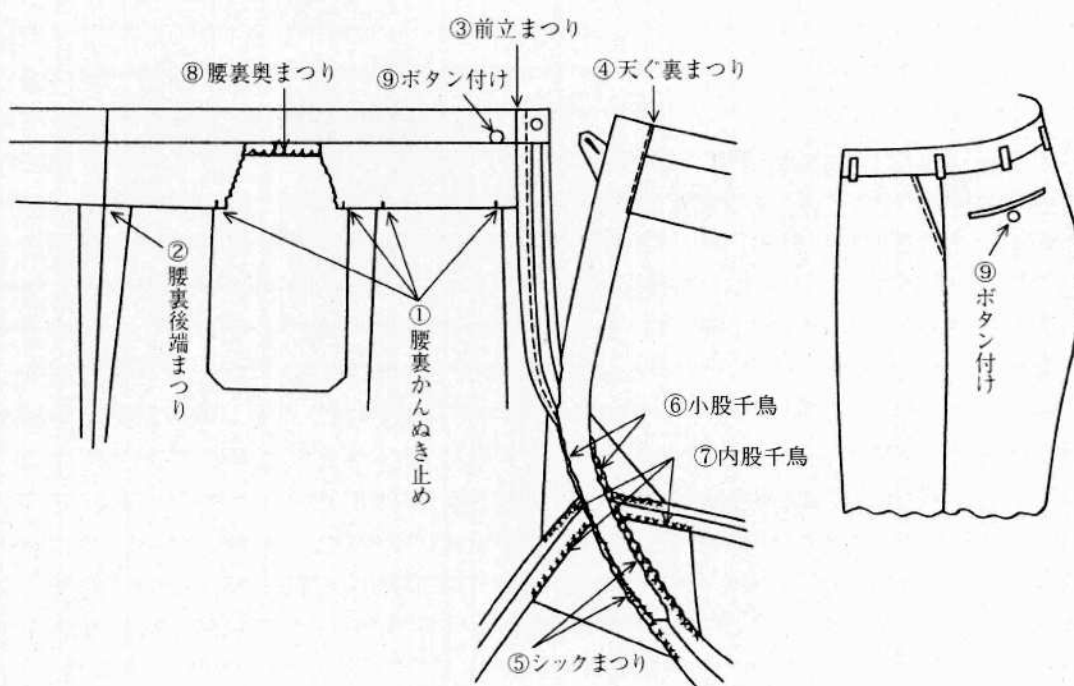
えり裏



男子既製服ズボンまとめ作業工程解説図

裏 面

表 面



2 婦人既製服製造業に係るまとめの業務

品 目	工 程	規 格	金 額
ワンピース	① 裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 19 円
	② スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 19 円
	③ 鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 25 円
	④ ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 15 円
		飾りボタン付け	1個につき 11 円
	⑤ 鎖系ループ付け		1か所につき 15 円
	⑥ プリーツ仕付け	×印の仕付け止め	1か所につき 11 円
	⑦ 肩パット付け		1組につき 44 円
	⑧ 糸始末		1枚につき 29 円
ブルゾン	① 身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 15 円
	② 身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 25 円
	③ ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 15 円
	④ ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき 11 円
	⑤ 身返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 17 円
	⑥ 袖付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 25 円
	⑦ 袖口裏まつり		10センチメートルにつき 25 円
	⑧ 鎖系ループ付け		1か所につき 25 円
	⑨ 肩パット付け		1組につき 44 円
	⑩ 糸始末		1枚につき 25 円
コート	① スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 19 円
	② ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 15 円
		力ボタン付け	1個につき 19 円
	③ 鎖系ループ付け		1か所につき 19 円
	④ ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき 11 円
	⑤ 肩パット付け		1組につき 44 円
			1枚につき 30 円
スカート	① 裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 19 円
	② スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 25 円
	③ 鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 25 円
	④ ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 11 円
	⑤ 鎖系ループ付け		1か所につき 16 円
	⑥ ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき 11 円
			1か所につき 11 円
	⑦ プリーツ仕付け		1枚につき 21 円
スラックス	① スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 19 円
	② 鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 23 円
	③ ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 15 円
		飾りボタン付け	1個につき 11 円
	④ 糸始末		1枚につき 25 円

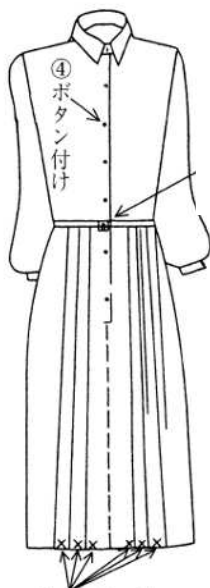
(規格の「間隔」とは、左右又は前後の開きをいい、「間隔に○針以上」とは、開きの内側の針目の数を指している。)

※ 最低工賃に関するご相談・お問い合わせは

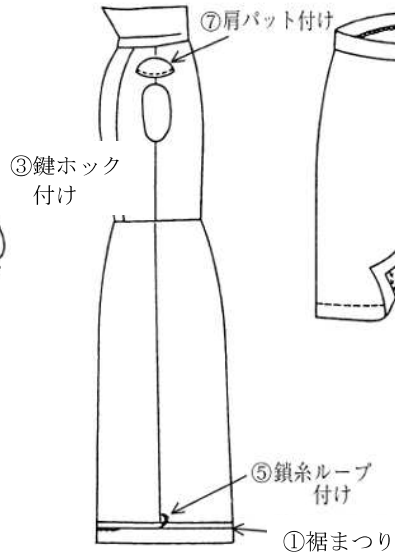
青森労働局 労働基準部 賃金室(TEL 017-734-4114)又は最寄りの労働基準監督署まで

婦人既製服まとめ作業工程解説図

ワンピース



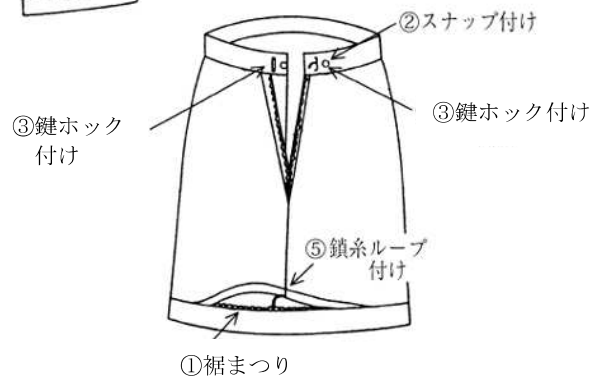
プリーツ仕付け
[ワンピース⑥ スカート⑦]



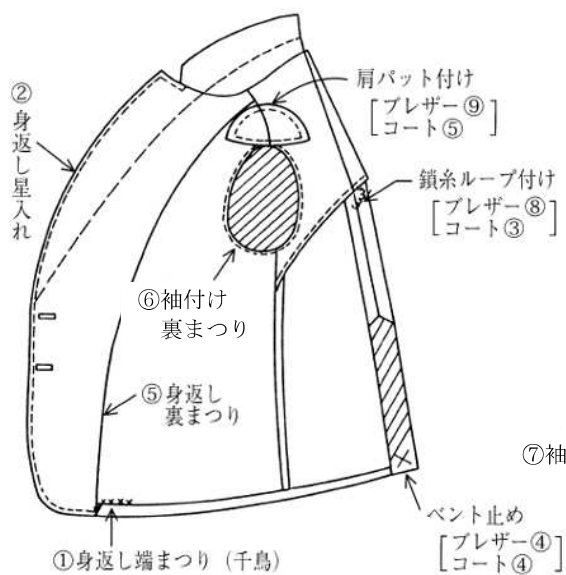
スカート



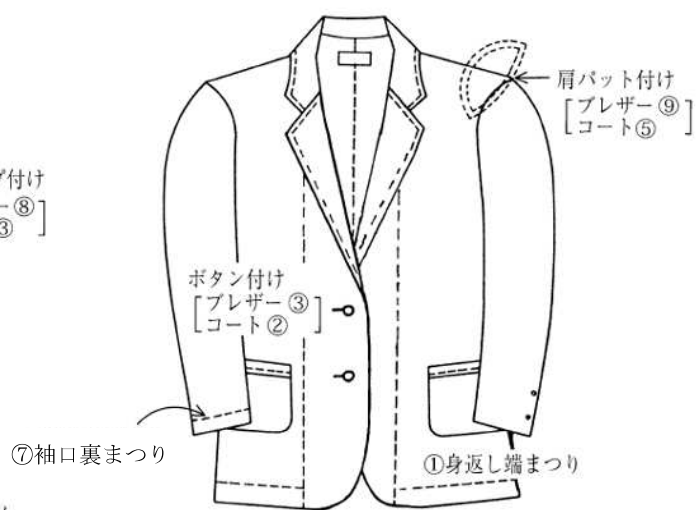
スラックス



ブレザーコート 裏面



ブレザーコート 表面



岩手県既製洋服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 岩手県の区域内で女子・男子既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 女子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額			
		単 位	ワンピース 又は ブラウス	ジャケット 又は コート	スカート 又は スラックス
千鳥がけ	長さが3cm間に6個以上	1 か所につき	10 円	11 円	10 円
星入れ	長さが3cm間に3針以上	10cmにつき	16 円	16 円	
まつり	長さが3cm間に4針以上	10cmにつき	10 円	10 円	9 円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	1組につき	23 円	23 円	23 円
かぎホック付け	前かん、大きさ共通	1組につき	21 円	21 円	21 円
	スプリングホック、大きさ共通	1組につき	23 円	23 円	23 円
玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5cm以内	1個につき	15 円	15 円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	1 か所につき	7 円		
ボタン付け	根巻きなし	1個につき	8 円	11 円	7 円
	根巻きあり	1個につき	10 円	12 円	9 円
	力ボタン付き、根巻きあり	1個につき	12 円	13 円	12 円
鎖系ループ付け	系ループの長さ共通	1 か所につき	6 円	6 円	6 円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	8 円	8 円	8 円
セツパ止め	3針以上	1 か所につき	4 円	4 円	4 円
腰裏タッキング止め	3針以上	1か所につき			5 円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	8 円	8 円	8 円
肩パット付け	3か所以上、ループ止め	1 組につき	31 円	31 円	
糸くず取り		1枚につき	25 円	25 円	17 円

(2) 男子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額			
		単 位	背広上衣 又は ジャケット	コート	スラックス
上襟付けまつり	針目が3 cm間隔に6 針以上	1 枚(30 cm)につき	42 円		
そで付け裏まつり	針目が3 cm間隔に9 針以上	1 枚(60 cm×2)につき	176 円		
前裏すそまつり	針目が3 cm間隔に5 針以上	1 枚(30 cm×2)につき	65 円		
見返し7mm 星入れ	針目が3 cm間隔に4 針以上	1 枚(45 cm×2)につき	101 円		
そで口裏まつり	針目が3 cm間隔に9 針以上	1 枚(32 cm×2)につき	75 円		
背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ1 cm	1 枚につき	15 円	19 円	
ベントまつり	針目が3 cm間隔に6 針以上	10 cmにつき	20 円	25 円	
ベント止め	2 本糸で×印しつけ止め	1 か所につき	10 円	9 円	
ボタン付け	大・中ボタン(4 つ穴)、糸足つき根巻きあり	1 個につき		16 円	
	中ボタン(4 つ穴)、根巻きあり	1 個につき	12 円		
	小ボタン(4 つ穴)、根巻きなし	1 個につき	10 円	14 円	
	小ボタン、糸足つき根巻きあり	1 個につき			12 円
腰裏タッキング止め	3 針以上	1 か所につき			3 円
腰裏後端まつり	針目が3 cm間隔に10 針以上	1 本につき			11 円
前立てまつり	針目が3 cm間隔に6 針以上	1 本につき			14 円
天ぐ裏まつり		1 本につき			14 円
シックまつり		1 本につき			26 円
小またちどり		1 本につき			16 円
内またちどり		1 本につき			20 円
尻縫目ちどり		1 本につき			15 円
糸くず取り		1 枚につき	32 円	92 円	29 円

発効年月日 令和4年6月1日

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃

男子服・婦人服製造業に従事する家内労働者の最低工賃が改正されました。

平成29年5月4日から宮城県全域に適用

- 適用する家内労働者……宮城県の区域内で、男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者……前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 男子服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で

換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品 目	工 程	規 格	金 額
背広上衣	下襟からげまつり (すみまつり)	針目が3センチメートル 間隔に6針以上	1枚(10センチメートル)につき 30円
	肩裏まつり	針目が3センチメートル 間隔に9針以上	1枚(17センチメートル×2)につき 37円
	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル 間隔に5針以上	1枚(60センチメートル×2)につき 126円
	前裏すまつり	針目が3センチメートル 間隔に5針以上	1枚(30センチメートル×2)につき 42円
	見返し奥星入れ	針目が3センチメートル 間隔に4針以上	1枚(70センチメートル×2)につき 85円
	見返し7ミリメートル 星入れ	針目が3センチメートル 間隔に4針以上	1枚(45センチメートル×2)につき 58円
	そで口裏まつり	針目が3センチメートル 間隔に9針以上	1枚(32センチメートル×2)につき 66円
	背裏鎖止め (鎖止め)	鎖糸ループ長さ1センチメートル	1枚につき 15円
	ベントまつり	針目が3センチメートル 間隔に6針以上	1枚(10センチメートル)につき 16円
	背すまつり	針目が3センチメートル 間隔に6針以上	1枚(20センチメートル×2)につき 53円
	糸くず取り		1枚につき 36円
	腰裏かんぬき止め	8か所	1本につき 46円
	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル 間隔に10針以上	1本につき 11円
ズボン	前立てまつり	針目が3センチメートル 間隔に6針以上	1本につき 11円
	天ぐ裏まつり	針目が3センチメートル 間隔に6針以上	1本につき 11円
	シックまつり	針目が3センチメートル 間隔に6針以上	1本につき 32円
	小またちどり	針目が3センチメートル 間隔に6針以上	1本につき 18円
	内またちどり	針目が3センチメートル 間隔に6針以上	1本につき 25円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき根巻 4回以上	1個につき 12円
	糸くず取り		1本につき 29円
	腰裏かんぬき止め	8か所	1本につき 46円
	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル 間隔に10針以上	1本につき 11円
	前立てまつり	針目が3センチメートル 間隔に6針以上	1本につき 11円

(2) 婦人服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した

金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品 目	工 程	規 格	金 額
ワンピース	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル 間隔に5針以上	1か所につき 13円
	すそまつり	針目が3センチメートル 間隔に4針以上	10センチメートルにつき 12円
	スナップ付け	1センチメートル以上型 1センチメートル未満型	1組につき 16円 17円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円
	鎖糸ループ付け	鎖糸ループ長さ1センチメートル	1か所につき 14円
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 9円
	見返し裏まつり	針目が3センチメートル 間隔に4針以上	10センチメートルにつき 29円
	肩パット付け		1組につき 36円
	糸くず取り		1枚につき 30円
	腰裏かんぬき止め	8か所	1本につき 46円
	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル 間隔に10針以上	1本につき 11円
	前立てまつり	針目が3センチメートル 間隔に6針以上	1本につき 11円
	天ぐ裏まつり	針目が3センチメートル 間隔に6針以上	1本につき 11円
	シックまつり	針目が3センチメートル 間隔に6針以上	1本につき 32円

品 目	工 程	規 格	金 額
ブレザー	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル 間隔に5針以上	1か所につき 16円
	見返し星入れ	針目が3センチメートル 間隔に3針以上	10センチメートルにつき 34円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上 20ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円 1個につき 13円
	力ボタン付き ボタン付け	18ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上 20ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円 1個につき 15円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 10円
	肩パット付け		1組につき 35円
	糸くず取り		1枚につき 27円
	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル 間隔に5針以上	1か所につき 13円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 16円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上 20ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円 1個につき 12円
コート	力ボタン付き ボタン付け	18ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上 20ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 14円 1個につき 15円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 9円
	ブリーツしつけ		1か所につき 9円
	肩パット付け		1組につき 33円
	糸くず取り		1枚につき 26円
	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル 間隔に5針以上	1か所につき 11円
	スナップ付け	1センチメートル以上型 1センチメートル未満型	1組につき 16円 17円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上 20ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円 1個につき 11円
	鎖糸ループ付け	鎖糸ループ長さ1センチメートル	1か所につき 14円
スカート	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 9円
	ブリーツしつけ		1か所につき 8円
	ウエスト裏まつり	針目が3センチメートル 間隔に7針以上	20センチメートルにつき 32円
	糸くず取り		1枚につき 22円
	3段前かん		1組につき 22円
	スナップ付け	1センチメートル以上型 1センチメートル未満型	1組につき 16円 18円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上 20ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円 1個につき 13円
	糸くず取り		1枚につき 22円
	3段前かん		1組につき 20円

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは、次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなくてはなりません。最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などをその都度、記入しなければなりません。

最低工賃についてのご照会、ご相談は、宮城労働局労働基準部貸金室（仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 1022-299-8841）

または、最寄りの労働基準監督署へご連絡下さい。

仙台労働基準監督署 022-299-9075
石巻労働基準監督署 0225-22-3365
古川労働基準監督署 0229-22-2112

大河原労働基準監督署 0224-53-2154
瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

宮 城 労 働 局

秋田県男子服・婦人服・子供服製造業 最低工賃額 が改正 されました

令和6年4月24日発効

1 適用する 家内労働者

秋田県の区域内で男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務、婦人服製造業に係るワンピース、上衣、スカート、ズボン若しくはブラウスのまとめの業務又は子供服製造業に係るワンピース、上衣、スカート若しくはズボンのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

次の表に掲げる品目、
工程及び規格の区分
に応じ、金額欄に掲げ
る金額



品 目	工 程	規 格	金 額
男子服 背広上衣 ズボン	奥まつり	針目が3 cm間隔に7針以上	1枚6 cmにつき 18円
	逆まつり	針目が3 cm間隔に7針以上	1枚12 cmにつき 18円
	端まつり	針目が3 cm間隔に7針以上	1枚6 cmにつき 18円
	千鳥まつり	針目が4 cm間隔に5針以上	1枚4 cmにつき 12円
	星入れ	針目が7 cm間隔に10針以上	1枚12 cmにつき 18円
	ボタン付け	根巻き付き力ボタン	1個につき 20円
		根巻き付き	1個につき 15円
		根巻き無し	1個につき 15円
	ループ止め	2 cm以上4 cm以下	1か所につき 12円
	×印しつけ	3 cm以上4 cm以下	1か所につき 9円
	糸くず取り	上衣	1枚につき 36円
		ズボン	1本につき 16円
	かんぬき止め	ズボン8か所	1本につき 36円
婦人服 ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	裏まつり	針目が3 cm間隔に7針以上	1枚6 cmにつき 18円
	千鳥まつり	針目が4 cm間隔に5針以上	1枚4 cmにつき 12円
	星入れ	針目が7 cm間隔に10針以上	1枚12 cmにつき 18円
	ボタン付け	根巻き付き力ボタン	1個につき 20円
		根巻き付き	1個につき 15円
		根巻き無し	1個につき 15円
	かぎホック付け	花芯	1組につき 26円
	スナップ付け	花芯	1組につき 30円
	糸ループ付け	3 cm以上4 cm以下	1か所につき 12円
	×印しつけ	3 cm以上4 cm以下	1か所につき 9円
	糸くず取り	上衣	1枚につき 32円
		スカート	1枚につき 22円
子供服 ワンピース 上衣 スカート ズボン	肩パット付け		1組につき 31円
	ボタン付け		1個につき 9円
	かぎホック付け	花芯	1組につき 26円
	スナップ付け	花芯	1組につき 31円
	糸ループ付け	2 cm以上3 cm以下	1か所につき 9円
	糸くず取り		1枚につき 24円

※金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1 cm単位で換算した金額とし、1 cm未満の長さは切り上げるものとする。

最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことに注意願います。

1. 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。
2. 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などそのつど記入しなければなりません。

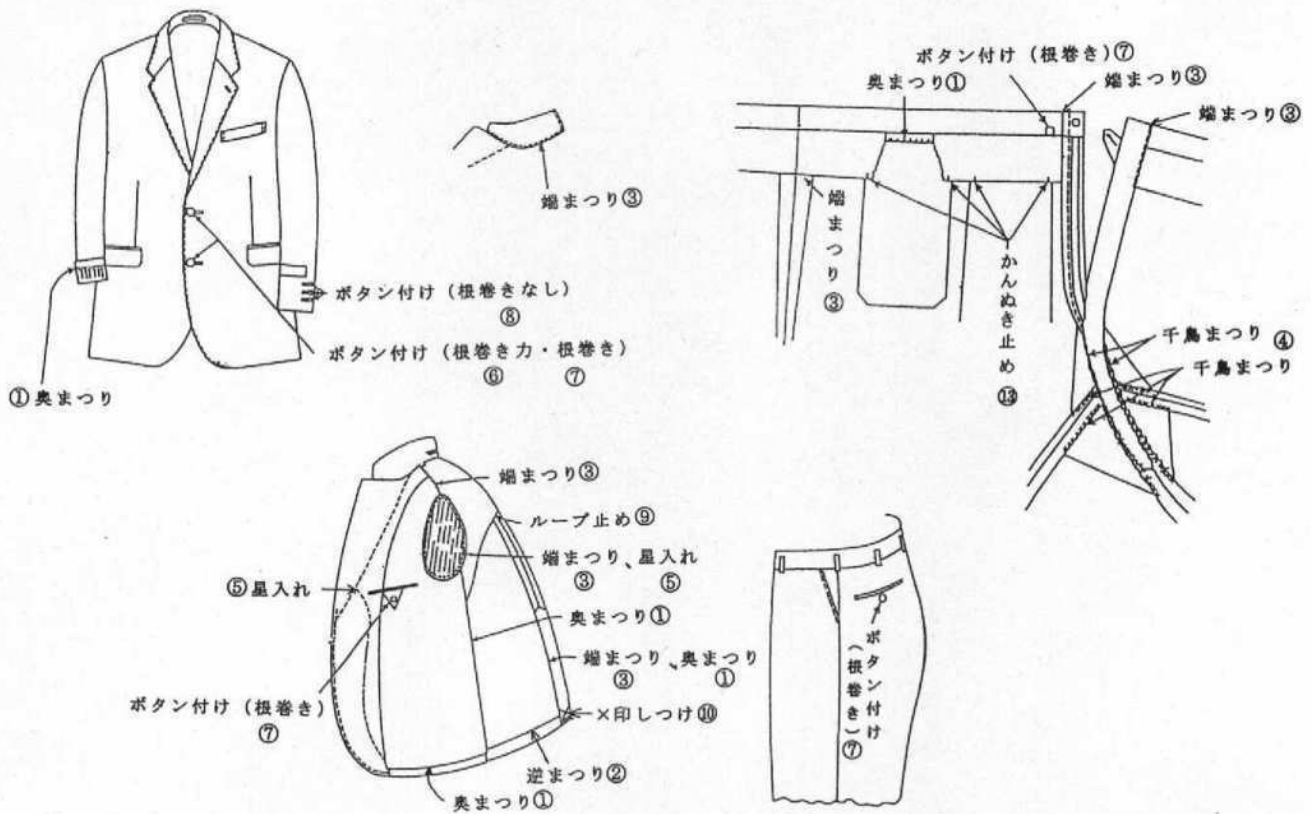
※ 危害防止のため、委託者は「作業心得」などの書面を交付し、家内労働者は交付された書面を見やすい場所へ掲示するなどの措置を講じなければなりません。

詳しくは、秋田労働局賃金室（TEL018-883-4266）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

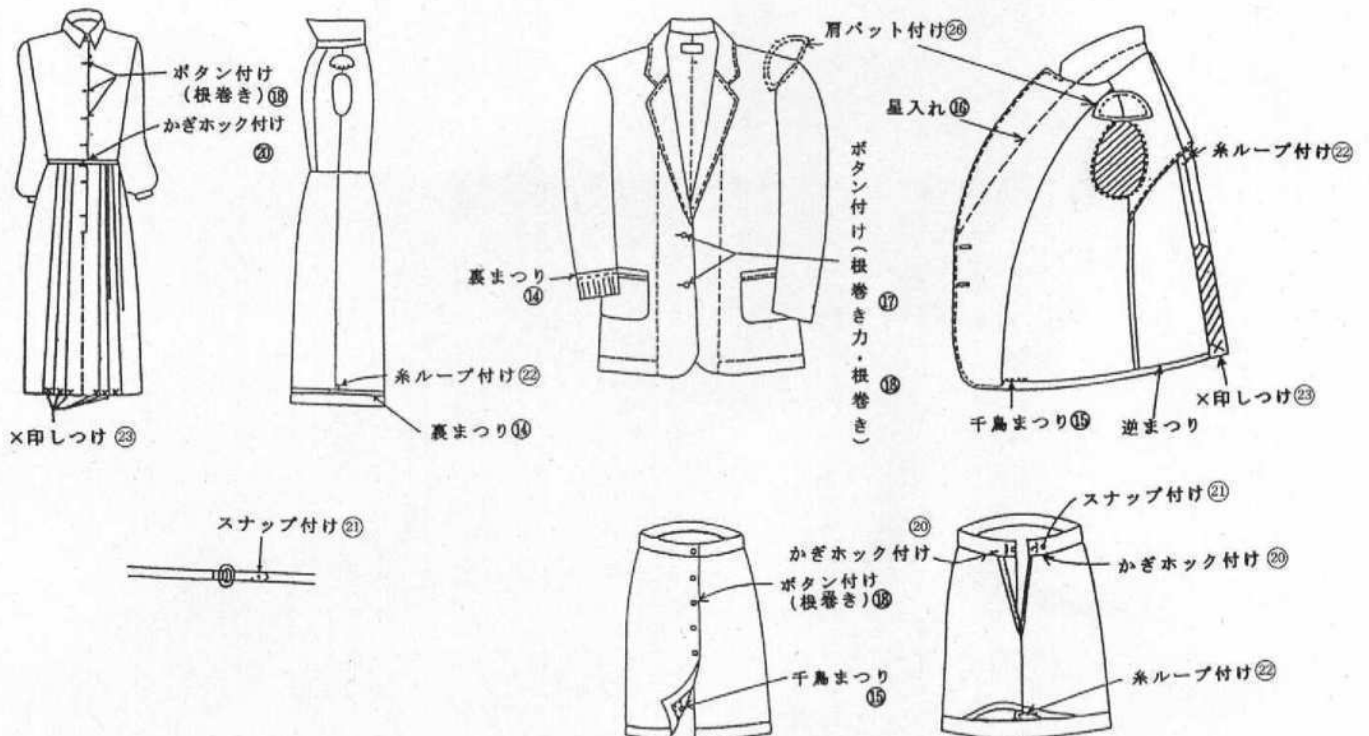
●秋田労働基準監督署 TEL018-865-3671 ●能代労働基準監督署 TEL0185-52-6151 ●大館労働基準監督署 TEL0186-42-4033
●横手労働基準監督署 TEL0182-32-3111 ●大曲労働基準監督署 TEL0187-63-5151 ●本荘労働基準監督署 TEL0184-22-41240

まとめ作業工程解説図

男子服



婦人服



山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃 改正のお知らせ

【令和6年5月1日から発効】

- ◎ 男子・婦人既製服製造業の最低工賃が改正になりました。
委託者は家内労働者に対し、最低工賃額以上の工賃を支払う義務があります。
この最低工賃は、次の業務に従事する県内全ての家内労働者（内職者）に適用されます。
- ◎ 家内労働（内職）中の災害防止や健康管理に心掛けましょう。

最低工賃についての照会、ご相談は下記へ連絡ください。

山形労働局 労働基準部 賃金室

〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
TEL (023) 624-8224



山形労働基準監督署 TEL (023) 624-6211
山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎

米沢労働基準監督署 TEL (0238) 23-7120
米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎

庄内労働基準監督署 TEL (0235) 22-0714
鶴岡市大塚町17-27 鶴岡合同庁舎

新庄労働基準監督署 TEL (0233) 22-0227
新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎

村山労働基準監督署 TEL (0237) 55-2815
村山市楯岡楯2-28 村山合同庁舎

(1) 男子既製服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、
1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品 目	工 程	規 格	金 額
背広上衣	1	上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上 1枚(30センチメートル)につき 41 円
	2	肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 9針以上 1枚(17センチメートル×2)につき 47 円
	3	そで付け裏まつり	1枚(60センチメートル×2)につき 155 円
	4	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 9針以上 1枚(32センチメートル×2)につき 77 円
	5	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上 1枚(10センチメートル)につき 19 円
	6	ベント止め	2本糸で×印のしつけ止め 1枚につき 11 円
	7	背すそまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上 1枚(20センチメートル×2)につき 58 円
	8	ボタン付け	根巻きあり 力ボタンあり (4つ穴) 1個につき 24 円
			根巻きあり 力ボタンなし (4つ穴) 1個につき 19 円
			根巻きなし 力ボタンなし (4つ穴) 1個につき 12 円
	9	糸くず取り	1枚につき 45 円
ズボン	1	腰裏かんぬき止め	8カ所 1本につき 31 円
	2	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に 10針以上 1本につき 12 円
	3	前立てまつり	1本につき 12 円
	4	天ぐ裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上 1本につき 12 円
	5	シックまつり	1本につき 15 円
	6	ボタン付け	根巻きあり 力ボタンあり (4つ穴) 1個につき 12 円
			根巻きあり 力ボタンなし (4つ穴) 1個につき 10 円
			根巻きなし 力ボタンなし (4つ穴) 1個につき 10 円
	7	糸くず取り	1本につき 32 円

(2) 婦人既製服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、
1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品 目	工 程	規 格	金 額
ワンピース	1	スナップ付け	1センチメートル型 1組につき 21 円
	2	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴 1組につき 22 円
	3	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴) 1個につき 13 円
			根巻きあり カボタンあり (4つ穴) 1個につき 15 円
			根巻きあり カボタンなし (2つ穴) 1個につき 11 円
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴) 1個につき 12 円
			根巻きなし カボタンなし (2つ穴) 1個につき 11 円
			根巻きなし カボタンなし (4つ穴) 1個につき 12 円
	4	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル 1ヵ所につき 13 円
	5	プリーツしつけ	×印のしつけ止め 1ヵ所につき 9 円
	6	肩パット付け	1組につき 37 円
	7	糸くず取り	1枚につき 20 円
ブレザー	1	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上 1ヵ所につき 15 円
	2	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上 10センチメートルにつき 22 円
	3	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴) 1個につき 16 円
			根巻きあり カボタンあり (4つ穴) 1個につき 17 円
			根巻きあり カボタンなし (2つ穴) 1個につき 12 円
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴) 1個につき 12 円
			根巻きなし カボタンなし (2つ穴) 1個につき 12 円
			根巻きなし カボタンなし (4つ穴) 1個につき 12 円
	4	ベント止め	×印のしつけ止め 1ヵ所につき 10 円
	5	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 4針以上 10センチメートルにつき 13 円
	6	肩パット付け	1組につき 38 円
	7	糸くず取り	1枚につき 22 円
コート	1	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上 1ヵ所につき 13 円
	2	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上 10センチメートルにつき 21 円
	3	スナップ付け	1センチメートル型 1組につき 21 円

品 目	工 程	規 格	金 額
コート	4 ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴)	1個につき 15 円
		根巻きあり カボタンあり (4つ穴)	1個につき 17 円
		根巻きあり カボタンなし (2つ穴)	1個につき 11 円
		根巻きあり カボタンなし (4つ穴)	1個につき 13 円
		根巻きなし カボタンなし (2つ穴)	1個につき 11 円
		根巻きなし カボタンなし (4つ穴)	1個につき 13 円
	5 鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1ヵ所につき 13 円
	6 ベント止め	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 11 円
	7 プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 10 円
	8 見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 4針以上	10センチメートルにつき 21 円
スカート	9 肩パット付け		1組につき 37 円
	10 糸くず取り		1枚につき 26 円
	1 スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 21 円
	2 かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 25 円
	3 ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴)	1個につき 12 円
		根巻きあり カボタンあり (4つ穴)	1個につき 15 円
		根巻きあり カボタンなし (2つ穴)	1個につき 10 円
		根巻きあり カボタンなし (4つ穴)	1個につき 12 円
		根巻きなし カボタンなし (2つ穴)	1個につき 10 円
		根巻きなし カボタンなし (4つ穴)	1個につき 12 円
	4 鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1ヵ所につき 13 円
	5 ベント止め	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 10 円
	6 プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 9 円
スラックス	1 スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 21 円
	2 かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 26 円
	3 ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴)	1個につき 12 円
		根巻きあり カボタンあり (4つ穴)	1個につき 15 円
		根巻きあり カボタンなし (2つ穴)	1個につき 10 円
		根巻きあり カボタンなし (4つ穴)	1個につき 12 円
		根巻きなし カボタンなし (2つ穴)	1個につき 10 円
		根巻きなし カボタンなし (4つ穴)	1個につき 12 円
	4 鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1ヵ所につき 10 円
	5 ベント止め	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 10 円
	6 プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1ヵ所につき 9 円

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者

福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目		工 程		金 額	
男 子 既 製 洋 服	上 衣	そで裏まつり		10センチメートルにつき	24 円
		そでまつり星入れ		10センチメートルにつき	16 円
		そで口裏まつり		10センチメートルにつき	16 円
		見返し星入れ		10センチメートルにつき	15 円
		前身端星入れ		10センチメートルにつき	11 円
		えり付けまつり		10センチメートルにつき	19 円
		下えりからげまつり		10センチメートルにつき	20 円
		肩裏まつり		10センチメートルにつき	18 円
		背わき（わき裏）まつり		10センチメートルにつき	19 円
		背鎖止め（本鎖のもの）		3センチメートルにつき	28 円
		パンツまつり		10センチメートルにつき	24 円
		パンツ止め（×印に限る）		1か所につき	9 円
		背すそ奥まつり （背ぬきのものに限る）		10センチメートルにつき	16 円
		前裏すそ奥まつり及び 背ぬき以外の背すそ奥まつり		10センチメートルにつき	14 円
		小ボタンのボタン付け		1個につき	15 円
	糸くず取り	接着芯縫製のもの	1枚につき	34 円	
		毛芯縫製のもの	1枚につき	134 円	
	ズ ボ ン	腰裏まつり		10センチメートルにつき	16 円
		腰裏かんぬき止め		1か所につき	8 円
		小またちどり		10センチメートルにつき	45 円
		天ぐまつり		3センチメートルにつき	7 円
		前立てまつり		3センチメートルにつき	8 円
		後中央まつり		3センチメートルにつき	10 円
		小ボタンのボタン付け		1個につき	15 円
		糸くず取り		1本につき	43 円

品 目		工 程		金 額		
婦 人 服	上 衣	そで裏まつり		10センチメートルにつき	18 円	
		えり付けまつり		10センチメートルにつき	19 円	
		スカー ト		すそ奥まつり	10センチメートルにつき	12 円
		スラックス	ボタン付け	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	11 円
				裏穴のボタンを付けるもの	1個につき	11 円
		コ ー ト	ワンピース	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	12 円
				ブラウス	玉縁ボタンホール	1個につき
				かぎホック付け	1組につき	25 円
				スナップ付け	1組につき	25 円
				糸ループ付け（本鎖のもの）	3センチメートルにつき	21 円
				パンツ止め（×印に限る）	1か所につき	9 円
				鎖止め（本鎖のもの）	2センチメートルにつき	16 円
		糸くず取り	上衣・裏なしのものについて行うもの	1枚につき	28 円	
			上衣・総裏のものについて行うもの	1枚につき	18 円	
			上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき	25 円	
	コート又はスラックスについて行うもの		1枚につき	16 円		
	コートについて行うもの		1枚につき	28 円		
	ワンピースについて行うもの		1枚につき	21 円		
	ブラウスについて行うもの		1枚につき	15 円		
			プリーツ止め（×印に限る）	1か所につき	8 円	
	スカー ト スラックス	小またちどり		10センチメートルにつき	18 円	
		シックまつり		10センチメートルにつき	16 円	
		ウエストまつり		10センチメートルにつき	11 円	
	ワンピース ブラウス	パット付け		1組につき	51 円	

ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの	1枚につき	25 円
		長そでについて行うもの	1枚につき	32 円

備考（1）金額欄に表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートル当りに換算した額とする。
この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。

（2）糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

4. 効力発生の日 令和6年5月1日

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことに注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などその都度記入しなければなりません。

最低工賃、家内労働についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせ下さい。

福島労働局 賃金室（福島市花園町5-46 TEL024-536-4604）

福島労働基準監督署	024(536)4611	会津労働基準監督署	0242(26)6494	喜多方労働基準監督署	0241(22)4211
郡山労働基準監督署	024(922)1370	須賀川労働基準監督署	0248(75)3519	相馬労働基準監督署	0244(36)4175
いわき労働基準監督署	0246(23)2255	白河労働基準監督署	0248(24)1391	富岡労働基準監督署	0240(22)3003

茨城県男子既製洋服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 茨城県の区域内で男子既製洋服製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄のカッコ内の長さ以外の場合には、1センチメートル単位で換算した金額とする。1センチメートル未満の長さは切り上げ、1円未満の金額は切り上げる。

品目	工 程	金 額
背広 上衣	そで付け裏まつり（針目が3 cmの間に9針以上のものに限る。ただし、中とじを行うものを除く。）	1枚（60cm×2）につき 196円
	そで口裏まつり（針目が3 cmの間に9針以上のものに限る。）	1枚につき 77円
	身返し星入れ	1枚（70cm×2）につき 85円
	ベントまつり（針目が3 cmの間に6針以上のものに限る。）	1か所につき 44円
	すそまつり（針目が3 cmの間に6針以上のものに限る。）	1枚（20cm×2）につき 52円
	ボタン付け（根巻きをするものに限る。）	1個につき 17円
	襟裏まつり（針目が3 cmの間に6針以上のものに限る。）	1枚につき 37円
	わきまつり（針目が3 cmの間に5針以上のものに限る。）	1枚につき 83円
	背鎖止め	1枚につき 21円
	肩裏まつり（針目が3 cmの間に9針以上のものに限る。）	1枚につき 45円
	糸くず取り	1枚につき 68円
	ベント止め	1か所につき 10円
ズボン	腰裏奥まつり（針目が3 cmの間に5針以上のものに限る。）	1本につき 68円
	小また千鳥掛け	1本につき 26円
	シック先まつり	1本につき 19円
	天ぐまつり及び前立まつり	1本につき 26円
	ボタン付け	1個につき 17円
	糸くず取り	1本につき 20円
	腰裏かんぬき止め	12か所につき 46円
コート	そで付け裏まつり（針目が3 cmの間に9針以上のものに限る。ただし、中とじを行うものを除く。）	1枚（60cm×2）につき 196円
	すそまつり（針目が3 cmの間に6針以上のものに限る。）	1枚（40cm×2）につき 104円
	ボタン付け（根巻きをするものに限る。）	力ボタンを付けないもの 1個につき 17円
		力ボタンを付けるもの 1個につき 24円
	襟裏まつり（針目が3 cmの間に9針以上のものに限る。）	1枚につき 35円
	鎖止め	1か所につき 20円
	糸くず取り	1枚につき 67円
	比翼止め	1か所につき 12円
	ベントまつり（針目が3 cmの間に6針以上のものに限る。）	1枚につき 110円
	ベント止め	1か所につき 10円

- 4 効力発生の日 平成15年4月1日

茨城県婦人・子供既製服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 茨城県の区域内で婦人・子供服既製服製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目	工 程	金 額
ワンピース 又は上衣 (ブラウスを除く)	そで裏まつり（針目が3センチメートルの間に9針以上のもの）	10センチメートルにつき 17 円
	すそまつり	10センチメートル（10センチメートル未満の端数は10センチメートルとみなす。）につき 14 円
	ボタン付け	飾りボタンを付けるもの 1個につき 10 円
		力ボタンを付けないもの 1個につき 11 円
		力ボタンを付けるもの 1個につき 16 円
	かぎホック付け	1組につき 20 円
	スナップ付け	1組につき 19 円
	糸ループ付け（糸ループの長さが2センチメートル以上のもの）	1か所につき 11 円
	糸くず取り	1枚分につき 19 円
	×印しつけ	1か所につき 9 円
	肩パット付け（3か所以上ループ止めするもの）	上衣につけるもの 1組につき 32 円
		ワンピースにつけるもの 1組につき 42 円
	ベルト通しループ付け	2か所につき 23 円
	身返し端千鳥掛け	3センチメートルにつき 11 円
スカート	千鳥掛け	5センチメートルにつき 11 円
	ボタン付け	飾りボタンを付けるもの 1個につき 10 円
		力ボタンを付けないもの 1個につき 12 円
		力ボタンを付けるもの 1個につき 16 円
	ウエスト用かぎホック付け	1組につき 29 円
	スナップ付け	1組につき 18 円
	糸ループ付け（糸ループの長さが2センチメートル以上のもの）	1か所につき 11 円
	糸くず取り	1枚分につき 18 円
ズボン	×印しつけ	1か所につき 9 円
	ボタン付け（根巻きをするもの）	1個につき 12 円
	ウエスト用かぎホック付け	1組につき 29 円
	スナップ付け	1組につき 18 円
	糸くず取り	1枚分につき 24 円

- 4 効力発生の日 平成17年4月1日

栃木県の最低工賃

栃木県衣服製造業最低工賃

【効力発生の日 令和7年4月21日】

1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で男子既製洋服製造業、婦人・子供既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄の()内の長さは、1枚分の標準的な作業を行う長さであるが、この長さ以外の場合は、1cm単位で換算した額とする。1cm未満の長さは切上げ、1円未満の金額は四捨五入とする。

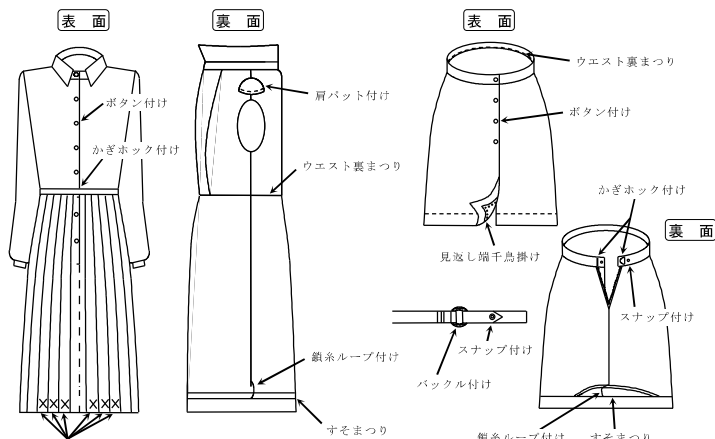
品目	工 程	規 格	金 額
男子既製洋服	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき 202円
	そで口裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(32cm×2)につき 83円
	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 22円
		小ボタン(4つ穴)根巻きなし	1個につき 12円
	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき 41円
	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき 54円
	下襟からげまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(10cm)につき 51円
	わき裏まつり (わきの一部分について行うものに服る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 48円
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70cm×2)につき 118円
	見返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(45cm×2)につき 86円
	背すそまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき 62円
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1cm	1枚につき 15円
	すそ裏まつり (すそ裏の一部分について行うものに服る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 55円
	ペンツまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚につき 28円
	ペンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 10円
	アウトポケット裏まつり		1枚につき 20円
	糸くず取り及び仕上げ		1枚につき 63円
	腰裏かんぬき止め	12か所	1本につき 44円
	天ぐまつり及び前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき 25円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 20円
	糸くず取り及び仕上げ		1本につき 31円

品目	工 程	規 格	金 額
婦人・子供既製洋服	見返し端千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき 16円
	見返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき 16円
	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき 18円
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき 24円
	そで口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき 21円
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき 19円
	スナップ付け	1cm型	1組につき 23円
	かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 32円
		ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 23円
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上	1個につき 14円
		20mm以上、4つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上	1個につき 16円
	鎖糸ループ付け	鎖糸ループ長さ2cm以上	1か所につき 14円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 40円
	×印しつけ止め		1か所につき 11円
	ウエスト裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	20cmにつき 23円
	バックル付け		1個につき 16円
	糸くず取り		1着につき 23円

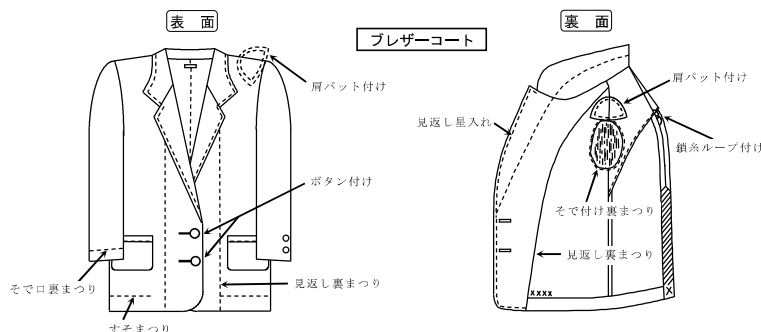
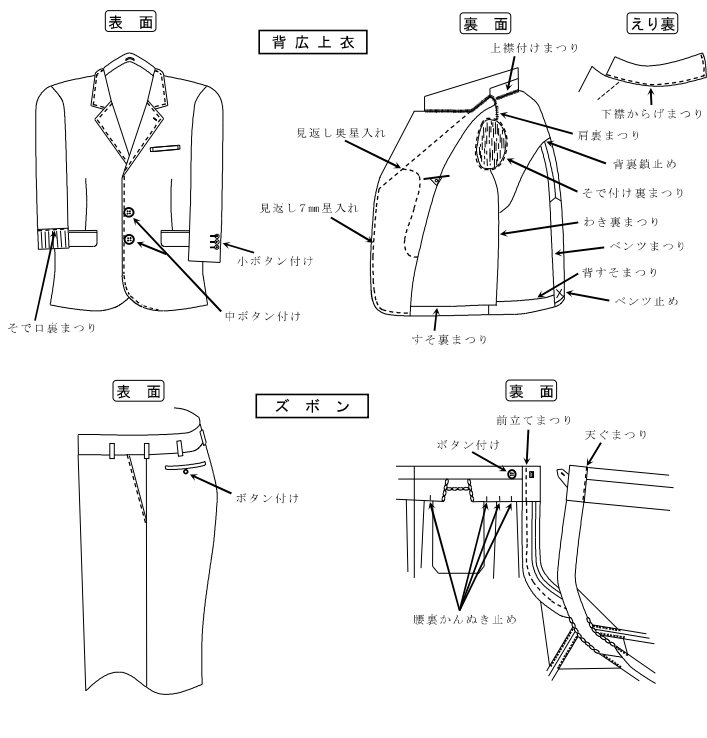
婦人・子供既製洋服のまとめ業務工程解説図

ワンピース

スカート



男子既製洋服のまとめ業務工程解説図



栃木県電気機械器具製造業最低工賃

【効力発生の日 令和6年4月20日】

電気機械器具製造業の業務工程解説図

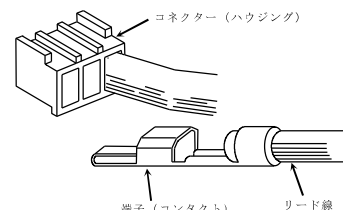
1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品 目	工 程	規 格	金 額
コネクター	差し(電線の端末に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 51銭



詳しくは、栃木労働局 賃金室 TEL 028-634-9109 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

宇都宮労働基準監督署 TEL 028-633-4251
 栃木労働基準監督署 TEL 0282-24-7766
 大田原労働基準監督署 TEL 0287-22-2279
 真岡労働基準監督署 TEL 0285-82-4443

足利労働基準監督署 TEL 0284-41-1188
 鹿沼労働基準監督署 TEL 0289-64-3215
 日光労働基準監督署 TEL 0288-22-0273

群馬県の最低工賃

委託者が家内労働者に仕事(いわゆる内職)を委託するときには、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておかないと、後日、当事者間で問題が生じることがあります。
このようなことが無いように、家内労働法では、委託者が家内労働者に家内労働手帳を交付し、記入すべきことを定めています。

群馬県では、「横編ニット製造業」「電気機械器具製造業」「婦人服製造業」の一定の業務について、最低工賃が決まっていますので、最低工賃額以上の工賃を支払いましょう。

横編ニット製造業

(1) リンキングマシンによるかがりの業務(ダブル襟のものに限る。)

品 目	規 格				作業部位	金 額
	編み方	糸の種類	2. 54センチメートル当りの針数	サイズ		
婦人用丸首又はVネックセーター	平 編	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	7	M	襟	65円
			12			76円

(2) ロックマシンによる縫製の業務(裁断済のものに限る。)

品 目	規 格				作業部位	金 額
	編み方	糸の種類	サイズ	そでの種類		
婦人用セーター	平編又は柄物 (柄合せの必要のないものに限る。)	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	M	長そで	肩、そで下、わき及びそで付け	73円
				半そで		65円

(3) 手かがりの業務(3センチメートルのダブル襟のものに限る。)

品 目	規 格				作業部位	金 額
	編み方	糸の種類	2. 54センチメートル当りの針数	サイズ		
婦人用丸首又はVネックセーター	平 編	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	7	M	襟	24円
			12			26円

H16.4.30

電気機械器具製造業

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド線	両端末加工 (絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の両端末をはんだ付けすることをいう。)	2しんで、かつ、6センチメートル以上の長さのもの	1本につき 4円72銭
	チューブ挿入 (アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒンチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。)	6センチメートル以上の長さのもの	1端につき 1円28銭
磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別 (二次選別済みのもの)	直径が1. 6ミリメートル未満で、長さが6ミリメートル未満、かつ、円筒型のもの	100個につき 33銭
コネクター	差し (コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	2ピン以上10ピン以下のもの	1ピンにつき 58銭
コ イ ル	仕上げ (下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、かつ、外装テープを1回巻くものに限る。)		1個につき 12円56銭

H25.5.15

婦人服製造業

工 程	規 格	金 額	発効年月日
見 返 し 端 ま っ り (千 鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13円	H18.5.6
見 返 し 星 入 れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 14円	
す そ ま っ り	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 19円	
ス ナ ッ プ 付 け	1センチメートル型	1組につき 18円	
か ぎ ホ ッ ク 付 け	ウエスト用、前かん	1組につき 25円	
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 18円	
ボ タ ン 付 け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 9円	
鎖 糸 ル ー プ 付 け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 12円	
ベ ン ツ 止 め	×印しつけ止め	1か所につき 9円	
プ リ ー ツ し っ け		1か所につき 9円	
見 返 し 裏 ま っ り	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 14円	
そ で 付 け 裏 ま っ り	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 22円	
そ で 口 裏 ま っ り		10センチメートルにつき 20円	
フ ァ ス ナ ー 裏 ま っ り		10センチメートルにつき 16円	
襟 付 け ま っ り		10センチメートルにつき 14円	
ウ ェ ス ト 裏 ま っ り		20センチメートルにつき 19円	
肩 パ ッ ト 付 け		1組につき 34円	
カ フ ス 付 け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 48円	
襟 付 け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 27円	
糸 く ず 取 り		1枚につき 16円	

(備 考) 金額欄中表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。
この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

問合せ先 群馬労働局 労働基準部 賃金室 電話027-896-4737 または最寄りの労働基準監督署 まで

埼玉県縫製業最低工賃

適用する家内労働者

埼玉県の区域内で衣服縫製業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額

(効力発生日:令和5年5月5日)

工程	規格	金額
身返し端千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以下のもの	1か所につき 17円
身返し裏まつり	針目の間隔が8ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
身返し星入れ	針目の間隔が10ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
そで付け裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 20円
そで口裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 19円
ファスナー裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
襟付けまつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 19円
すそまつり	針目の間隔が8ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 13円
ウエストまつり		10センチメートルにつき 12円
スナップ付け	2本糸で2度掛けを行うもの	1組につき 24円
カギホック付け	ウエスト用カギホックを付けるもの	1組につき 27円
	ウエスト用以外のカギホックを付けるもの	1組につき 24円
根巻きボタン付け(2本糸2 回通して根巻き3回以上の もの)	2つ穴又は4つ穴のボタンで、かつ、カボタンを 付けるもの	1個につき 22円
	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 15円
	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 16円
ボタン付け(根巻きボタン 付けを除く。)	2つ穴又は4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 12円
すそうかし止め	糸ループの長さが3センチメートルのもの	1か所につき 12円

ベルト用糸ループ付け	糸ループの長さが5センチメートル以下のもの	1か所につき 18円
肩パット付け	ワンピース用の肩パットを付けるもの	1着分につき 36円
ペンツ×印しつけ		1か所につき 11円
プリーツ×印しつけ		1か所につき 10円

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

千葉県の区域内で婦人既製洋服製造業に係る上衣、ワンピース、コート、スカート又はスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者にかかる最低工賃額

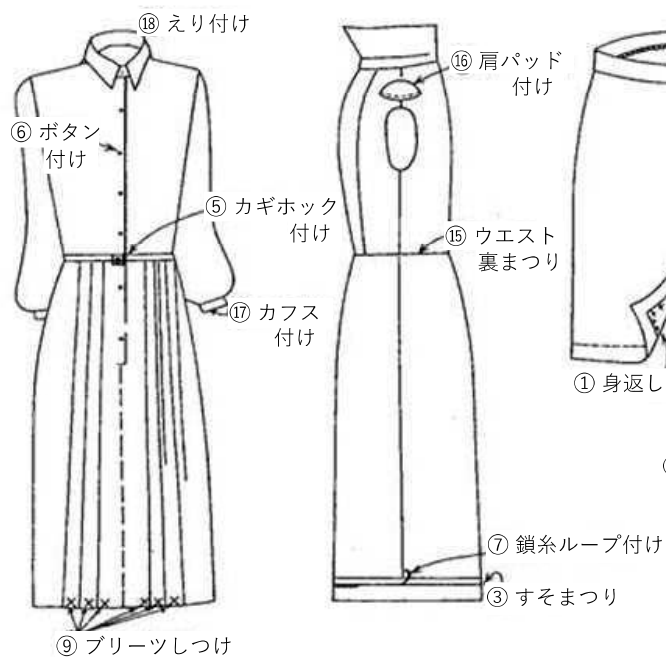
下表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄中表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

工 程	規 格	金 額
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	3センチメートルにつき 10円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 14円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 12円
スナップ付け		1組につき 14円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 24円
	ウエスト用以外	1組につき 19円
ボタン付け	根巻きあり 力ボタンあり	1個につき 16円
	根巻きあり 力ボタンなし	1個につき 10円
	根巻きなし 力ボタンなし	1個につき 7円
鎖糸ループ付け	鎖糸ループ作りを含む	1か所につき 10円
	鎖糸ループを含まない	1か所につき 3円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 12円
ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 14円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 15円
見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 21円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 14円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき 19円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき 12円
襟付けまつり		10センチメートルにつき 9円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき 24円
肩パット付け		1組につき 27円
カフス付け	カフスカバーまつりかんぬき止め	1枚につき 66円
襟付け	えりカバーまつりかんぬき止め	1枚につき 29円
襟づくり止め		1枚につき 10円
糸くず取り		1枚につき 21円

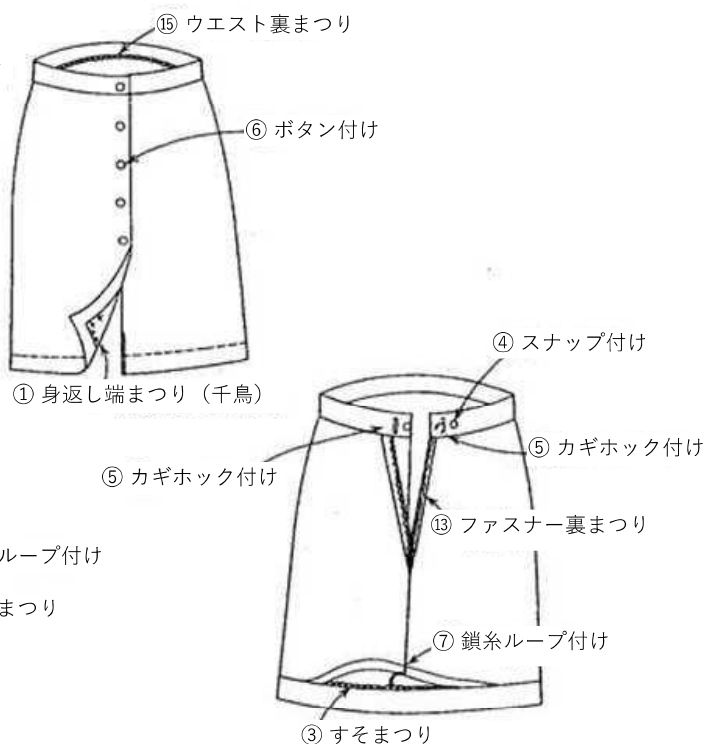
4 効力発生の日 令和7年4月20日

婦人既製洋服まとめ作業工程解説図

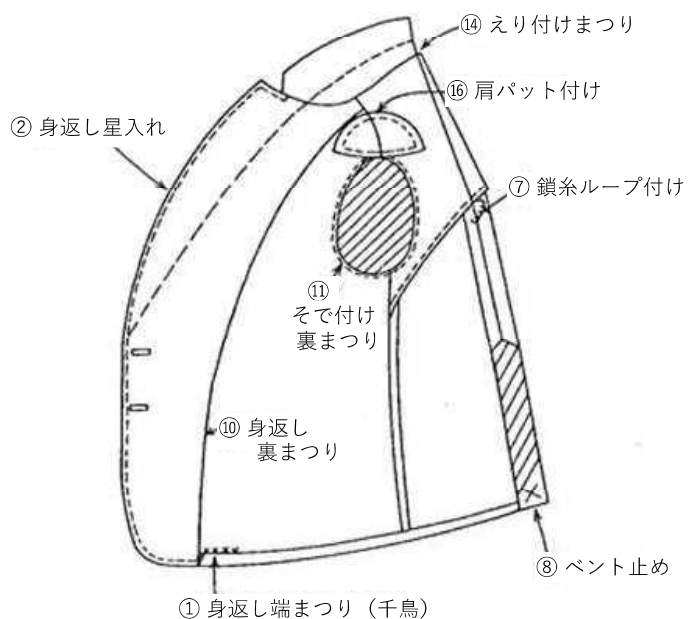
ワンピース



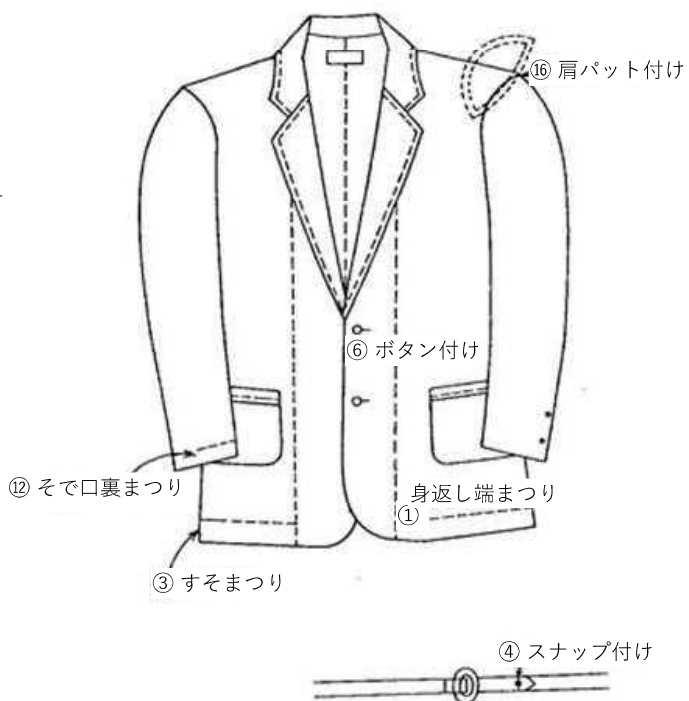
スカート



ブレザーコート 裏面



ブレザーコート 表面



最低工賃

2.東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

効力発生の日
令和6年8月31日

適用対象者

東京都内において、婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまとめの業務に従事する家内労働者及びその委託者

品 目	ワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)
-----	----------------------------------

工程	規格	金額	
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1ヶ所につき	19円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき	22円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	29円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	26円
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	32円
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	28円
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き2～3回	1個につき	17円
	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき	17円
	20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き2～3回	1個につき	18円
	20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき	18円
	2つ穴、カボタンつき	1個につき	24円
鎖系ループ付け	糸ループの長さ3センチメートル	1ヶ所につき	13円
	糸ループの長さ5センチメートル	1ヶ所につき	20円
ペント止め又はブリーツしつけ	×印しつけ止め	1ヶ所につき	14円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき	24円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき	22円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき	22円
襟付けまつり		10センチメートルにつき	21円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき	27円
肩パット付け	内パット	1組(1着分)につき	62円
	外パット	1組(1着分)につき	59円
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1着分につき	70円
襟付け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	35円
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルのもの	1個につき	18円

山梨県の最低工賃

※ 最低工賃は、山梨県内において下表の業務に従事する家内労働者及びその者に委託する委託者に適用されます。

山梨県貴金属製品製造業最低工賃

(改正) 令和4年3月23日発効

品 目	作業工程	金 額	
ピ ア ス (プレス製に限る)	ろう付け	1か所につき	8円
	石留め(爪留め)	1個につき	12円
リ ペ ン ダ ン ト ブ ロ ー チ イ ヤ リ ン グ ピ ア ス	ワックスパターン取り (ゴム型に中子が発生しないもの)	1個につき	8円

備考 品目は、いずれも金製品及び銀製品に限る。

山梨県婦人服製造業最低工賃

(改正) 令和6年4月17日発効

品 目	工 程	規 格	金 額	
ワ ン ピ ー ス 上 衣 コ ー ト ス カ ー ト ス ラ ッ ク ス ブ ラ ウ ス	そで口あきみせまつり		1着(両そで)につき	16円
	千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以上のもの	5センチメートルにつき	11円
	星入れ		10センチメートルにつき	17円
	ボタン付け	根巻きなし2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	9円
		根巻きあり4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	11円
	かぎホック付け		1組につき	17円
	スナップ付け		1組につき	17円
	糸ループ付け	糸ループの長さが3センチメートルのもの(作り付け)	1か所につき	10円
		糸ループの長さが5センチメートルのもの(作り付け)	1か所につき	11円
	×印しつけ止め		1か所につき	11円
婦 人 用 M 丸 首 無 地 セ ー タ ー	オーバーロックミシンによる縫製	長そで 肩・そで及びわき	1着につき	95円
	リンキングミシンによる取付け	衿(ハイネックに限る)	12ゲージ	1着につき 89円
	手かがり	衿(ハイネックに限る)	1着につき	43円

備考 1 金額欄中表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した額とし、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

2 品目欄中のワンピース、上衣、コート、スカート、スラックス及びブラウスについては、手作業によるまとめの業務に限るものとする。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃

(改正) 令和5年4月22日発効

品 目	工 程		規 格	金 額
ビニル線	端末加工	より及び予備はんだ付け	しん線の断面積が0.3平方ミリメートル以上2.0平方ミリメートル以下のもの	1か所につき 59銭
コイル	からげ (1か所につき、4回以内からげて切るもの) に限る		線径0.3ミリメートル以上1.2ミリメートル以下のもの	1か所につき 89銭
コネクター	差し (リード線の端末に取り付けられた端子を) コネクターに差し込むことをいう			1端子につき 56銭 67

新潟県の最低工賃

新潟県男子・婦人既製洋服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

新潟県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣、ズボン若しくはコートのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、ブラウス、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 男子既製洋服製造業に係るまとめの業務				
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額				
(背広上衣)				
工 程	規 格	金 額		
そで付け裏まつり	針目の間隔が3cmの間に9針以上	1枚(60cm×2)につき	130	円
そで口裏まつり		1枚(32cm×2)につき	55	円
身返し星入れ	針目の間隔が3cmの間に4針以上	1枚(30cm以上)につき	79	円
7ミリ星入れ(身返し)		1枚(30cm未満)につき	50	円
ベンツまつり	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1枚(45cm×2)につき	70	円
すそまつり(前身頃)	針目の間隔が3cmの間に5針以上	1枚(19cm)につき	15	円
中ボタン付け	糸足付きで根巻きが4回	1枚(30cm×2)につき	42	円
小ボタン付け	糸足付きで根巻きが4回	1個につき	15	円
小ボタン付け	根巻きなし	1個につき	8	円
そでボタンのせっぱ	針目の間隔が2cmの間に4針以上	1枚(4個)につき	35	円
襟裏まつり(上襟)	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1枚(30cm)につき	34	円
下襟からげ、まつり		1枚(10cm)につき	15	円
すそ裏まつり(後身頃)		1枚(20cm×2)につき	37	円
背裏鎖止め	鎖糸のループの長さ1cm	1枚につき	17	円
肩裏まつり	針目の間隔が3cmの間に9針以上	1枚(17cm×2)につき	35	円
糸くず取り		1枚につき	33	円
(コート)				
工 程	規 格	金 額		
見返し星入れ	針目の間隔が3cmの間に4針以上	1枚(30cm以上)につき	76	円
		1枚(30cm未満)につき	50	円
ベンツまつり	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1枚(19cm)につき	19	円
すそまつり(前身頃)	針目の間隔が3cmの間に5針以上	1枚(30cm以上×2)につき	65	円
大ボタン付け	糸足付きで根巻きが4回	1個につき	13	円
小ボタン付け	根巻きが4回	1個につき	11	円
襟裏まつり(上襟)	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1枚(30cm)につき	37	円
すそ裏まつり(後身頃)		1枚(20cm以上×2)につき	50	円
背裏鎖止め	鎖糸のループの長さ1cm	1枚につき	16	円
糸くず取り		1枚につき	38	円
(ズボン)				
工 程	規 格	金 額		
前立てまつり	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1本につき	15	円
天ぐまつり		1本につき	14	円
腰裏かんぬき止め	8カ所	1本につき	18	円
後ろ中心腰裏まつり	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1本につき	14	円
小ボタン付け	糸足付きで根巻きが4回	1個につき	11	円
糸くず取り		1本につき	22	円

(2) 婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務				
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額				
(ワンピース、ジャケット、ブラウス、コート、スカート、スラックス)				
工 程	規 格	金 額		
見返し端千鳥がけ	千鳥の間隔が6mmのもの	1か所につき	16	円
見返し裏まつり	針目の間隔が6mm以上8mm以下のもの	10cmにつき	14	円
見返し星入れ	針目の間隔が10mmのもの	10cmにつき	19	円
そで付け裏まつり	針目の間隔が4mm以上5mm以下のもの	1枚につき	130	円
そで口裏まつり		1枚につき	58	円
ファスナー裏まつり		10cmにつき	17	円
襟付けまつり		10cmにつき	17	円
すそまつり	針目の間隔が7mm以上8mm以下のもの	20cmにつき	20	円
ウエスト裏まつり	針目の間隔が4mm以上5mm以下のもの	20cmにつき	18	円
スナップ付け		1組につき	20	円
ウエスト用カギホック付け		1組につき	20	円
ウエスト用以外カギホック付け		1組につき	20	円
力ボタン付き根巻きボタン付け (裏穴ボタン又は2つ穴ボタンを使用するものに 限る。)		1個につき	13	円
根巻きボタン付け (裏穴ボタン又は2つ穴ボタンを使用するもの で、かつ、力ボタン付きのものを除く。)		1個につき	10	円
根巻きボタン付け以外のボタン付け (裏穴ボタン又は2つ穴ボタンを使用するもの に限る。)		1個につき	9	円
力ボタン付き根巻きボタン付け (4つ穴ボタンを使用するものに限る。)		1個につき	14	円
根巻きボタン付け (4つ穴ボタンを使用するもので、かつ、力ボ タン付きのものを除く。)		1個につき	10	円
根巻きボタン付け以外のボタン付け (4つ穴ボタンを使用するものに限る。)		1個につき	10	円
玉縁ボタンホールまとめ	ボタンホールの長さが3.5cmのもの	1か所につき	31	円
すそ糸ループ付け	糸ループの長さが3cmのもの	1か所につき	11	円
ベルト用糸ループ付け	糸ループの長さが5cmのもの	1か所につき	11	円
バックル付け		1個につき	15	円
肩パット付け		1枚につき	38	円
カフス付け	取り外し可能なもの	1枚につき	50	円
ベンツ×印しつけ		1か所につき	10	円
プリーツ×印しつけ		1か所につき	10	円
糸くず取り		1枚につき	20	円

効力発生日 平成12年4月6日

福井県衣服製造業最低工賃改正のお知らせ

効力発生の日 **令和4年4月22日**



I 適用される家内労働者、及び委託者の範囲

福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

II 最低工賃額 次に掲げる品目及び工程区分に応じ金額欄に掲げる金額

1 婦人服製造業			
品目	工程	規格	金額
スカート 又は スラックス	糸くず取り		1枚につき 22円
	かぎホック付け		1組につき 34円
	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 25円
	スナップ付け		1組につき 26円
	ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 14円
		根巻き以外のもの	1個につき 11円
	×印しつけ止め		1か所につき 7円

2 スポーツ服製造業			
品目	工程	規格	金額
トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき 16円
	オープンファスナー 付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 96円
トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき 13円
	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 9円
	ファスナー付け		1枚につき 60円

3 下着製造業			
品目	工程	規格	金額
スリップ	カットワーク	上下2か所以上カット ワークするもの	1枚につき 25円
	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 16円
スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 11円
ショーツ	糸くず取り	9か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 10円

お問い合わせは

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

または

福井労働基準監督署

武生労働基準監督署

敦賀労働基準監督署

大野労働基準監督署

☎:0776(54)7722

☎:0778(23)1440

☎:0770(22)0745

☎:0779(66)3838

長野県の最低工賃

1 長野県電気機械器具製造業最低工賃

品 目	工 程	規 格	金 額
電解 コンデンサー	外観選別	バラ状のもので、かつ、直径 25 ミリメートル以上で選別項目が 5 ～ 6 項目のもの	1 個につき 5 4 銭
コイル	からげ (手作業で行うものに限る)	線径 0.05 ミリメートル以上 0.2 ミリメートル以下のもので 2 回以上からげるもの	1 個につき 1 円 9 5 銭
プリント基板	差し (手作業で行うものに限る)	リード線が 2 本のもので、かつ、フォーミング加工されていないもの	1 個につき 8 9 銭
自動車用 ワイヤーハーネス	コネクター差し (電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう)	長さが 50 センチメートルを超え 2 メートル以下の電線について行うもの	1 ピンにつき 6 0 銭
	チューブ通し (電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう)	長さが 50 センチメートルを超え 1 メートル以下のチューブについて行うもの	1 本につき 8 4 銭

効力発生年月日 令和 6 年 4 月 25 日

2 長野県外衣・シャツ製造業最低工賃

ま と め の 業 務	品 目		工 程	規 格	金 額
	作業服	上 衣	糸くず取り		1 枚につき 2 1 円
		ズボン			1 本につき 2 0 円
	ワイシャツ		糸くず取り (自動糸切機のもの)		1 枚につき 1 5 円
	男子既製 洋服	背 広 上 衣	そで付け裏まつり	針目が 3 センチメートルの間に 9 針以上のもの	1 枚(60 センチメートル×2 か所)につき 1 7 0 円
			前裏すそまつり	針目が 3 センチメートルの間に 5 針以上のもの	1 枚(30 センチメートル×2 か所)につき 5 1 円
	婦人既製 洋服		そで口裏まつり	針目が 3 センチメートルの間に 7 針以上のもの	1 枚につき 3 3 円
			すそまつり		20 センチメートルにつき 2 2 円
			見返し星入れ		1 枚につき 5 0 円
			千鳥がけ	針目が 3 センチメートルの間に 4 針以上のもの	1 か所につき 1 4 円
			パット付け		1 枚(2 か所)につき 5 8 円
			糸ループ付け	糸ループの長さが 3 センチメートル以上のもの	1 か所につき 1 3 円
			かぎホック付け		1 組につき 2 8 円
			スナップ付け		1 組につき 2 6 円
			ボタン付け	18 ミリメートル以下のものであって糸足つきで根巻きが 3 回以上のもの	1 個につき 1 3 円
			糸くず取り	しつけ糸の無いものに限る	1 枚につき 2 4 円
					1 枚につき 1 9 円

効力発生年月日 平成 14 年 3 月 31 日

岐阜県で適用する最低工賃一覧

男子既製洋服製造業

効力発生の日 平成7年3月31日

業務	品 目	工 程	金 額
縫製	背 広 上 衣	身 返 し	1枚分につき 145 円
		そ で 作 り	1枚分につき 145 円
		ポケット作り（雨ふた付き切りポケットのものに限る。）	1枚分につき 200 円
	ズ ボ ン	縫 い っ ぱ な し	1本につき 340 円
		ポケット作り（4個の中袋について行うものに限る。）	1枚分につき 44 円
ま と め	背 広 上 衣	そ で ま つ り	1枚につき 95 円
		そ で 口 ま つ り	1枚につき 40 円
		身 返 し 星 入 れ	1枚につき 36 円
		ベ ン ツ ま つ り	1枚につき 13 円
		す そ ま つ り	1枚につき 17 円
		ボタン付け及びせっぱ	1枚につき 41 円
		す そ 裏 ま つ り	1枚につき 41 円
		背 鎖 止 め	1枚につき 10 円
	ズ ボ ン	腰 裏 か ん ぬ き 止 め（12個のものに限る。）	1本につき 18 円
		前 立 て ま つ り	1本につき 6 円
		ボタン付け（2個のボタンを付けるものに限る。）	1本につき 10 円

婦 人 服 製 造 業

効力発生の日 平成7年3月31日

業務	品 目	工 程	規 格	金 額
縫製	ワンピース	丸 縫 い	長そでで、かつ、裏地つきのもの	1枚につき 730 円
		そ で 縫 い	一枚そでで、かつ、長そでのもの	1枚分につき 88 円
		身ごろ表縫い		1枚分につき 115 円
		身ごろ裏縫い	身返しの無しのもの	1枚分につき 85 円
	上 衣 （ブラウスを除く）	そ で 作 り	長そでで、かつ、裏地及びせっぱ無しのもの	1枚分につき 101 円
		身ごろ表縫い		1枚分につき 115 円
		身ごろ裏縫い		1枚分につき 105 円
	スカート（タイトスカートを除く）	丸 縫 い		1枚につき 350 円

業務	品 目	工 程	金 額
ま と め	ワンピース	飾 り ボ タ ン 付 け	1個につき 5 円
		か ぎ ホ ッ ク 付 け	1組につき 10 円
		ス ナ ッ プ 付 け	1組につき 10 円
		系 ル ー プ 付 け	1か所につき 7 円
	上 衣 （ブラウスを除く）	そ で 裏 ま つ り	1枚につき 60 円
		身 返 し 千 鳥 掛 け	1枚につき 11 円
		飾 り ボ タ ン 付 け	1個につき 5 円
		力ボタン付き根巻きボタン付け	1個につき 10 円
		根巻きボタン付け（力ボタン付きのものを除く。）	1個につき 8 円
	ス カ ー ト	飾 り ボ タ ン 付 け	1個につき 5 円
		力ボタン付き根巻きボタン付け	1個につき 8 円
		根巻きボタン付け（力ボタン付きのものを除く。）	1個につき 7 円
		か ぎ ホ ッ ク 付 け	1組につき 10 円
		ス ナ ッ プ 付 け	1組につき 10 円
		系 ル ー プ 付 け	1か所につき 6 円

陶 磁 器 上 絵 付 業

（転写業務1個につき、次の表に掲げる金額）

効力発生の日 平成9年3月31日

品 目		規 格		転 写 の 業 務			金 額
		寸 法	形 状	転写紙の面積	転写位置	転写紙の枚数	
和食器	飯 茶 わ ん （ふたなし）	径が11センチメートル以上 12センチメートル未満のもの	丸形及び平形	側面積の4分の1 以上4分の3以下	側 面	1 枚	3 円 50 銭
	湯 呑 茶 わ ん （ふたなし）	径が5センチメートル以上 8センチメートル未満のもの	円筒形				3 円 50 銭
	小 皿	径が11センチメートル以上 12センチメートル未満のもの	丸 形	平面積の4分の1 以上2分の1以下	平 面		3 円 50 銭
洋食器	マグカップ	径が7センチメートル以上 9センチメートル未満のもの	円筒形	側面積の4分の1 以上4分の3以下	側 面		4 円 05 銭
	ケ ー キ 皿	径が17.5センチメートル以上 19.5センチメートル未満のもの	丸形でリム形	みこみ面積の 2分の1以上	みこみ		4 円 20 銭

※給水せん製造業最低工賃は平成26年3月31日限りで廃止となりました。

最低工賃

●男子既製洋服製造業（効力発生の日 令和7年3月28日）

大阪府の区域内で、男子既製洋服製造業にかかる業務を委託する委託者は、家内労働者に対して、下表に定められた金額以上の工賃を支払わなければなりません。

品 目	工 程	規 格	金 額
背広 上衣	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上のもの	1枚（50cm以上×2）につ き151円
	そで口裏まつり		1枚（30cm以上×2）につ き62円
	肩裏まつり		1枚（15cm以上×2）につ き35円
	えりこし(からげ)まつ り	針目が3cm間隔に6針以上のもの	1枚（30cm以上）につき3 3円
	ベントまつり		1枚（20cm以上）につき4 3円
	背すそまつり		1枚（15cm以上×2）につ き43円
	えり裏まつり		1枚（10cm以上）につき4 9円
	わき裏まつり	針目が3cm間隔に5針以上のもの	1枚（50cm以上×2）につ き48円
	前裏すそまつり		1枚（25cm以上×2）につ き59円
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上のもの	1枚（40cm以上×2）につ き56円
	見返し7ミリメートル 星入れ		1枚（40cm以上×2）につ き58円
	背裏鎖止め	鎖系ループの長さが1cmのもの	1枚につき14円
	ベント止め	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき14円
	糸くず取り		1枚につき99円
ズボン	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上 のもの	1本につき11円
	前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上 のもの	1本につき9円
	天ぐまつり		1本につき9円
	小またちどり		1本につき23円
	腰裏むし止め	8か所に行うもの	1本につき31円
	ボタン付け	小ボタン、糸足付きで、根巻き4 回以上のもの	1個につき6円
	シックむし止め	1か所に行うもの	1本につき5円
	糸くず取り		1本につき23円

最低工賃

島根県外衣・シャツ製造業最低工賃

(効力発生の日・平成15年6月25日～)

品目	工程	金額	
男子用背広上衣	そで付け裏まつり	1枚につき	114円
	身返し奥星入れ	1枚につき	77円
	そで口裏まつり	1枚につき	58円
	背裏鎖止め	1枚につき	15円
	ベントまつり	1ヶ所につき	11円
	ベント止め	1ヶ所につき	4円
	背すそまつり	1枚につき	35円
	糸くず取り	1枚につき	53円
男子用長ズボン	腰裏かんぬき止め	1ヶ所につき	3円
	腰裏後端まつり	1本につき	8円
	シックまつり	1本につき	8円
	ボタン付け	1個につき	8円
	糸くず取り	1本につき	23円
婦人用 ブラウス/スラックス/スカート	まつり	長さ3cmにつき	5円
	スナップ付け	1組につき	16円
	糸切り	1枚につき	16円
カッターシャツ	糸切り(糸くず取りを含む) (長そでのものに限る)	1枚につき	17円
	マーク付け	1枚につき	4円
トレーニングウェア(上衣)	そで口フライス(リブ)つくり (縫い、切離し、折りを含む)	1個につき	2円
	糸きり(糸くず取りを含む)	1枚につき	6円
トレーニングウェア(ズボン)	糸きり(糸くず取りを含む)	1枚につき	5円

鳥取県の最低工賃

鳥 取 労 働 局

この最低工賃は、鳥取県内で行う家内労働に適用され、委託者は最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

◎鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃 【平成27年5月21日発効】

(1)男子既製洋服のまよめの業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程に応じ、右欄に掲げる金額。
ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

(2)婦人既製洋服のまよめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。
ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工 程	金 額	
背 広 上 衣	そで付け裏まつり	1枚につき 115円	
	そで口裏まつり	1枚(28センチメートル×2)につき 58円	
	見返し7ミリメートル星入れ	75センチメートルにつき 51円	
	パンツまつり	1か所(6センチメートル)につき 11円	
	背すそまつり	1枚につき 36円	
	そであきまつり	1枚につき 15円	
	えり折り返し裏まつり	1枚につき 15円	
	背裏鎮止め	1か所につき 15円	
	肩裏まつり	1枚につき 36円	
	そで裏星入れ	1枚につき 29円	
	パンツ止め	1か所につき 4円	
	カード付け	カード1枚につき 8円	
	糸くず取り	1枚につき 58円	
ズ ボ ン	小また	後身内また上部について行うもの	1本につき 15円
	千鳥掛		1本につき 22円
	ボタン付け	1個につき 8円	
	腰裏後端まつり	1本につき 8円	
	糸くず取り	1本につき 22円	

※ 男子既製洋服については、背広上衣の「見返し奥星入れ」、「小ボタンのボタン付け」、「前裏すそまつり」、「背わきまつり」及び「ネーム付け」の5工程が廃止、残り18工程の金額が平成27年5月21日に改正されました。

品目	工 程	規 格	金 額
ワ ン ビ ー ス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 15円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 20円
	ボタン付け	18センチメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル (ベルト通しループを除く)	1か所につき 10円
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5円
	肩パット付け	部分止め	1組につき 25円
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 33円
	糸くず取り		1枚につき 15円
ス カ ー ト	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 15円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 21円
	ボタン付け	18センチメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル (ベルト通しループを除く)	1か所につき 7円
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5円
	糸くず取り		1枚につき 15円
ブ ラ ウ ス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円
	ボタン付け	18センチメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円
	糸くず取り		1枚につき 14円

※ 婦人既製洋服については、ワンピースの「すそまつり」、「ブリーツしつけ」及び「カフス付け」、スカートの「すそまつり」及び「ブリーツしつけ」、ブラウスの「ボタン付け」の6工程の金額が平成27年5月21日に改正されました。

◎鳥取県和服裁縫業最低工賃【令和6年8月30日発効】

仕立ての業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあっては1本)につき、右欄に掲げる金額。

品 目	生 地	規 格	金 額
		仕 立 て 方	
振りそで	絹	あわせ	26,400円
留めそで	絹	あわせ(比翼・グシ付き)	29,800円
訪問着	絹	あわせ	21,500円
付け下げ	絹	あわせ	18,400円
長着	絹	あわせ	16,500円
	ウール	ひとえ	9,900円
羽織	絹	あわせ	11,900円
7分コート又は雨コート	絹	あわせ又はひとえ	15,100円
長じゆばん	絹	無双ひとえ	9,400円
	合成繊維	無双ひとえ	8,100円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,300円
		9寸しん入り	5,300円
袋帯	絹	しん入り	5,000円
ゆかた	綿	ひとえ	9,000円

※ 和服裁縫業については、全品目の金額が令和6年8月30日に改正されました。

- ※最低工賃に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。
- ※委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託業務内容、工賃の単価、納品の時期、工賃支払期日、受領した物品の数量、支払った工賃総額などをその都度記入しなければなりません。
- ※工賃は、現金で全額を1か月以内に支払わなければなりません。

広島県既製服縫製業最低工賃

1 適用する家内労働者

広島県の区域内で既製服縫製業に係る縫製及びまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 作業服の縫製の業務

次の表の品目欄及び工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	金 額
ジャンパー	雨ぶた作り	1着につき 19円
	胸ポケット作り(パッチ型)	1着につき 15円
	わきポケット作り(タマブチ型)	1着につき 48円
	カフス作り	1着につき 18円
	襟作り	1個につき 24円
	身返し作り	1着につき 13円
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1枚につき 16円
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1枚につき 20円
	丸縫い(裁断、仕上げ及びノーホークを除き、腰帯及び比翼付き)	1枚につき 677円
ズボン	ピスポケット(後ポケット)作り及びピスポケット付け	1着につき 32円
	わきポケット作り及びわきポケット付け	1着につき 25円
	前立て作り及び前立て付け	1個につき 20円
	天ぐ作り及び天ぐ付け	1個につき 17円
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1本につき 16円
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1本につき 20円
	丸縫い(裁断及び仕上げを除く)	1本につき 522円

(2) 男子既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
ズボン	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 10円
	天ぐ裏まつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 10円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 9円
	糸くず取り	糸きり装置付き	1本につき 16円
	糸くず取り	糸きり装置なし	1本につき 22円

(3) 婦人既製洋服のまとめの業務(モンスラを除く。)

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 6円
すそまつり(手作業に限る)	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1着につき 72円
肩パット付け	部分止め	1着につき 30円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 5円
ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 18円
ボタン付け	糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 8円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 8円
糸くず取り	糸きり装置付き	1枚(本)につき 12円
糸くず取り	糸きり装置なし	1枚(本)につき 12円
丸縫い	裁断及び仕上げを除く	1枚(本)につき 564円

4 効力発生の日

令和5年8月12日

山口県学校服製造業最低工賃

山口県学校服製造業最低工賃

山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業最低工賃は令和6年2月2日限りで廃止となり、令和6年2月3日から山口県学校服製造業最低工賃が新設されました。

委託者は、家内労働法第14条により、定められた最低工賃額以上の金額を支払わなければなりません。

1. 適用する家内労働者

山口県の区域内で学校服製造業に係る業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

● 男子学校服

品目	工程	規格	金額
----	----	----	----

● 男子学校服

品目	工程	規格	金額
上衣	糸くず取り		1枚につき 25円
ズボン	ボタン付け	小ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き2回以上のもの	1個につき 12円
	糸くず取り		1本につき 23円

● 女子学校服

品目	工程	規格	金額
スーツ型 上衣	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき 180円
	身返しすそまつり		1枚につき 25円
	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き3回以上のもの	1個につき 13円
	玉ぶちボタンホール始末		1か所につき 39円
	糸くず取り		1枚につき 25円
セーラー 型上衣	そで口スナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組につき 19円
	フロントスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組につき 19円
	糸くず取り		1枚につき 22円
スカート	わきかぎホック付け		1組につき 25円
	わきスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組につき 18円

🔗 [ページの先頭へ戻る](#)

高知県繊維産業最低工賃

1 適用する家内労働者

高知県の区域内で繊維産業に係る手作業による糸くず取り、ミシン作業によるネーム付け及びアイロンにより接着芯地を接着する業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 手作業による糸くず取りの業務については、次の表の産業欄、品目欄及び工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産 業	品 目		工 程	金 額	
成人女子・少年・少女服製造業	ニット製品以外のもの(織物製)	ブラウス	糸くず取り	1枚につき	12円
事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服製造業(ニット製品を含む。)	ニット製品	スポーツウェア上衣(半袖を除く。)	糸くず取り	1枚につき	12円
		スポーツウェア下衣	糸くず取り	1本につき	13円
	ニット製品以外のもの(織物製)	野球ユニフォーム上衣	糸くず取り	1枚につき	12円
		野球ユニフォーム下衣	糸くず取り	1本につき	14円
シャツ製造業(ニット製品を含む。)	ニット製品	ニットシャツ(Tシャツを除く。)		糸くず取り	1枚につき 11円
	ニット製品以外のもの(織物製)	成人男子用カッターシャツ	長袖	糸くず取り	1枚につき 12円
			半袖	糸くず取り	1枚につき 10円
下着製造業(ニット製品を含む。)	ニット製品	ニット下着(Tシャツを含む。)		糸くず取り(3箇所以上について行うものに限る。)	1枚につき 6円
寝着類製造業(ニット製品を含む。)	パジャマ		糸くず取り	1着につき	10円30銭

(2) ミシン作業によるネーム付け(2辺以上について縫い付けるものに限る。)の業務については、次の表の産業欄及び品目欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

産 業	品 目	金 額
(1)の表の産業欄に掲げる全産業	(1)の表の品目欄に掲げる全品目	1枚につき 5円

(3) アイロンにより接着芯地を接着する業務については、次の表の産業欄及び品目欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

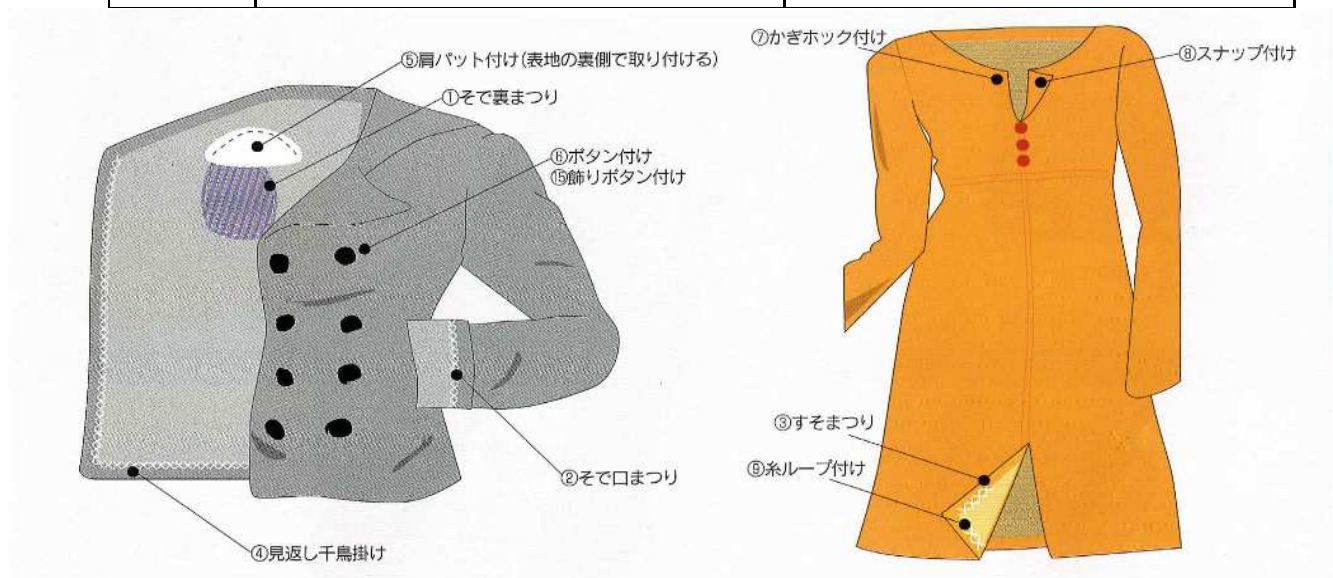
産 業	品 目	金 額
(1)の表の産業欄に掲げる全産業	野球ユニフォーム下衣(無地)	1本につき 4円
	(1)の表の品目欄に掲げる全品目のうち、野球ユニフォーム下衣(無地)を除くもの	1枚につき 5円

4 効力発生の日 令和7年2月27日

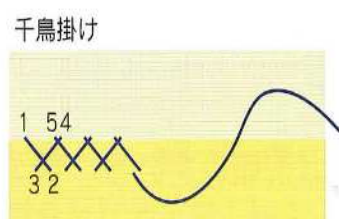
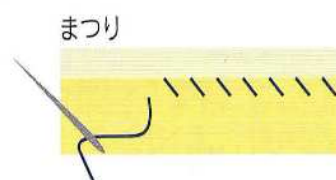
福岡県婦人服製造業最低工賃(1) (平成27年4月17日から)

ワンピース、上衣又はコート

工 程			金 額	
① そで裏まつり			1 0センチメートルにつき 1 5 円	
② そで口まつり			1 0センチメートルにつき 1 5 円	
③ すそまつり			2 0センチメートルにつき 1 7 円	
④ 見返し千鳥掛け			1 か所につき 1 3 円	
⑤ 肩パット付け			1 枚分につき 3 2 円	
⑥ ボタン 付 け	⑮ 飾りボタン付け		1 個につき 9 円	
	根巻きボタ ン付 け	⑯力ボタンを付けるもの	1 個につき 1 3 円	
		⑰力ボタンを付けないもの	1 個につき 1 0 円	
⑦ かぎホック付け			1 組につき 1 7 円	
⑧ スナップ付け			1 組につき 1 5 円	
⑨ 糸ループ付け			1 か所につき 1 3 円	
糸くず 取 り	裏地のあるものについて行うもの		1 枚分につき 1 6 円	
	裏地のないものについて行うもの		1 枚分につき 1 9 円	



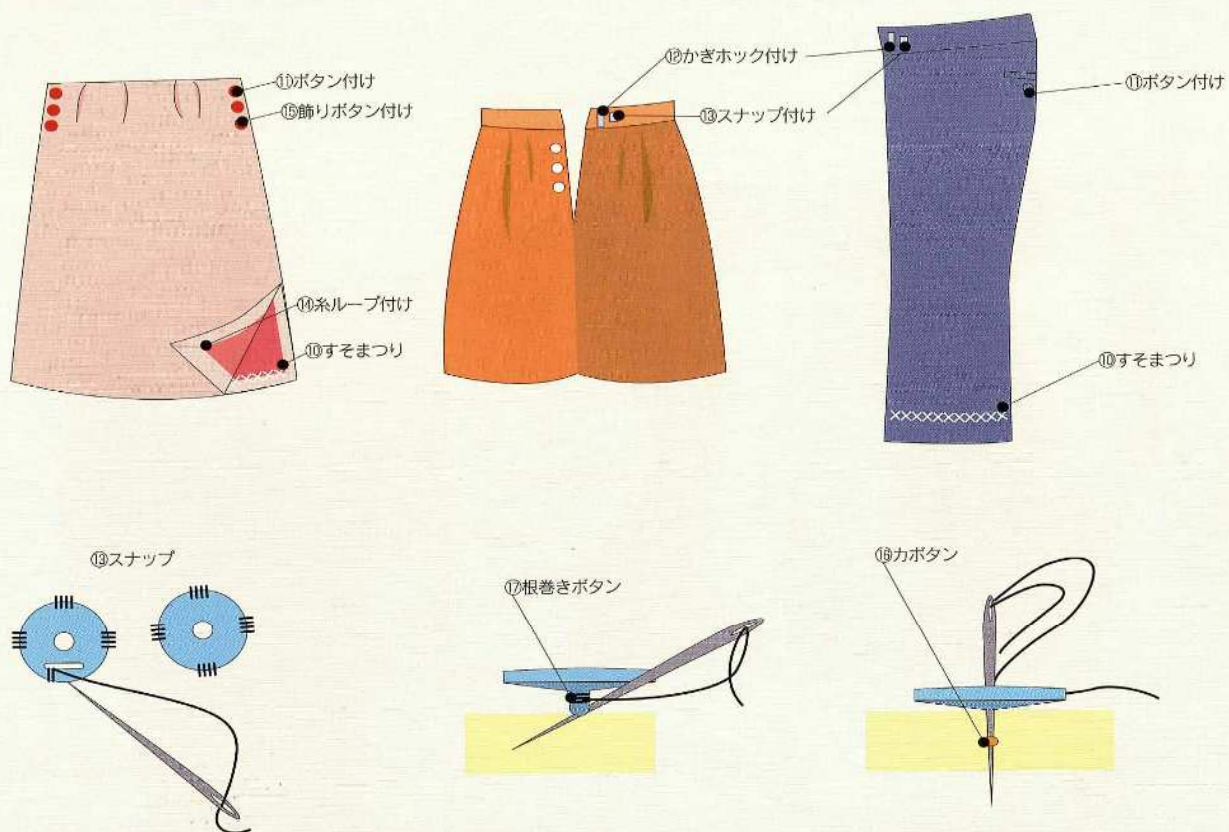
作業工程部分図



福岡県婦人服製造業最低工賃（２）（平成 27 年 4 月 17 日から）

スカート又はスラックス

工 程			金 額	
⑩ すそまつり			20センチメートルにつき 17円	
⑪ ボタン 付 け	⑮ 飾りボタン付け		1個につき 9円	
	根巻きボタ ン付け	⑯力ボタンを付けるもの	1個につき 13円	
		⑰力ボタンを付けないもの	1個につき 10円	
⑫ かぎホック付け			1組につき 17円	
⑬ スナップ付け			1組につき 15円	
⑭ 糸ループ付け			1か所につき 13円	
糸くず 取 り	裏地のあるものについて行うもの		1枚分につき 15円	
	裏地のないものについて行うもの		1枚分につき 19円	



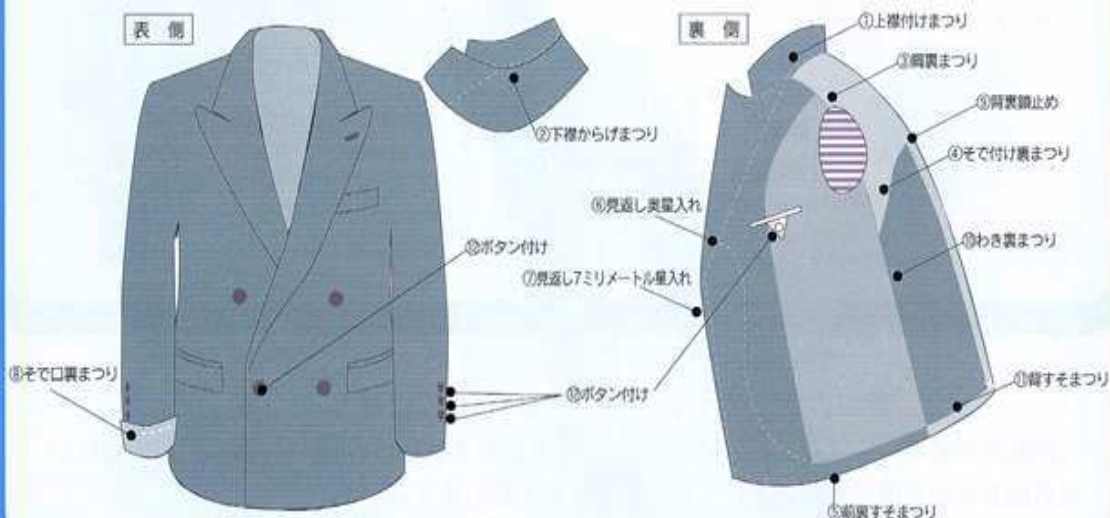
このパンフレットにおける工程の図は、イラスト上のもので、細部は実際のものとは異なる場合があります。

福岡県男子服製造業最低工賃(1)

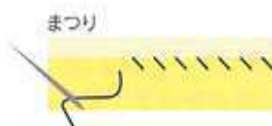
(平成12年2月17日から)

背広上衣

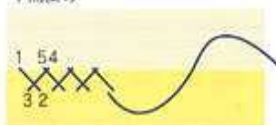
工 程	規 格	金 額
① 上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚につき 41円
② 下襟からげまつり		1枚につき 59円
③ 肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚につき 40円
④ そで付け裏まつり		1枚につき 153円
⑤ 前裏すそまつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 55円
⑥ 見返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1枚につき 78円
⑦ 見返し7ミリメートル星入れ		1枚につき 53円
⑧ そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚につき 60円
⑨ 背裏鎖止め	鎖糸ループ長さ1センチメートル	1枚につき 15円
⑩ わき裏まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 64円
⑪ 背すそまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚につき 46円
糸くず取り		1枚につき 58円
⑫ ボタン付け	根巻きあり	1個につき 10円
	根巻きなし	1個につき 7円



作業工程部分図



千鳥掛け

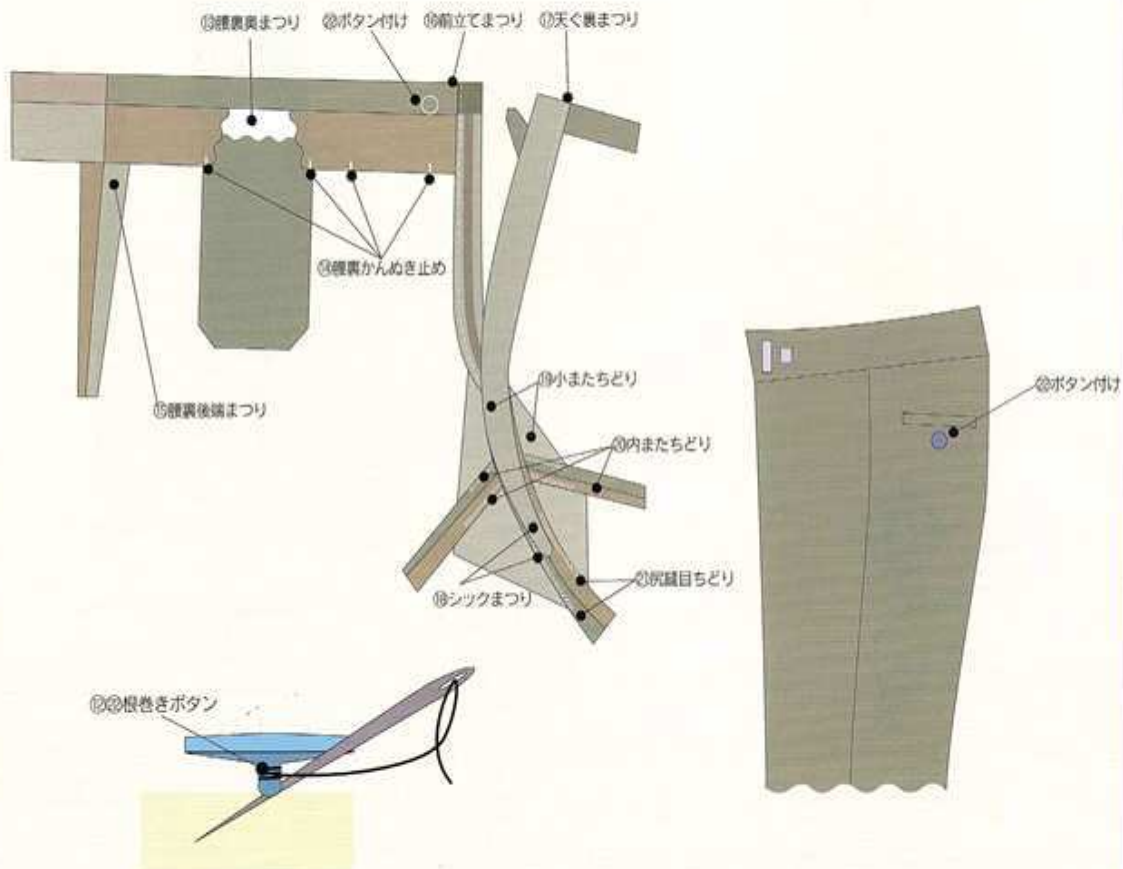


福岡県男子服製造業最低工賃(2)

(平成12年2月17日から)

ズボン

工 程	規 格	金 額
⑬ 腰裏奥まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1本につき 31円
⑭ 腰裏かんぬき止め	8か所	1本につき 29円
⑮ 腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に10針以上	1本につき 10円
⑯ 前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 10円
⑰ 天く裏まつり		1本につき 9円
⑱ シックまつり		1本につき 17円
⑲ 小またちどり		1本につき 18円
㉑ 内またちどり		1本につき 17円
㉒ 尻縫目ちどり		1本につき 9円
糸くず取り		1本につき 22円
㉔ ボタン付け	根巻きあり	1個につき 10円



佐賀県の最低工賃

発効4年4月24日

適用者

佐賀県内で婦人既製服製造業に係るまとめの業務に従事する**家内労働者**と、その家内労働者に業務を委託する**委託者**



婦人既製服製造業に係るまとめの業務

工 程	規 格	金 額		
			(旧)	(新)
身返し端まつり（千鳥）	針目が3 cm間隔に5 針以上	1 か所につき	8 円	1 0 円
身 返 し 星 入 れ	針目が3 cm間隔に3 針以上	1 0 cmにつき	8 円	9 円
裾 ま つ り	針目が3 cm間隔に4 針以上	1 5 cmにつき	7 円	9 円
ス ナ ッ プ 付 け	1 cm型	1 組につき	1 1 円	1 3 円
鍵 ホ ッ ク 付 け	ウエスト用前かん	1 組につき	1 8 円	2 0 円
	ウエスト用以外	1 組につき	1 3 円	1 4 円
ボ タ ン 付 け	飾りボタン	1 個につき	5 円	6 円
	根巻きボタン	カボタン付き	9 円	1 1 円
		カボタン無し	7 円	8 円
鎖 糸 ル ー プ 付 け	糸ループ作り付け	1 か所につき	8 円	9 円
	既製ループ付け	1 か所につき	4 円	5 円
ベ ン ト 止 め	×印仕付け止め	1 か所につき	5 円	6 円
プ リ ー ツ 仕 付 け	×印仕付け止め	1 か所につき	5 円	6 円
袖 付 け 裏 ま つ り	針目が3 cm間隔に7 針以上	1 0 cmにつき	9 円	1 1 円
袖 口 裏 ま つ り	針目が3 cm間隔に7 針以上	1 0 cmにつき	1 0 円	1 2 円
肩 パ ッ ト 付 け	部分止め	1 組につき	2 2 円	2 4 円
	肩線止め	1 組につき	9 円	1 0 円
糸 く ず 取 り		1 枚につき	1 4 円	1 5 円

【注意】

金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1cmあたりに換算した金額とする。この場合、1cm未満の長さは1cmに切り上げる。

【その他】

- 委託契約にあたっては、家内労働手帳を交付し、必要事項の取り決めをしましょう。
- 家内労働災害の防止を図りましょう。
- いわゆる「インチキ内職」に注意しましょう。

【問い合わせ先】

佐賀労働局又は最寄りの労働基準監督署へ
 佐賀労働局労働基準部賃金室 ☎ 0952-32-7179
 佐賀労働基準監督署 ☎ 0952-32-7133 唐津労働基準監督署 ☎ 0955-73-2179
 武雄労働基準監督署 ☎ 0954-22-2165 伊万里労働基準監督署 ☎ 0955-23-4155



厚生労働省
家内労働のしおり



佐賀労働局
家内労働関連

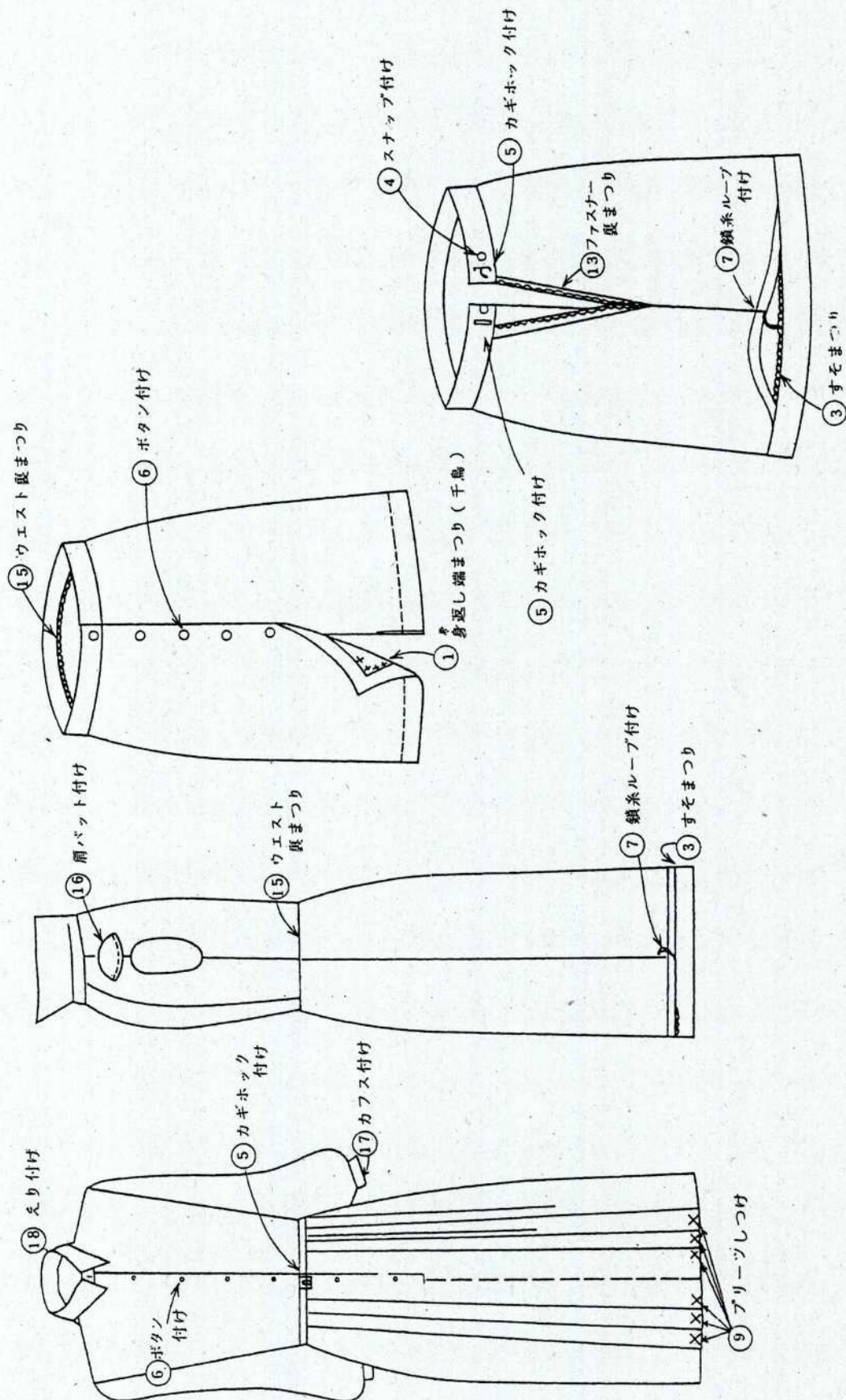


佐賀労働局
<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/home.html>

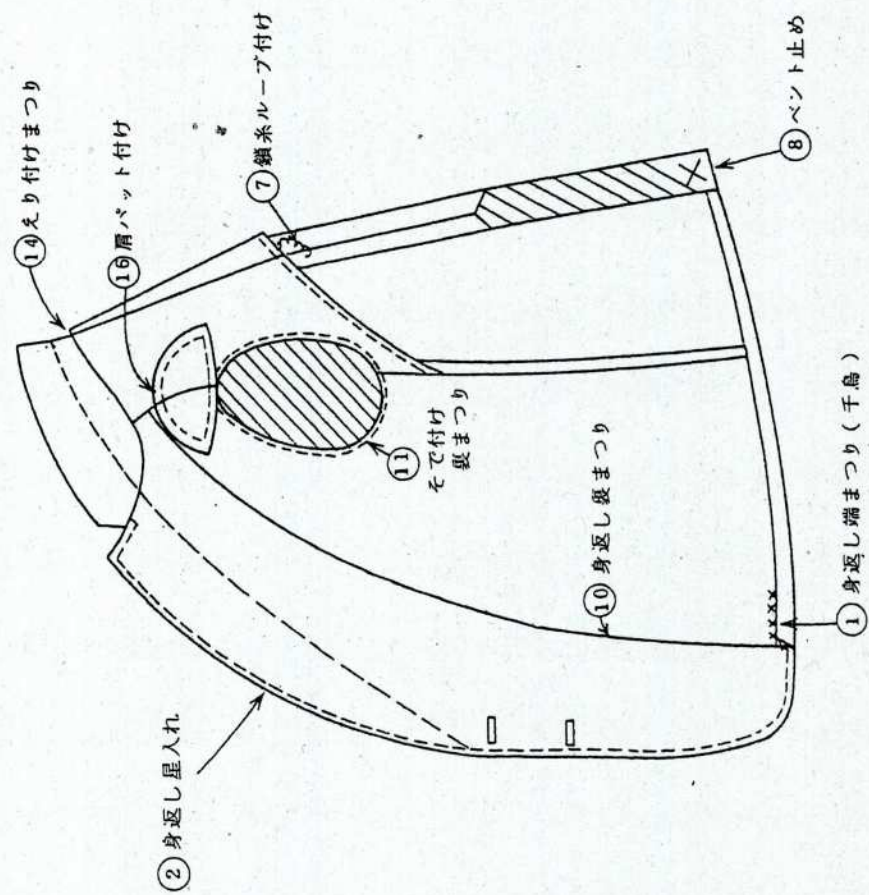
婦人既製洋服まとめ作業工程解説図

ワンピース

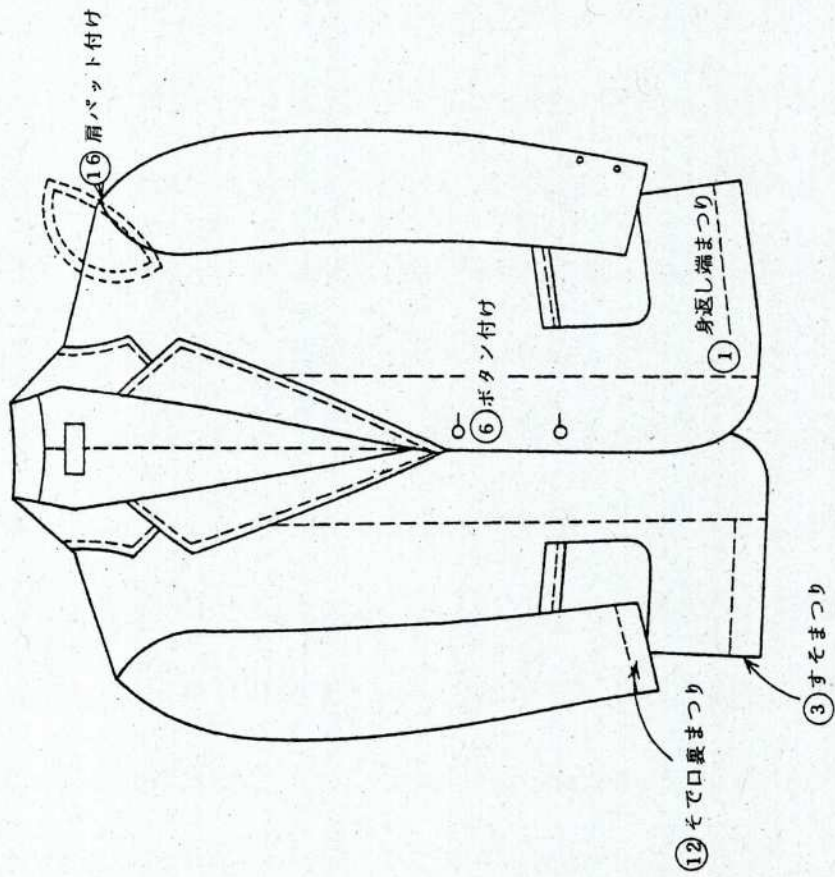
スカート



ブレザーコート 裏面



ブレザーコート 表面



長 崎 県 の 最 低 工 賃

家内労働者（内職者）と、委託者（家内労働者に業務を委託する者）との間のルールを定めているものが[家内労働法](#)です。

家内労働法に基づき、長崎県には現在2件の最低工賃（下表）が設定されています。

最低工賃は、長崎地方労働審議会の審議を経て、長崎労働局長が決定します。

なお、長崎県和服裁縫業最低工賃は、令和6年4月23日付けをもって廃止となりましたので令和6年4月24日からの適用はなくなりました。

1 長崎県男子既製洋服製造業最低工賃

(1) 適用する家内労働者

長崎県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣又はズボンのまとめの業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

(1)の家内労働者に(1)の業務を委託する委託者

(3) (1)の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の（ ）内の長さは1枚分の標準的な長さであるので、作業を行う長さが異なる場合は、金額欄の金額に作業を行う長さの標準的な長さに対する比率を乗じて得た金額とする。

(4) 効力発生の日

平成13年4月1日

品 目	工 程	規 格	金 額
背 広 上 衣	上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に	1枚（30センチメートル）につき 26 円
	下襟からげまつり	9針以上のもの	1枚（10センチメートル）につき 18 円
	肩裏まつり		1枚（17センチメートル×2）につき 25 円
	そで付け裏まつり		1枚（60センチメートル×2）につき 102 円
	前裏すそまつり	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1枚（30センチメートル×2）につき 37 円
	身返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に 6針以上のもの	1枚（70センチメートル×2）につき 52 円
	身返し7ミリメートル 星入れ	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1枚（45センチメートル×2）につき 43 円
	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 9針以上のもの	1枚（32センチメートル×2）につき 38 円
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1センチメ ートルのもの	1枚につき 12 円
	わき裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1枚（55センチメートル×2）につき 41 円
	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に	1枚（3センチメートル）につき 13 円
	背すそまつり	9針以上のもの	1枚（20センチメートル×2）につき 31 円
ズ ボ ン	腰裏奥まつり	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1本につき 28 円
	腰裏かんぬき止め	8か所に行うもの	1本につき 18 円
	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に 9針以上のもの	1本につき 10 円
	前立まつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上のもの	1本につき 10 円
	天ぐ裏まつり		1本につき 10 円
	小またちどり		1本につき 10 円
	内またちどり		1本につき 12 円
	尻縫目ちどり		1本につき 12 円

2 長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃

(1) 適用する家内労働者

長崎県の区域内で婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

(1) の家内労働者に (1) の業務を委託する委託者

(3) (1) の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートルあたりに換算した金額とする。この場合、1センチメートル未満の長さは1センチメートルに切り上げるものとする。

(4) 効力発生の日

平成13年4月1日

品 目	工 程	規 格	金 額
上 衣	身返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1か所につき 10 円
	身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上のもの	10センチメートルにつき 11 円
	ボタン付け	飾りボタン	1個につき 8 円
		根巻きボタン 力ボタン付き	1個につき 13 円
		力ボタンなし	1個につき 10 円
	鎖系ループ付け	糸ループ作り付け	1か所につき 9 円
		既製ループ付け	1か所につき 5 円
	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 7針以上のもの	10センチメートルにつき 12 円
	そで口裏まつり		10センチメートルにつき 11 円
	肩パット付け	部分止め	1組につき 21 円
		肩線止め	1組につき 11 円
	糸くず取り		1枚につき 16 円
ブラウス	身返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1か所につき 7 円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 13 円
	ボタン付け	飾りボタン	1個につき 8 円
	肩パット付け		1組につき 13 円
	糸くず取り		1枚につき 13 円
スカート 及び スラックス	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 15 円
	かぎホック付け	ウエスト用前かん	1組につき 20 円
	ボタン付け	飾りボタン	1個につき 8 円
		根巻きボタン 力ボタン付き	1個につき 10 円
		力ボタンなし	1個につき 8 円
	鎖系ループ付け	糸ループ作り付け	1か所につき 9 円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 6 円
	プリーツしつけ		1か所につき 6 円
	糸くず取り		1枚につき 14 円

熊本県縫製業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
熊本県の区域内で婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さの作業を行う場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは1センチメートルに切り上げるものとする。

品目	工 程	規 格	金 額
ワンピース、ブレザー及びコート	身返し端まつり (千 鳥)	針目が3センチメートル 間隔に5針以上	1 か所(3センチメートル)につき 1 0 円
	スナップ付け	1センチメートル型	1 組につき 1 5 円
	ボ タ ン 付 け	2つ穴、糸足つき根巻き 4回以上	1 個につき 8 円
		4つ穴、糸足つき根巻き 4回以上	1 個につき 1 0 円
	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け 長さ5センチメートル	1 か所につき 1 0 円
	身返し裏まつり	針目が3センチメートル 間隔に4針以上	1 0センチメートルにつき 1 0 円
	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル 間隔に7針以上	1 0センチメートルにつき 1 1 円
	そで口裏まつり		1 0センチメートルにつき 1 1 円
	肩パット付け		1 組につき 3 3 円
	糸くず取り		1 枚につき 1 5 円
スカート及びスラックス	すそまつり	針目が3センチメートル 間隔に4針以上	2 0センチメートルにつき 1 2 円
	スナップ付け	1センチメートル型	1 組につき 1 4 円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1 組につき 2 3 円
	ボ タ ン 付 け	2つ穴、糸足つき根巻き 4回以上	1 個につき 8 円
		4つ穴、糸足つき根巻き 4回以上	1 個につき 1 0 円
	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け 長さ5センチメートル	1 か所につき 1 0 円
	ベ ン ト 止 め	×印しつけ止め	1 か所につき 6 円
	プリーツしつけ		1 か所につき 6 円
	ファスナー裏まつり	針目が3センチメートル 間隔に7針以上	1 0センチメートルにつき 1 1 円
	ウエスト裏まつり		2 0センチメートルにつき 1 6 円
	糸くず取り		1 枚又は1本につき 1 5 円

- 4 効力発生の日
平成16年4月25日

大分県衣服製造業最低工賃（効力発生日 平成13年9月6日）

大分県内で衣服製造業における婦人用既製スカート、上衣若しくはワンピース又は男子用既製ワイシャツのまとめの業務に従事する家内労働者に対しては、次の表の品目、工程、規格毎に定められた金額以上の工賃を支払わなければなりません。

品目	行程	規格	金額
婦人用既製スカート、 上衣、ワンピース	スナップ付け	5ミリメートル以上の型のもの	1組につき 15円
	ボタン付け	13ミリメートル以上の型（4つ穴）、 糸足つき根巻き3回以上	1個につき 8円
	鎖系ループ作り付け	糸ループの長さ3センチメートル以上 のもの	1か所につ き 7円
	糸切り （糸くず取りを含 む。）	—	1枚につき 11円
男子用既製ワイ シャツ	糸切り （糸くず取りを含 む。）	半袖	1枚につき 13円
		長袖	1枚につき 14円

宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃

宮崎県男子既製洋服製造業に従事する家内労働者の最低工賃が改正されました。
この最低工賃未満で家内労働者に委託することはできません。

1.適用する家内労働者

宮崎県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣のまよめの業務に従事する家内労働者

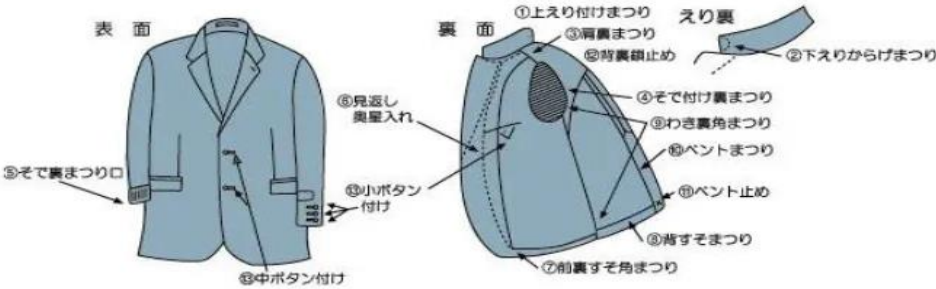
2.適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3.第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる最低工賃額
ただし、最低工賃額欄の()内の長さは1枚の標準的な長さであるので、作業を行う長さがこの長さと異なる場合は、最低工賃額欄の金額に作業を行なう長さの標準的な長さに対する比率を乗じて得た金額とする。この場合において、作業を行う長さに1センチメートル未満の端数があるときは、これを1センチメートルに切り上げるものとし、得られた金額に10銭未満の端数が生じるときは、当該端数を四捨五入するものとする。

工 程	規 格	最低工賃額	
襟表まつり (上襟付けまつり)	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(30センチメートル)につき	30円
襟裏まつり (下襟からげまつり)		1枚(7.5センチメートル×2)につき	16円
肩裏まつり		1枚(17センチメートル×2)につき	24円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上で、星針目が3センチメートル間隔に6針以上のもの	1枚(80センチメートル×2)につき	127円
そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(32センチメートル×2)につき	49円
身返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1枚(70センチメートル×2)につき	53円
すそ裏角まつり (前裏すそ角まつり)	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(18センチメートル)につき	14円
背すそまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上のもの	1枚(20センチメートル×2)につき	28円
わき裏角まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(22センチメートル)につき	17円
ベントまつり		1枚(10センチメートル)につき	5円
ベント止め	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき	5円
背裏鎖止め	鎖系ループの長さが1.5センチメートルのもの	1枚につき	11円
ボタン付け	中ボタン (4つ穴) 糸足付きで、根巻き4回以上のもの	1個につき	11円
	小ボタン (4つ穴) で根巻きなしのもの	1個につき	6円
糸くず取り	毛しんタイプのもの	1枚につき	63円
	接着しんタイプのもの	1枚につき	37円



4.効力発生の日

令和5年5月17日

家 内 労 働 法 （抜粋）

（最低工賃）

第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低減な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があるときは、労働政策審議会又は、都道府県労働局に置かれてる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて当該業務に従事する家内労働者及びこれを委託する委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第9条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の翌日から起算して十五日以内に厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

（最低工賃の改正等）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認められるときは、その決定の例により、その改正又は廃止することができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

第11条 審議会は、最低工賃の決定またはその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

（公示及び発効）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定したときは、厚生労働省令で定めるところにより決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときはその日）最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示日（公示の日後の日が別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第13条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）の規定による最低賃金を言う。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によって定めるものとする。

（専門部会等）

第21条 審議会は、最低工賃の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

（政令への委任）

第24条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は政令で定める。

家 内 労 働 法 施 行 規 則 （抜粋）

（審議会の意見公示）

第4条 法第九条第一項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第5条 法第九条第二項の異議の申出は異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによっておこななければならない。

（最低工賃に関する決定の公示）

第8条 法第十二条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによって行うものとする。

○地方労働審議会令

(平成十三年九月二十七日政令第三百二十号)

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第一百二十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（最低工賃専門部会）

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第五項から第八項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

（議事）

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

（庶務）

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

（雑則）

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

沖縄地方労働審議会運営規程

第1条 地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第3条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言をしようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下単に「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下単に「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答弁書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときには、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、必要に応じて次の部会を置くことができる。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

第10条 前条に規定する部会又は部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めているときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任は妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

平成18年3月13日一部改正。

第10回 労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会

議事次第

令和7年3月18日（火）15:00～17:00

於：専用21会議室

<議題>

1 家内労働の現状について

- (1) 「令和6年度家内労働概況調査」の結果概要について
- (2) その他家内労働の状況について

2 最低工賃について

- (1) 第14次最低工賃新設・改正計画の進捗状況について
- (2) 第15次最低工賃新設・改正計画実施方針（案）について

3 その他

<配付資料>

- 資料1-1 令和6年度家内労働概況調査結果の概要
- 資料1-2 その他家内労働関係資料
- 資料2-1 第14次最低工賃新設・改正計画進捗状況
- 資料2-2 第15次最低工賃新設・改正計画実施方針（案）

<参考資料>

- 1 労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会委員名簿
- 2 令和6年度家内労働概況調査の結果
- 3 家内労働法とフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用関係について
- 4 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要

家 内 労 働 の 現 状

厚生労働省では、委託状況届等を基に各都道府県労働局が把握した家内労働者数等家内労働の概況について毎年 10 月時点の状況を取りまとめ、家内労働対策の基礎資料としています。

令和 6 年度の調査結果から、家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者（第 1 表）

令和 6 年 10 月 1 日現在、家内労働に従事する者の総数は 91,266 人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は 88,332 人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は 2,934 人となっています。

2 家内労働者

(1) 推移（第 1 表）

家内労働法が制定された昭和 45 年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和 48 年度の 1,844,400 人がピークでしたが、令和 6 年度は 88,332 人となっています。

(2) 男女別（第 1 表）

家内労働者数を男女別にみると、男性が 10,020 人であるのに対し、女性は 78,312 人と全体の 88.7%を占めています。

(3) 類型別（第 1 表）

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が 82,997 人で全体の 94.0%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は 3,058 人（3.5%）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は 2,277 人（2.6%）となっています。

(4) 業種別（第 2 表）

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が 20,432 人（23.1%）と最も多く、次いでコネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が 10,722 人（12.1%）となっています。

(5) 都道府県別（第 3 表）

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が 7,833 人と最も多く、次いで愛知県が 6,482 人、大阪府が 6,144 人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数（第4表）

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は7,279人で、家内労働従事者数に占める割合は8.0%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が5,341人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の73.4%を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数（第5表）

令和6年10月1日現在の委託者数は6,481で、その内訳をみると、製造又は販売業者が6,135、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が346となっています。

(2) 業種別（第5表）

委託者数を業種別でみると、「繊維工業」が2,156(33.3%)と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「電気機械器具製造業」が706(10.9%)となっています。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数（第5表）

1委託者当たりの平均家内労働者数は13.6人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が21.5人と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「紙・紙加工品製造業」が17.6人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は8.6人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数（第5表）

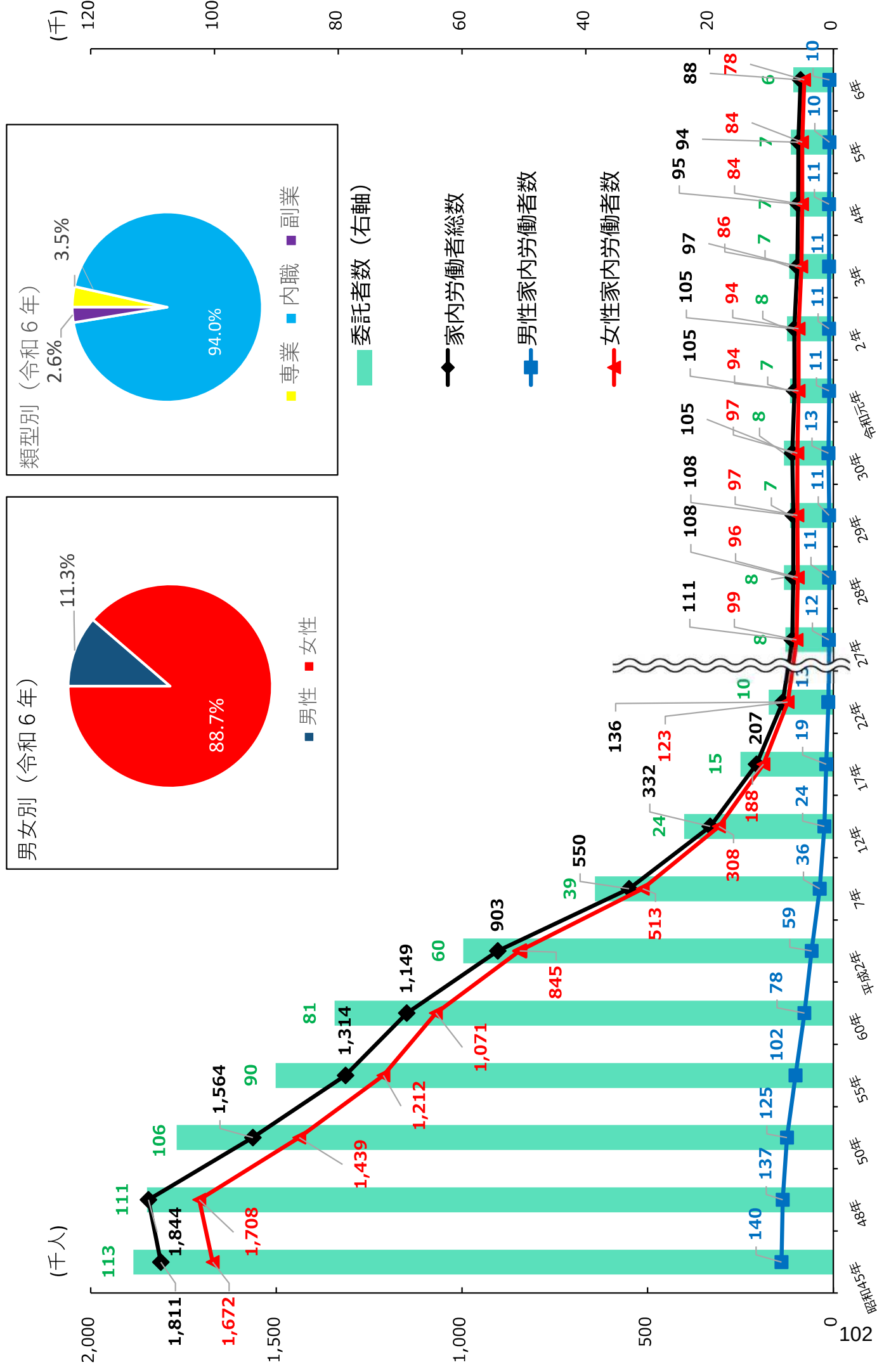
委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがあります。その数は令和6年10月1日現在365人となっています。

(2) 業種別（第5表）

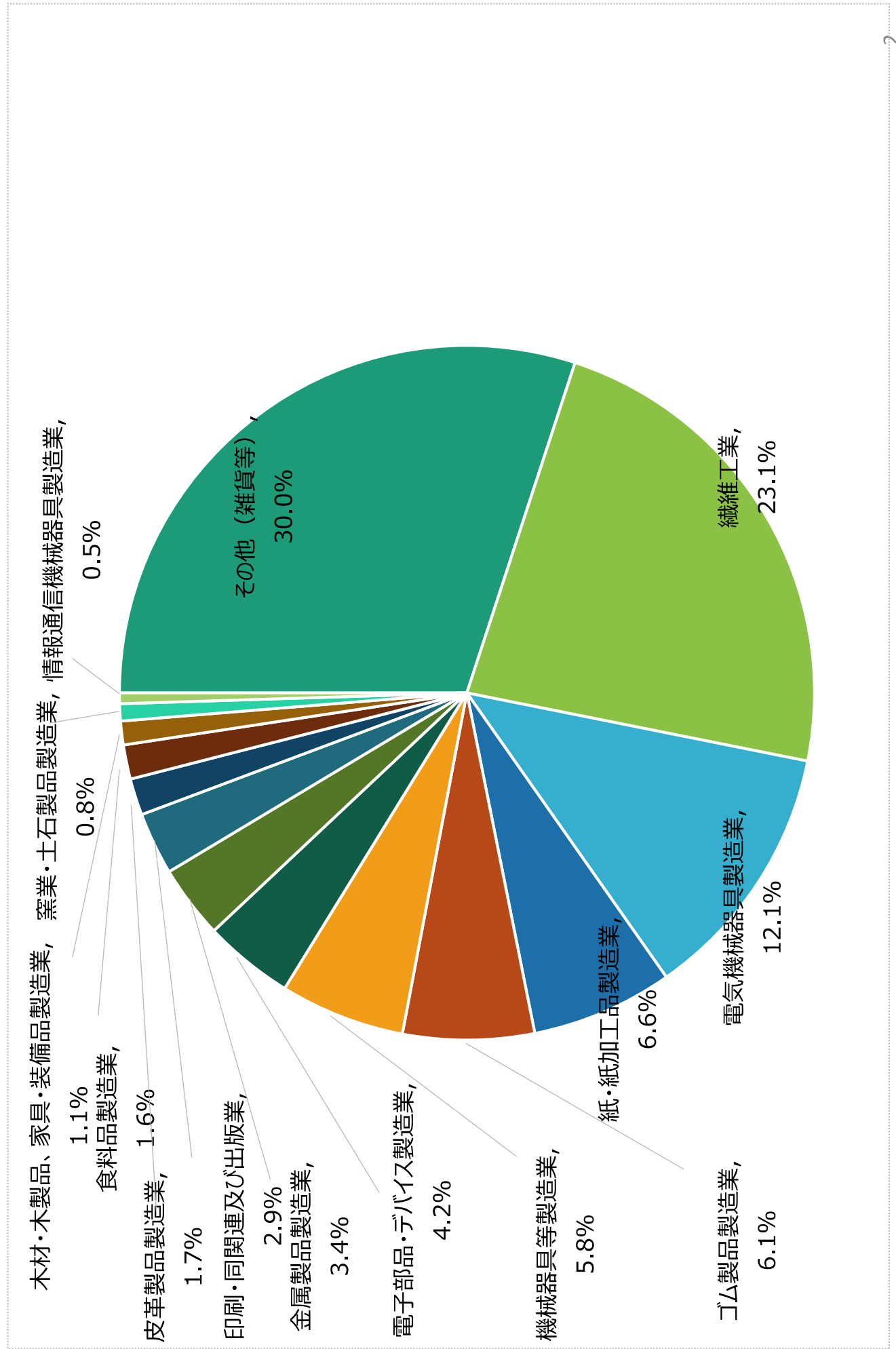
代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が56人(15.3%)と最も多く、次いで「電器機械器具製造業」が29人(7.9%)、「ゴム製品製造業」が23人(6.3%)、となっています。

第1表 家内労働者数(男女別)および委託者数の推移

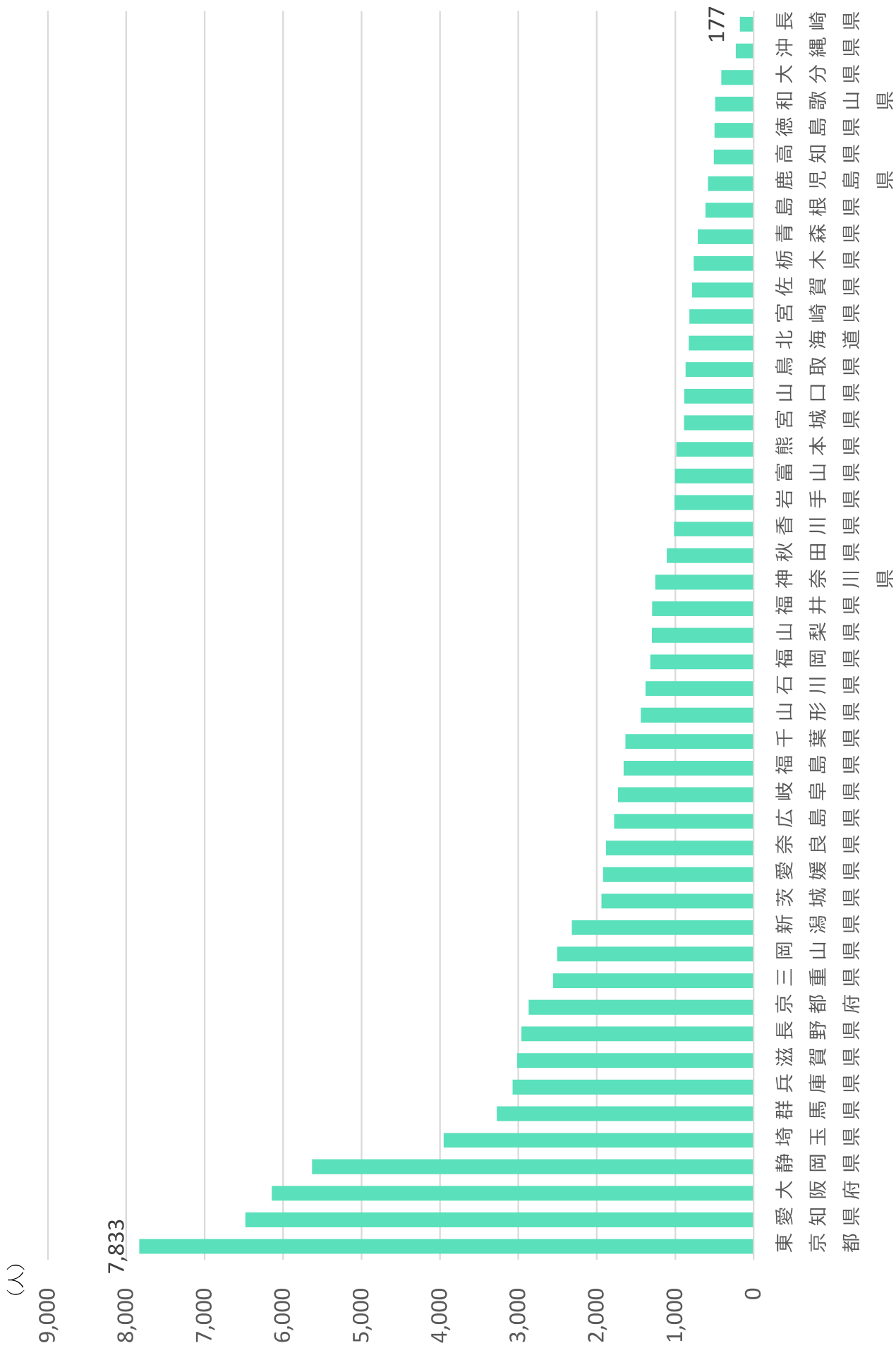
資料 1-1-②



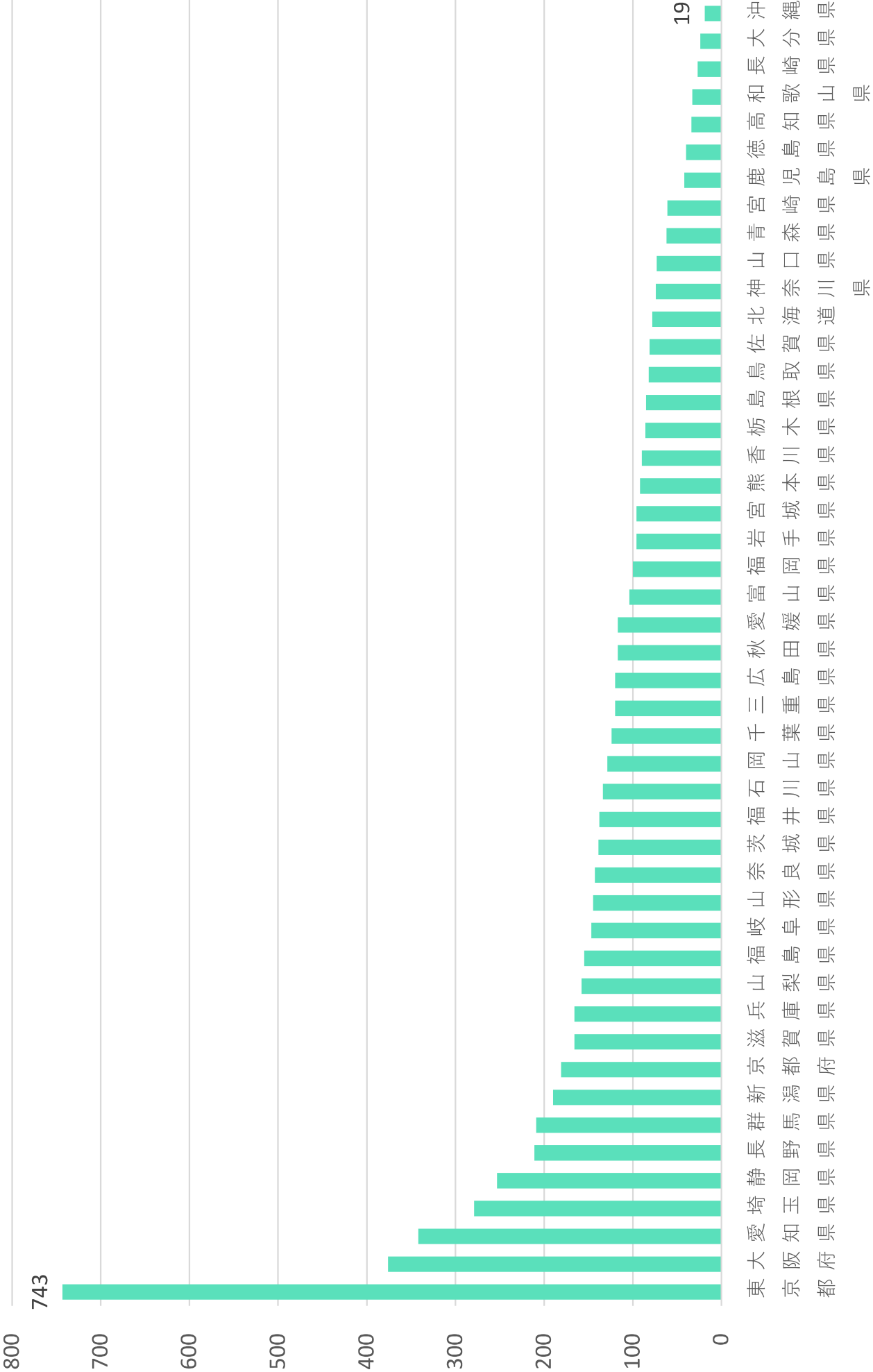
第2表 業種別家内労働者の割合



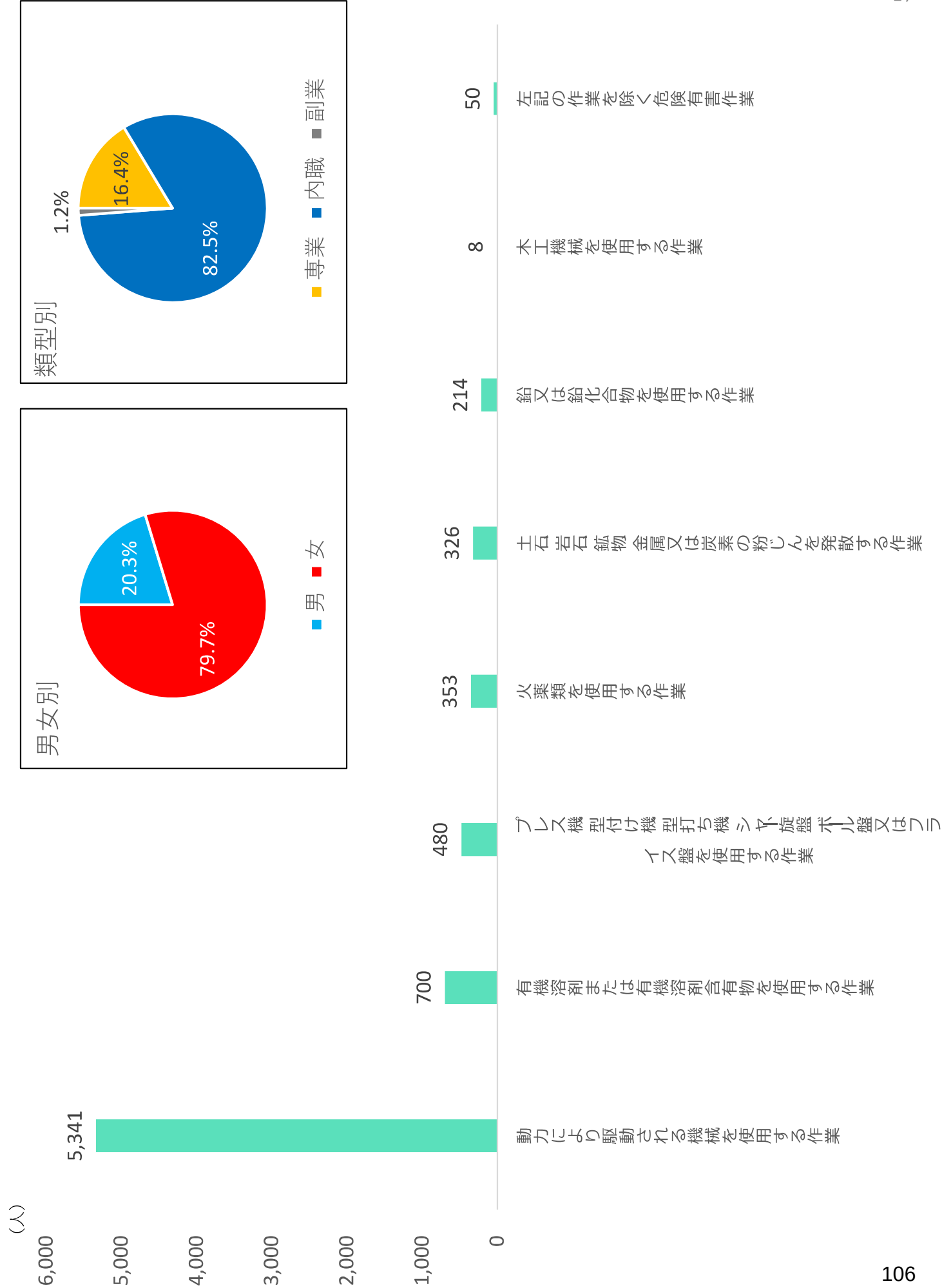
第3表 都道府県別家内労働者数



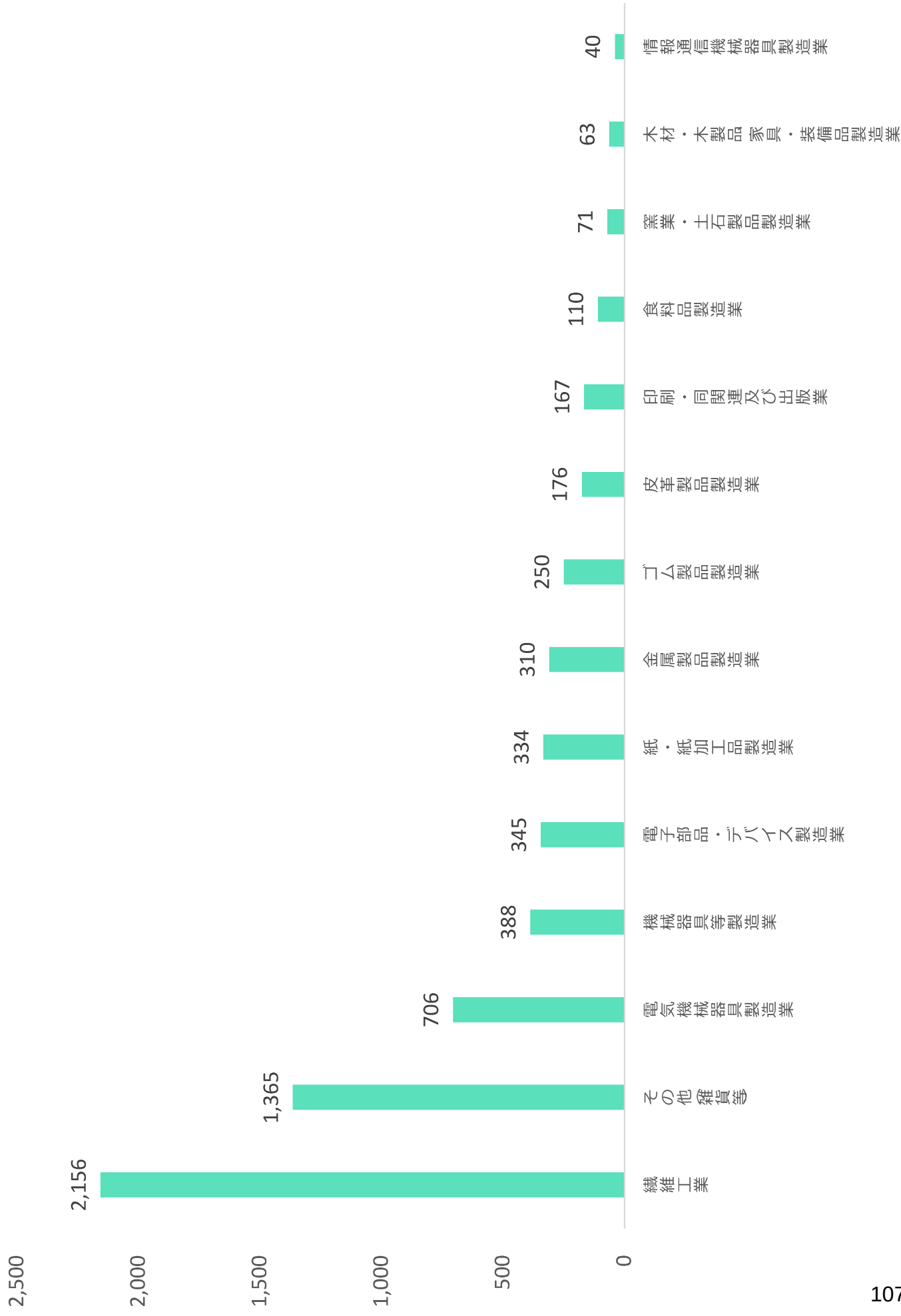
第3表 都道府県別委託者数



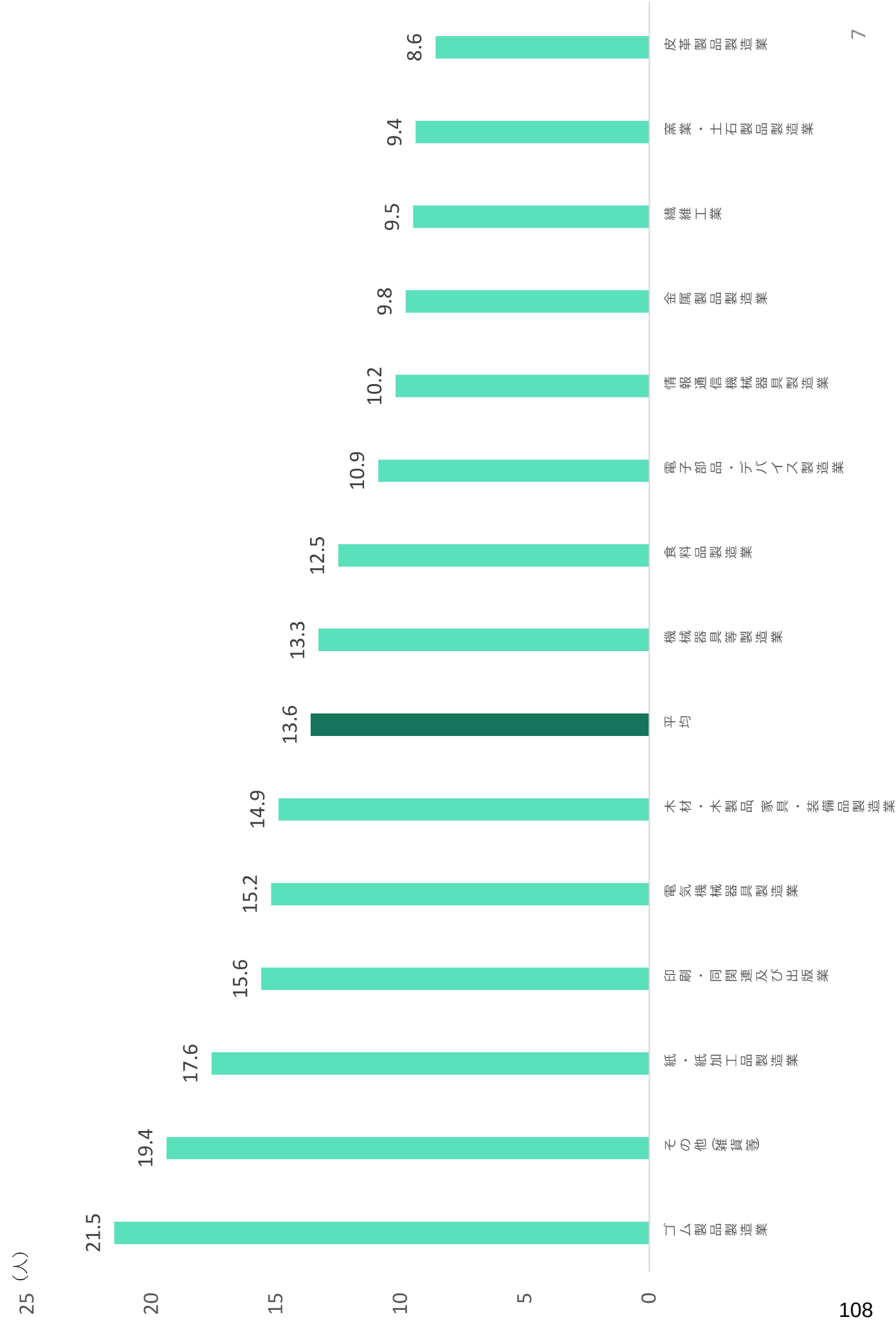
第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数



第5表 業種別委託者数



第5表 業種別1委託者当たりの平均家内労働者数



家内労働法に関する監督指導の実施結果

区 分	平成 21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年
監督指導実施営業所数	31	48	62	42	37	28	170	69	59	40	37	31	32	34	18
違反営業所数	19	29	41	33	22	18	104	53	38	25	13	19	21	27	12
違反率(%)	61.3%	60.4%	66.1%	78.6%	59.5%	64.3%	61.2%	76.8%	64.4%	62.5%	35.1%	61.3%	65.6%	79.4%	66.7%
違反事項内訳	事 項	法条項													
	家内労働手帳	9	16	25	18	15	6	80	31	22	5	1	6	16	8
	工賃の支払い	0	1	1	2	0	0	21	13	10	9	2	6	3	1
	最低工賃の効力	0	0	2	4	0	1	38	20	10	12	5	8	4	3
	安全衛生措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(委託者)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(家内労働者等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帳簿の備付け	2	10	6	7	4	1	36	8	9	2	1	5	6	5	1

資料：厚生労働省労働基準局調べ

家内労働者等の労災保険特別加入状況

(令和6年7月末日現在)

	加入団体数	加入者数	危険有害業務に従事する家内労働者従事者数 (注)	危険有害業務に従事する家内労働者従事者の加入率(注)	保険料負担者別の内訳						
					委託者が		自治体が		家内労働者等が全額負担		
					全額負担	一部負担	全額負担	一部負担			
作業内容	21	60.0%	111人	61.3%	480人	23.1%	0人	11人	0人	21人	79人
(イ)プレス、シャー、旋盤又はフライス盤等を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工	5	14.3%	27人	14.9%	242人	11.2%	4人	0人	0人	0人	23人
(ロ)研削盤を使用して行う研削の作業等を伴う、金属製洋食器、刃物、パルプ又はコックの製造又は加工	3	8.6%	16人	8.8%	700人	2.3%	0人	0人	0人	8人	8人
(ハ)有機溶剤等を用いて行う皮製等の履物、鞆若しくはグラブ等又は木製の漆器の製造又は加工	0	0.0%	0人	0.0%	326人	0.0%	0人	0人	0人	0人	0人
(ニ)粉じん作業又は鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業等を伴う、陶磁器の製造	6	17.1%	27人	14.9%	5341人	0.5%	11人	0人	0人	0人	16人
(ホ)動力により駆動される合系機、燃系機又は織機を使用して行う作業	0	0.0%	0人	0.0%	8人	0.0%	0人	0人	0人	0人	0人
(ヘ)木工機械を使用して行う仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工	35		181人		7069人	2.6%	15人	11人	0人	29人	126人
合計											

(注) 危険有害業務に従事する家内労働者数については、令和6年度家内労働概況調査による推計。

労災保険特別加入に係る作業内容と危険有害業務の種類は必ずしも一致しないことから、推計値として算出したもの。

家内労働者等の労災保険特別加入状況（保険料負担・補助状況別割合の推移）

	令和元年		2年		3年		4年		5年		6年	
	加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合
家内労働者等全額負担	204	69.6%	173	68.7%	160	69.3%	159	71.9%	138	69.3%	126	69.6%
委託者負担	38	13.0%	34	13.5%	33	14.3%	27	12.2%	28	14.1%	26	14.4%
（全額）	24	8.2%	22	8.7%	20	8.7%	16	7.2%	16	8.0%	15	8.3%
（一部）	14	4.8%	12	4.8%	13	5.6%	11	5.0%	12	6.0%	11	6.1%
自治体補助	51	17.4%	45	17.9%	38	16.5%	35	15.8%	33	16.6%	29	16.0%
（全額）	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
（一部）	51	17.4%	45	17.9%	38	16.5%	35	15.8%	33	16.6%	29	16.0%
合計	293	100.0%	252	100.0%	231	100.0%	221	100.0%	199	100.0%	181	100.0%

資料：厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課調べ

令和 7 年度家内労働関係予算案の概要

令和 7 年度予算案額 24 百万円
(前年度－4 百万円)

- | | | | |
|---|-------------------------|--------|---------------------------|
| 1 | 家内労働行政の推進に要する経費 | 2 百万円 | (家内労働対策周知啓発経費 前年度同) |
| 2 | 家内労働に係る安全衛生管理の指導等に要する経費 | 11 百万円 | (家内労働安全衛生指導員経費 前年度－1 百万円) |
| 3 | 家内労働者安全衛生確保事業に要する経費 | 11 百万円 | (委託事業経費 前年度－3 百万円) |

第14次最低工賃新設・改正計画(令和4年4月～7年3月)

資料2-1-①

(令和7年3月11日現在)

局 名	令和4年度		令和5年度		令和6年度		計画件数
	件 名	件 数	件 名	件 数	件 名	件 数	
01 北海道	和服裁縫(改正)→[R5.3.3●]	1	男子既製洋服(廃止)→[R6.4.17 廃止◎]	1	男子・婦人既製洋服(改正)→[R7.3.10◎]	1	2
02 青 森	電気機械器具(改正)→[R5.3.1 改正◎]	1	和服裁縫(改正)→[R6.4.15■]	1	婦人・男子既製洋服(改正)→[R6.11.13●]	2	3
03 岩 手			電気機械器具(改正)→[R6.1.25●]	1	電気機械器具(改正)→[R7.3.7△]	1	2
04 宮 城			男子服・婦人服(改正)→[R6.1.25●]	1		1	2
05 秋 田			男子服・婦人服・子供服(改正)→[R6.3.25 改正◎]	1		1	2
06 山 形			男子・婦人既製洋服(改正)→[R6.3.27 改正◎]	1		1	1
07 福 島	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)→[R5.3.23 改正◎]	1	外衣・シャツ(改正)→[R6.3.15 改正◎]	1	横編ニット(改正)→[R7.2.4◎]	1	3
08 茨 城	電気機械器具(改正)→[R4.9.12 改正◎]	1	婦人・子供既製洋服(廃止)→[R6.3.5●]	1	電気機械器具(改正)→[R7.3.11△]	1	3
09 栃 木			電気機械器具(改正)→[R6.2.14 改正◎]	1	衣服(改正)→[R7.2.6◎]	1	2
10 群 馬	横編ニット(改正)→[R4.1.14●]	1	婦人服(廃止)→[R5.11.13●]	1	電気機械器具(改正)→[R7.3.3△]	1	3
11 埼 玉	革靴(改正)→[R5.8.1 改正◎]、足袋(改正)→[R5.3.1 改正◎]、縫製(改正)→[R6.4.5 改正◎]	3	紙加工品(改正)→[R6.6.26 改正◎]	1	電気機械器具(改正)→[R7.3.4 改正◎]	1	5
12 千 葉					婦人既製洋服(廃止)→[R7.2.5◎(改正)]	1	1
13 東 京	革靴(改正)→[R5.7.10 改正◎]	1	婦人既製洋服(改正)→[R6.8.1 改正◎]	1	電気機械器具(改正)→[R6.11☆]	1	3
14 神奈川	スクーフ・ハンカチーフ(廃止)→[R5.2.20●]	1	電気機械器具(改正)→[R6.2.9●]	1	紙加工品(廃止)→[R7.2.12●]	1	3
15 新 潟	洋食器・器物(改正)→[R5.3.3●]	1	作業工具(改正)→[R6.3.4●]	1	男子・婦人既製洋服(改正)→[R7.3.4●]、横編ニット(改正)→[R7.3.4●]	2	4
16 富 山	電気機械器具(改正)→[R5.3.29 改正◎]	1	アスナー加工(改正)→[R6.4.2 改正◎]	1		2	2
17 石 川						0	
18 福 井	眼鏡(改正)→[R5.3.23 改正◎]	1	婦人服(改正)→[R6.3.18 改正◎]	1	衣服(改正)→[R7.3.6◎]	1	2
19 山 梨	電気機械器具(改正)→[R5.3.23 改正◎]	1	電気機械器具(改正)→[R6.3.26 改正◎]	1	貴金属製品(改正)→[R7.2.18◎]	1	3
20 長 野			婦人服(改正)、男子既製洋服(改正)→[R6.3.6●]	2	外衣・シャツ(改正)→[R7.3●]	1	2
21 岐 阜					胸磁器上絵付(改正)→[R7.3.5△]	1	3
22 静 岡	車両電気配線装置(改正)→[R5.4.5 改正◎]	1				1	1
23 愛 知					車両電気配線装置(改正)→[R6.7.3 改正◎]	1	1
24 三 重					車両電気配線装置(改正)→[R7.1.31●]	1	1
25 滋 賀					下着・補整着(廃止)→[R7.3.10◎]	1	1
26 京 都					紙加工品(改正)→[R6.12☆]、丹後地区絹織物業(改正)→[R6.7.5～□]	2	2
27 大 阪					男子既製洋服(改正)→[R7.2.26◎]	1	1
28 兵 庫	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)→[R5.2.1●]	2	釣針(改正)→[R6.2.1●]	1	電気機械器具(改正)→[R7.2.7●]、靴下(改正)→[R7.2.18△]	2	5
29 奈 良	綿・スワ織物(改正)→[R5.2.1●]		靴下(改正)→[R6.7.26 改正◎]	1		1	1
30 和歌山						0	
31 鳥 取			和服裁縫(改正)→[R6.7.31 改正◎]	1	男子服・婦人服(改正)→[R7.3.7△]	1	2
32 鳥 根	和服裁縫(改正)→[R5.3.13●]	1	電気機械器具(改正)→[R6.3.7●]	1	外衣・シャツ(改正)→[R6.11☆]	1	3
33 岡 山	車両電気配線装置(改正)→[R4.7.1 改正◎](第13次計画分)				車両電気配線装置(改正)→[R7.3.3改正◎]	1	1
34 広 島	既製洋服(改正)→[R5.7.13 改正◎]	1	電気機械器具(改正)→[R5.11.27●]	1	和服裁縫(改正)→[R7.1.29△]、毛筆・画筆(改正)→[R6●]	2	4
35 山 口	男子既製洋服・学生服・作業服製造業(改正)→[R5.10.27 改正◎] ※(学生服に名称変更 R6.1.4 廃止・新設◎)	1	和服裁縫(改正)→[R6.4.25 廃止◎]	1	学校服(改正)→[R7.3.11廃止◎]	1	3
36 徳 島	縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)→[R4.11.7●]	1				1	1
37 香 川			タオル(改正)→[R6.3.18●]	1	手袋・ソックスカバー(改正)→[R7.1.27●]	1	1
38 愛 媛						1	1
39 高 知	衛生用紙(改正)→[R4.6.23●]	1			機械産業(改正)→[R7.2.27◎]	1	2
40 福 岡			婦人服(改正)→[R6.1.31●]	1	男子服(改正)→[R7.1.20●]	1	2
41 佐 賀					婦人既製洋服(改正)→[R6.3.21●]	1	1
42 長 崎			和服裁縫(廃止)→[R6.4.24 廃止◎]	1	男子既製洋服(廃止)→[R7.1☆]、婦人既製洋服(廃止)→[R7.1☆]	2	3
43 熊 本	電気機械器具(改正)→[R5.3.23改正◎]、和服裁縫(改正)→[R5.3.29●]	1	縫製(廃止)→[R6.3.19◎]	1	和服裁縫(改正)→[R6.11☆]	1	3
44 大 分			衣服(改正)、電気機械器具(改正)→[R6.3.21●]	2		2	
45 宮 崎	婦人既製洋服(廃止)→[R4.4.18 廃止◎]	2			内装機関連品(改正)→[R6●]	1	3
46 鹿 児 島					電気機械器具(改正)→[R7.3.4◎]	1	1
47 沖 縄					縫製(改正)→[R7.3△]	1	1
合 計		26		31		42	99

(注)件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したもの。
公示済◎ 答申済○ 審議中□ 諮問△ 諮問見送り● 答申○ 諮問見送り● 答申○ 諮問見送り● 答申○ 諮問見送り●



第14次最低工賃新設・改正計画の進捗状況(令和7年3月11日現在)

第14次計画における改正等件数(件)	99	100(%)
公示済	36	36.4
新設	0	0.0
改正	32	32.3
廃止	4	4.0
見送り答申	1	1.0
答申済	7	7.1
諮問中	9	9.1
諮問見送り	40	40.4
実態調査実施中	6	6.1
未着手	0	0.0

令和4年度計画における改正等件数(件)	26	100(%)
公示済	15	57.7
新設	0	0.0
改正	14	53.8
廃止	1	3.8
見送り答申		0.0
答申済		0.0
諮問中		0.0
諮問見送り	11	42.3
実施中(実態調査・審議)		0.0
未着手		0.0

令和5年度計画における改正等件数(件)	31	100(%)
公示済	14	45.2
新設	0	0.0
改正	11	35.5
廃止	3	9.7
見送り答申	1	3.2
答申済		0.0
諮問中		0.0
諮問見送り	16	51.6
実施中(実態調査・審議)		0.0
未着手		0.0

令和6年度計画における改正等件数(件)	42	100(%)
公示済	7	16.7
新設		0.0
改正	7	16.7
廃止		0.0
見送り答申		0.0
答申済	7	16.7
諮問中	9	21.4
諮問見送り	13	31.0
実施中(実態調査・審議)	6	14.3
未着手		0.0

令和6年度最低工賃新設・改正状況

(令和7年3月11日現在)

令和6年度実施状況		内訳	数
公示済	新設		0
	改正	青森男子・婦人既製服製造業、福井衣服製造業、愛知車両電気配線装置製造業、大阪男子既製洋服製造業、岡山車両電気配線装置、高知繊維産業、鹿児島電気機械器具製造業	7
	廃止		
答申済	改正	岩手電気機械器具、福島横編ニット製造業、栃木衣服製造業、埼玉電気機械器具製造業、千葉婦人既製洋服製造業、山梨貴金属製品製造業	6
	廃止	山口学校服製造業	1
	見送り答申		
諮問中	新設		
	改正	宮城電気機械器具、茨城電気機械器具、群馬電気機械器具、岐阜陶磁器上絵付、京都丹後地区絹織物業、兵庫靴下、鳥取男子服・婦人服、広島和服裁縫、沖縄縫製	9
	廃止		
諮問見送り		岩手婦人・男子既製洋服、神奈川紙加工品、新潟男子・婦人既製洋服、新潟横編ニット、長野外衣・シャツ、三重車両電気配線装置、滋賀下着・補整着、兵庫電気機械器具、広島毛筆・画筆、香川手袋・ソックスカパー、福岡男子服、佐賀婦人既製服、宮崎内燃機関電装品	13
実態調査中		東京電気機械器具、京都紙加工品、島根外衣シャツ、長崎男子既製洋服、長崎婦人既製洋服、熊本和服裁縫	6
未着手			0
合計			42

第 15 次最低工賃新設・改正計画実施方針（案）

1 最低工賃の改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、第 8 次最低工賃新設・改正計画以降、原則として 3 年をめぐりに実態を把握し、見直しを行っている。今後は、加えて、経済情勢の変化や地域の実情、最低賃金の状況等を踏まえ、早期の見直しが必要と判断される場合には、これを 2 年とするなどの対応を図ること。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

(2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の 8 時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

(3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれか

に合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が 100 人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2 つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

第15次最低工賃新設・改正計画案(令和7年4月～10年3月)

(令和7年3月11日現在)

局 名	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	最低工賃件数 (令和7年3月11日現在)	件 名	件数	件 名	件数	件 名
01 北海道	1	和服裁縫(改正)	1			
02 青 森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)、男子・婦人既製服(改正)	2	電気機械器具(改正)
03 岩 手	2	婦人・男子既製洋服(改正)	1			電気機械器具(改正)
04 宮 城	2	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	男子服・婦人服(改正)
05 秋 田	2	通信機器用部分品(改正又は廃止)	1	男子服・婦人服・子供服(改正)	1	通信機器用部分品(改正又は廃止)
06 山 形	1	男子・婦人既製服(改正)	1			男子・婦人既製服(改正)
07 福 島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)、外衣・シャツ(改正)	2	横編ニット(改正)	1	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)、外衣・シャツ(改正)
08 茨 城	3	婦人・子供既製服(廃止)、男子既製洋服(廃止)	2	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)、衣服(廃止)
09 栃 木	2	電気機械器具(改正)	1			
10 群 馬	3	横編ニット(改正)	1	婦人服(廃止)、電気機械器具(改正)	2	
11 埼 玉	5	革靴(改正)、足袋(改正)	2	縫製(改正)	1	紙加工品(改正)、電気機械器具(改正)
12 千 葉	1			婦人既製洋服(廃止)	1	
13 東 京	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)		電気機械器具(改正)
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)、電気機械器具(改正)	2	紙加工品(廃止)	1	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)、電気機械器具(改正)
15 新 潟	4	洋食器・器物(廃止)、作業工具(廃止)	2	男子・婦人既製洋服(廃止)、横編ニット(廃止)	2	
16 富 山	2	電気機械器具(改正)	1	フラスナー加工(改正)	1	電気機械器具(改正)
17 石 川	0					
18 福 井	2	眼鏡(改正)	1	衣服(改正)	1	眼鏡(改正)
19 山 梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)、貴金属製品(改正)	2	電気機械器具(改正)
20 長 野	2	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	電気機械器具(改正)
21 岐 阜	3	男子既製洋服(改正)、婦人服(改正)	2	胸磁器上絵付(改正)	1	男子既製洋服(改正)、婦人服(改正)
22 静 岡	1	車両電気配線装置(改正)	1			車両電気配線装置(改正)
23 愛 知	1			車両電気配線装置(改正)	1	
24 三 重	1			車両電気配線装置(改正)	1	
25 滋 賀	1			下着・補整着(廃止)	1	
26 京 都	2	丹後地区絹織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1	丹後地区絹織物業(改正)
27 大 阪	1			男子既製洋服(改正)	1	
28 兵 庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(廃止)、釣針(改正)	3	電気機械器具(改正)、靴下(改正)	2	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(廃止)、釣針(改正)
29 奈 良	1			靴下(改正)	1	
30 和歌山	0					
31 鳥 取	2	和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	和服裁縫(改正)
32 島 根	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)
33 岡 山	1			車両電気配線装置(改正)	1	
34 広 島	4	既製服(改正)、電気機械器具(廃止)	2	和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(廃止)	2	既製服(改正)、電気機械器具(廃止)
35 山 口	1			学校服(改正)	1	
36 徳 島	1	縫製(下着・ハンカチーフ)(廃止)	1			
37 香 川	1					手袋・ソックスカバー(改正)
38 愛 媛	1			タオル(廃止)	1	
39 高 知	2	衛生用紙(改正)	1			繊維産業(改正)
40 福 岡	2	婦人服(改正)	1	男子服(改正)	1	婦人服(改正)
41 佐 賀	1					婦人既製服(改正)
42 長 崎	2			男子既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止)	2	
43 熊 本	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	縫製(改正又は廃止)
44 大 分	2			衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2	
45 宮 崎	2	男子既製洋服(改正)	1	内然機関電装品(改正)	1	男子既製洋服(改正)
46 鹿 児 島	1			電気機械器具(改正)	1	
47 沖 縄	1	縫製(改正)	1			縫製(改正)
合 計	93		40		43	

(注) 各年度の最低工賃の件数は令和7年3月1日現在のものである。なお、件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したもの、改正、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

第15次最低工賃新設・改正計画内訳

		(件)
		件数
新設		0
改正		73
廃止		20
合計		93

* 改正73件には次回実態調査結果により改正又は廃止について検討することとして
いるもの2件を含む。

雇用環境・均等分科会 家内労働部会 委員名簿

令和7年2月17日現在

(公益代表)

かわた たくゆき 川田 琢之	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
こにし やすゆき 小西 康之	明治大学法学部教授
しん やしき えみこ 新屋敷 恵美子	九州大学法学研究院准教授
ふじ い ちえこ 藤井 智恵子	松蔭大学看護学部看護学科教授
◎ やまもと まゆみ 山本 眞弓	弁護士（アルク法律事務所）

(家内労働者代表)

しばた みちこ 柴田 美千子	U Aゼンセン労働条件局副部長
しばやま こうじ 芝山 公治	セラミックス産業労働組合連合会副書記長
にだいら あきら 仁平 章	日本労働組合総連合会総合政策推進局総局長
みずさき けいいち 水崎 恵一	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員
よしだ ちえ 吉田 智恵	全日本家内労働者組合総連合特別中央執行委員

(委託者代表)

あべ ひろし 阿部 博司	(一社)日本経済団体連合会労働政策本部統括主幹
かとう ひとし 加藤 仁	東京都中小企業団体中央会常勤参事
きよた もとひろ 清田 素弘	日本商工会議所産業政策第二部副部長
さくま かずひろ 佐久間 一浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
さくもと かずよ 佐久本 和代	沖縄県中小企業団体中央会総務部長

(部会長＝◎)

(五十音順、敬称略)

第1表 家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数及び委託者数の推移

参考資料 2

区 分	昭和45年	48年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年	3年	4年	5年	6年
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
家内労働 従事者数 (対前年比率)	2,017,100	2,041,200 (0.2%)	1,725,700 (△ 5.9%)	1,415,500 (△ 1.9%)	1,223,200 (△ 3.2%)	951,800 (△ 6.0%)	576,701 (△ 12.3%)	347,084 (△ 9.2%)	216,625 (△ 4.4%)	141,131 (△ 7.1%)	114,655 (△ 2.1%)	108,539 (0.2%)	100,462 (△ 7.4%)	98,339 (△ 9.4%)	98,035 (△ 2.4%)	91,266 (△ 6.9%)
	1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,563,700 (△ 5.5%)	1,313,900 (△ 2.1%)	1,149,000 (△ 3.2%)	903,400 (△ 5.7%)	549,585 (△ 12.3%)	331,831 (△ 9.1%)	207,142 (△ 4.2%)	136,289 (△ 6.1%)	111,038 (△ 1.8%)	105,301 (0.2%)	97,122 (△ 7.8%)	95,108 (△ 9.7%)	94,262 (△ 2.9%)	88,332 (△ 6.3%)
家内労働 者 数 (対前年比率)	139,500	136,600	125,200	101,900	78,100	58,500	36,443	23,888	18,758	13,191	11,840	11,220	11,146	11,141	10,397	10,020
	[7.7%]	[7.4%]	[8.0%]	[7.8%]	[6.8%]	[6.5%]	[6.6%]	[7.2%]	[9.1%]	[9.7%]	[10.7%]	[10.7%]	[11.5%]	[11.7%]	[11.0%]	[11.3%]
性 別	男	1,671,700	1,707,800	1,438,500	1,212,000	1,070,900	513,142	307,943	188,384	123,098	99,198	94,081	85,976	83,967	83,865	78,312
	女	[92.3%]	[92.6%]	[92.0%]	[92.2%]	[93.2%]	[93.4%]	[92.8%]	[90.9%]	[90.3%]	[89.3%]	[89.3%]	[88.5%]	[88.3%]	[89.0%]	[88.7%]
類 型 別	専 業	171,000	171,000	134,800	101,400	76,200	31,848	16,914	10,813	5,900	5,343	4,905	4,512	4,308	4,232	3,058
		[9.4%]	[9.3%]	[8.6%]	[7.7%]	[6.6%]	[5.8%]	[5.1%]	[5.2%]	[4.3%]	[4.8%]	[4.7%]	[4.6%]	[4.5%]	[4.5%]	[3.5%]
内 職	1,597,200	1,633,600	1,393,800	1,189,500	1,058,500	843,500	512,900	311,835	193,778	129,577	104,929	99,244	91,508	89,278	88,523	82,997
	[88.2%]	[88.6%]	[89.1%]	[90.5%]	[92.1%]	[93.4%]	[93.3%]	[94.0%]	[93.6%]	[95.1%]	[94.5%]	[94.2%]	[94.2%]	[93.9%]	[93.9%]	[94.0%]
副 業	43,000	39,800	35,100	23,000	14,300	9,400	4,837	3,082	2,551	812	766	1,152	1,102	1,522	1,507	2,277
	[2.4%]	[2.2%]	[2.2%]	[1.8%]	[1.2%]	[1.0%]	[0.9%]	[0.9%]	[1.2%]	[0.6%]	[0.7%]	[1.1%]	[1.1%]	[1.6%]	[1.6%]	[2.6%]
補 助 者 数	205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116	15,253	9,483	4,842	3,617	3,238	3,340	3,231	3,773	2,934
委 託 者 数	113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538	24,116	15,010	10,447	7,760	7,500	7,139	7,017	6,869	6,481

注1：「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2： []は、性及び類型別の構成比である。

注3： 昭和45年から平成2年までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

第2表 業種別家内労働者数及び主な家内労働業務

業 種	令和5年	令和6年	対前年比減少率	主な家内労働業務
総数	人 94,262	人 88,332	% △ 6.3	
	100%	100%		
食料品製造業	1,514	1,375	△ 9.2	貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
	1.6%	1.6%		
繊維工業	21,204	20,432	△ 3.6	衣服の縫製、ニット編立て、燃糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
	22.5%	23.1%		
木材・木製品、家具・装備品製造業	1,019	939	△ 7.9	塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立
	1.1%	1.1%		
紙・紙加工品製造業	6,087	5,866	△ 3.6	紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
	6.5%	6.6%		
印刷・同関連及び出版業	2,610	2,599	△ 0.4	製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集
	2.8%	2.9%		
ゴム製品製造業	5,625	5,373	△ 4.5	ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
	6.0%	6.1%		
皮革製品製造業	1,688	1,510	△ 10.5	革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、鞆の糊付け加工
	1.8%	1.7%		
窯業・土石製品製造業	726	665	△ 8.4	陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鋳込み
	0.8%	0.8%		
金属製品製造業	3,251	3,031	△ 6.8	洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
	3.4%	3.4%		
電子部品・デバイス製造業	4,127	3,749	△ 9.2	電子部品の組立・検査
	4.4%	4.2%		
電気機械器具製造業	12,139	10,722	△ 11.7	コネクター差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端未加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
	12.9%	12.1%		
情報通信機械器具製造業	496	409	△ 17.5	携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端未加工、カーナビ組立
	0.5%	0.5%		
機械器具等製造業	5,658	5,158	△ 8.8	自動車部品組立、航空機部品組立
	6.0%	5.8%		
その他（雑貨等）	28,118	26,504	△ 5.7	貴金属製造、がん具花火製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首づくり、事務用品製造
	29.8%	30.0%		

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県			家内労働 従事者数	家内労働者数	補助者数	委託者数	代理人数
			人	人	人		人
全		国	91,266	88,332	2,934	6,481	365
北	海	道	847	828	19	78	0
青	森	県	713	710	3	62	0
岩	手	県	1,024	1,011	13	96	2
宮	城	県	907	889	18	96	0
秋	田	県	1,141	1,108	33	117	0
山	形	県	1,465	1,439	26	145	2
福	島	県	1,681	1,660	21	155	14
茨	城	県	1,966	1,942	24	139	31
栃	木	県	784	763	21	86	1
群	馬	県	3,555	3,273	282	209	9
埼	玉	県	4,030	3,954	76	279	14
千	葉	県	1,683	1,635	48	124	2
東	京	都	8,037	7,833	204	743	4
神	奈	川	1,268	1,256	12	74	2
新	潟	県	2,423	2,319	104	190	4
富	山	県	1,055	1,006	49	104	27
石	川	県	1,421	1,380	41	134	0
福	井	県	1,326	1,295	31	138	1
山	梨	県	1,326	1,299	27	158	0
長	野	県	3,030	2,959	71	211	0
岐	阜	県	1,883	1,732	151	147	1
静	岡	県	5,794	5,628	166	253	71
愛	知	県	6,735	6,482	253	342	25
三	重	県	2,675	2,556	119	120	0
滋	賀	県	3,058	3,016	42	166	5
京	都	府	2,931	2,869	62	181	6
大	阪	府	6,342	6,144	198	376	38
兵	庫	県	3,366	3,073	293	166	3
奈	良	県	1,934	1,882	52	143	10
和	歌	山	637	490	147	33	14
鳥	取	県	883	869	14	82	5
鳥	根	県	636	614	22	85	4
岡	山	県	2,570	2,504	66	129	1
広	島	県	1,832	1,781	51	120	31
山	口	県	889	887	2	73	3
徳	島	県	503	499	4	40	18
香	川	県	1,058	1,016	42	90	11
愛	媛	県	1,950	1,922	28	117	0
高	知	県	520	506	14	34	3
福	岡	県	1344	1319	25	100	0
佐	賀	県	795	782	13	81	0
長	崎	県	177	177	0	27	0
熊	本	県	1,000	988	12	92	0
大	分	県	413	411	2	24	0
宮	崎	県	842	818	24	61	2
鹿	児	島	590	581	9	42	1
沖	縄	県	227	227	0	19	0

第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類		危険有害業務に従事する家内労働従事者数					
	総数	性別		類型別			
		男	女	専業	内職	副業	
		人	人	人	人	人	
総数	7,279 (394) 100.0%	1,475 (95) 20.3%	5,804 (297) 79.7%	1,191 (133) 16.4%	6,002 (249) 82.5%	86 (10) 1.2%	
①プレス機、型付け機、型打ち機、シャワー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	480 (52) 100.0%	246 (12) 51.3%	234 (40) 48.8%	224 (39) 46.7%	252 (13) 52.5%	4 (0) 0.8%	
②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)	700 (54) 100.0%	298 (4) 42.6%	402 (50) 57.4%	176 (22) 25.1%	495 (29) 70.7%	29 (3) 4.1%	
③鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	214 (2) 100.0%	42 (1) 19.6%	172 (1) 80.4%	18 (1) 8.4%	193 (0) 90.2%	3 (1) 1.4%	
④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	326 (54) 100.0%	248 (9) 76.1%	78 (45) 23.9%	242 (33) 74.2%	78 (20) 23.9%	6 (1) 1.8%	
⑤動力により駆動される機械を使用する作業 (例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	5,341 (194) 100.0%	705 (35) 13.2%	4,636 (159) 86.8%	666 (56) 12.5%	4,629 (133) 86.7%	46 (5) 0.9%	
⑥木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)	8 (1) 100.0%	6 (1) 75.0%	2 (0) 25.0%	7 (1) 87.5%	0 (0) 0.0%	1 (0) 12.5%	
⑦火薬類を使用する作業 (例：花火製造)	353 (57) 100.0%	54 (38) 15.3%	299 (19) 84.7%	0 (0) 0.0%	353 (57) 100.0%	0 (0) 0.0%	
上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	50 (6) 100.0%	26 (1) 52.0%	24 (5) 48.0%	31 (6) 62.0%	19 (0) 38.0%	0 (0) 0.0%	

注1：2種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に1人として計上した。

但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。

注2：()は、補助者数(内数)である。

第5表 業種別委託者数、代理人数及び1委託者当たりの平均家内労働者数

業 種	委託者数			代理人数	1 委託者当たりの 平均家内労働者数
	総数	製造・販 売業者	請負業者		
総数	6,481 100.0%	6,135 100.0%	346 100.0%	365 100.0%	13.6
食料品製造業	110 1.7%	110 1.8%	0 0.0%	1 0.3%	12.5
繊維工業	2,156 33.3%	2,003 32.6%	153 44.2%	56 15.3%	9.5
木材・木製品、家具・装備品製造業	63 1.0%	63 1.0%	0 0.0%	2 0.5%	14.9
紙・紙加工品製造業	334 5.2%	328 5.3%	6 1.7%	21 5.8%	17.6
印刷・同関連及び出版業	167 2.6%	158 2.6%	9 2.6%	21 5.8%	16.1
ゴム製品製造業	250 3.9%	240 3.9%	10 2.9%	23 6.3%	21.5
皮革製品製造業	176 2.7%	170 2.8%	6 1.7%	11 3.0%	8.6
窯業・土石製品製造業	71 1.1%	71 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	9.4
金属製品製造業	310 4.8%	303 4.9%	7 2.0%	2 0.5%	9.8
電子部品・デバイス製造業	345 5.3%	327 5.3%	18 5.2%	22 6.0%	10.9
電気機械器具製造業	706 10.9%	660 10.8%	46 13.3%	29 7.9%	15.2
情報通信機械器具製造業	40 0.6%	35 0.6%	5 1.4%	11 3.0%	10.2
機械器具等製造業	388 6.0%	364 5.9%	24 6.9%	2 0.5%	13.3
その他（雑貨等）	1,365 21.1%	1,303 21.2%	62 17.9%	164 44.9%	19.4

雇均発 0227 第 3 号

令和 7 年 2 月 27 日

各都道府県労働局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

(公 印 省 略)

家内労働法とフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用関係について

今般、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）が令和 5 年 5 月 12 日に公布され、令和 6 年 11 月 1 日より施行された。

フリーランス・事業者間取引適正化等法第 2 条第 1 項に規定する特定受託事業者には家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 2 条第 2 項に規定する家内労働者も含まれることから、家内労働者に関しては、家内労働法とともにフリーランス・事業者間取引適正化等法が適用される。

両法は趣旨・目的と異にするものではあるが、具体の義務の内容については共通するものがあり、その適用関係については、下記の通りであるので、了知されたい。

記

- 1 フリーランス・事業者間取引適正化等法に規定する業務委託事業者に該当する委託者が家内労働者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により家内労働者に対し明示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第 3 条）。これら事項は家内労働法第 3 条に基づき交付する家内労働手帳に記入する事項であることから、当該義務を履行することにより、フリーランス・事業者間取引適正化等法の取引条件の明示義務も果たされるものであること。
- 2 フリーランス・事業者間取引適正化等法に規定する特定業務委託事業者に該当する委託者が家内労働者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、給付を受領した日等から起算して 60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない、当該支払期日までに報酬を支払わなければならない（フリーラ

ンス・事業者間取引適正化等法第4条)。家内労働法第6条では、工賃は、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して1月以内に支払わなければならないとされており、当該義務を履行し、1月以内に工賃を支払うことにより、フリーランス・事業者間取引適正化等法の報酬支払いの義務も果たされるものであること。

- 3 フリーランス・事業者間取引適正化等法に規定する特定業務委託事業者に該当する委託者は、フリーランス・事業者間取引適正化等法でいう継続的業務委託（6ヶ月以上の期間行う業務委託）に係る契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。以下同じ。）をしようとする場合には、例外事由に該当する場合を除き、当該契約の相手方である家内労働者に対し、書面や電子メール等により、少なくとも30日前までに、その予告をしなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第16条第1項）。

また、予告がされた日から契約が満了する日までの間において、家内労働者が契約の解除の理由を委託者に請求した場合、例外事由に該当する場合を除き、書面や電子メール等により、遅滞なく開示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第16条第2項）。

委託の打ち切りについて、家内労働法第5条は、6月を超えて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いて継続的に委託をすることを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するように努めなければならないことを規定しているが、この努力義務は、上記のフリーランス・事業者間取引適正化等法の義務の履行により、果たされるものであること。

○別添

フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要等について

趣 旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概 要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第 2 条第 1 項]
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第 2 条第 2 項]
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第 2 条第 3 項]
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第 2 条第 6 項]

※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

特定業務委託事業者は、

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第 3 条]

※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。

- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内) [第 4 条]
- (3) 特定受託事業者との業務委託（1 か月以上もの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第 5 条]

- ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
- ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
- ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
- ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
- ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
- ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
- ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。
[第 21 条]

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

特定業務委託事業者は、

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第 12 条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（6 か月以上もの）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第 13 条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第 14 条]
- (4) 業務委託（6 か月以上もの）を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第 16 条]

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 18 ～ 第 20 条、第 22 条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第 24 条、第 25 条]

家内労働法とフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用関係について

- フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」には、「家内労働者」も含まれるため、家内労働者の取引については、引き続き家内労働法が適用されるとともに、業種横断的に共通する最低限の規律としての性質を有するフリーランス・事業者間取引適正化等法も適用される。両法の委託者の義務内容の一部は、重複するものがあり、両法の関係は以下のように解されるが、両法の円滑な施行のため、解釈を示すこととする。
- ※ 下請法と家内労働法においても両法が適用がされるため、家内労働法に関する通達の中で解釈を示している。

	家内労働法	フリーランス・事業者間取引適正化等法	両法の関係
目的	家内労働者の労働条件の向上	特定受託事業者の取引の適正化・就業環境の整備	-
対象者	家内労働者 ※ 物品の製造等を業とする者から、主として労働の対価を得るために、委託を受けて物品の製造・加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするもの	特定受託事業者 ※ 業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しない者（同居の親族を使用しても「従業員を使用」には当たらない）	「特定受託事業者」は「家内労働者」を包含
委託者の義務	家内労働手帳（法3条） 工賃の支払（法6～7条）※ ※物品を受領した日から起算して原則1月以内	取引条件の明示（3条） 期日における報酬支払（4条）※ ※給付を受領した日から起算して原則60日以内	家内労働法の義務を満たせば フリーランス・事業者間取引適正化等法の義務も満たす （下請法と同様）
	委託の打切りの予告（法5条）※努力義務	中途解除等の事前予告（16条）	フリーランス・事業者間取引適正化等法の義務を満たせば 家内労働法の努力義務を満たす
	就業時間（法4条）※努力義務 最低工賃（法14条） 安全及び衛生に関する措置（法17条） 届出（法26条） 帳簿の備付け（法27条）	特定業務委託事業者の遵守事項（5条） 募集情報の確表示（12条） 育児介護等と業務の両立に対する配慮（13条） ハラスメント対策に係る体制整備（14条）	上記の関係にはなく、 個々に対応する必要がある

（参考）家内労働法の施行について(昭和45年10月1日)(発基第115号)(各都道府県労働基準局長あて労働事務次官通達)

第二 家内労働手帳について(法第3条関係ならびに則第一条および則第30条関係)

- 四 資本金または出資額が1,000万円をこえる法人たる事業者から製造委託または修理委託を受ける家内労働者は、親事業者との取引関係において下請事業者の利益を保護することを目的とする下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第一二〇号)(以下「下請法」という。)でいう下請事業者に該当するので、本法による家内労働手帳の交付義務と下請法による親事業者の書面の交付義務が競合して委託者の負担が過重となることをさけるため、下請法の書面に記載すべき事項は、すべて家内労働手帳の記入事項とし、家内労働手帳が交付された場合には下請法の書面の交付もあつたものと取り扱うことができるようにしたものであること。



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正 する法律案の概要【個人事業者等に対する安全衛生対策の推進関係】

第10回 家内労働部会資料

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっていた労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1④及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

背景

- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和5年4月施行）
- ⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

改正内容

- 個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象
- ①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）
 - ・ 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する 等
- ②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け
 - ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
 - ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
 - ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等
- ③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備
（注）個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。
- また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※1）に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※2）の批准につながる。
（※1）例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。
（※2）条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たった際の課題となっている。

参考資料

【総論①】労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

論点

個人事業者をどのように定義すべきか。また、個人事業者以外をどの範囲まで対象に含めるべきか。

対応案

労働安全衛生法において保護対象や義務主体とする「個人事業者等」の範囲は以下のとおりとしようか。

① 個人事業者

- ・ 労働者を使用しない。
- ・ 法人、非法人（個人）かは問わない。
- ・ 請負契約や業務委託契約のような契約の有無は問わない（＝農家、芸術家なども含む）。

② 中小事業の事業主及び役員

- ・ 個人事業者や労働者が行うのと類似の作業を自ら行う中小事業の事業主や役員。

※ 中小事業の範囲は、業務上災害の実態や他の労働基準関係法令での取扱いを踏まえて定めることとする

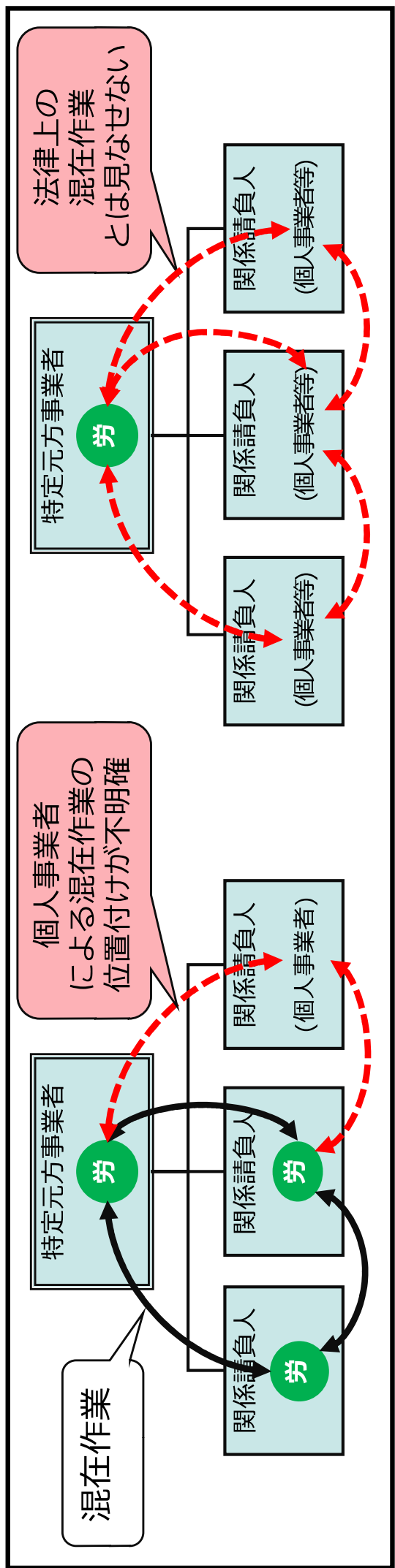
労働災害防止対策のこれまでの歴史を踏まえれば、安全衛生の確保については、

- ① 「契約関係」や「請負関係」のみに着目した取組では十分とはいえない
 - ② 安全衛生に影響を及ぼす要因を発生させ、又はコントロール可能な者の関与が重要
 - ③ 作業当事者が必要な情報入手し、当該情報に基づき適切な取組を行うことが重要
- といった特徴があるため、「取引関係」や「請負関係」のみに限定せず、誰からも仕事を請け負うことなく事業活動を行う個人事業者も含め、広く保護、規制の対象とすることが適当ではないか

【建設業等における混在作業現場における連絡調整】

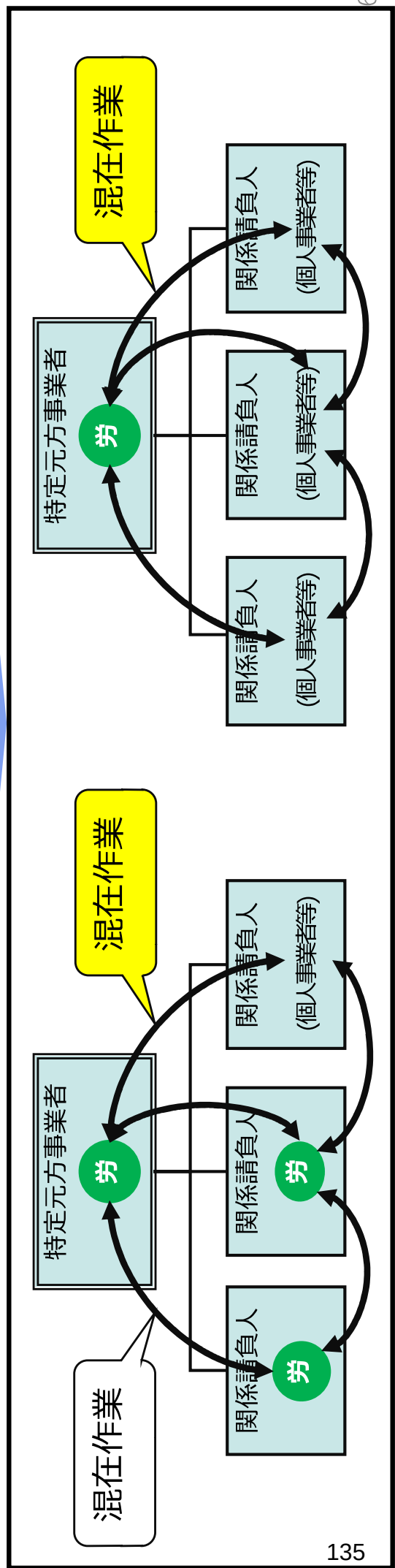
○ 現行の安衛法第30条及び第30条の2においては、「一の場所」において、個人事業者等である請負人が作業を行う場合の位置付けが不明確であり、現場における統括管理の実態との乖離がみられる

《現行》



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

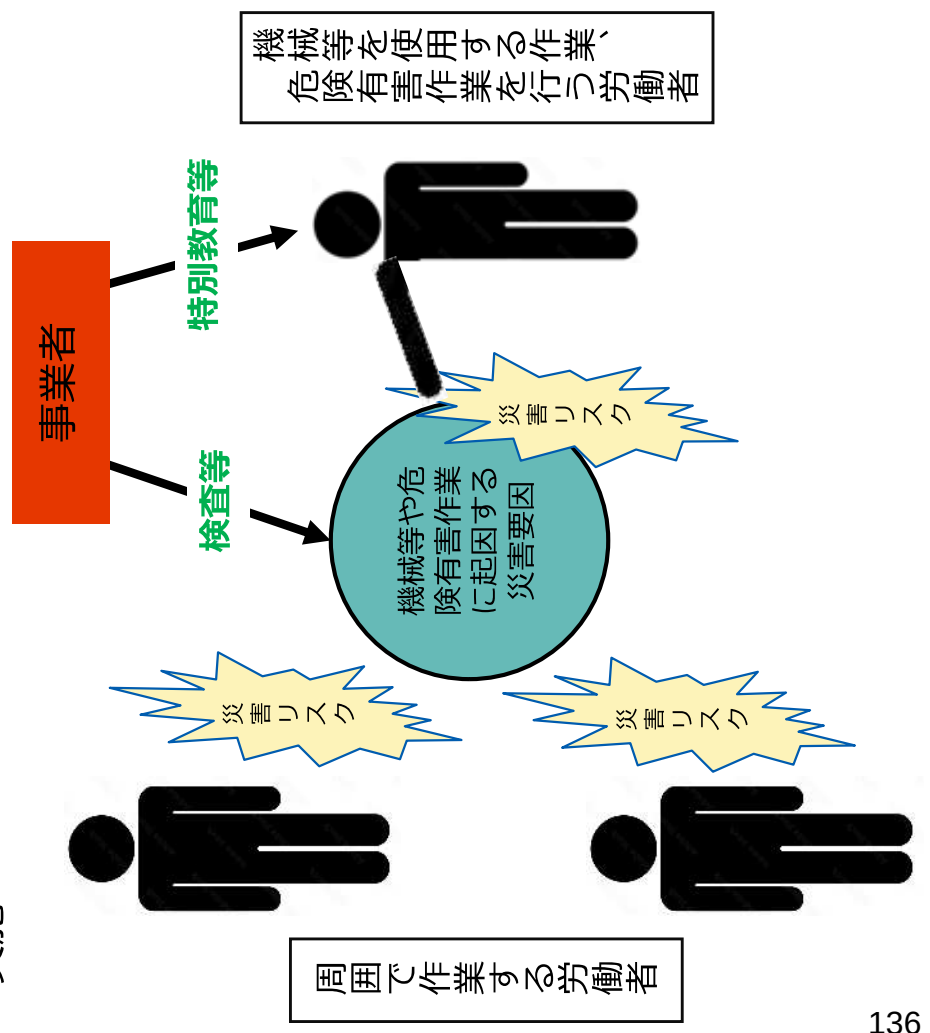
《見直し後》



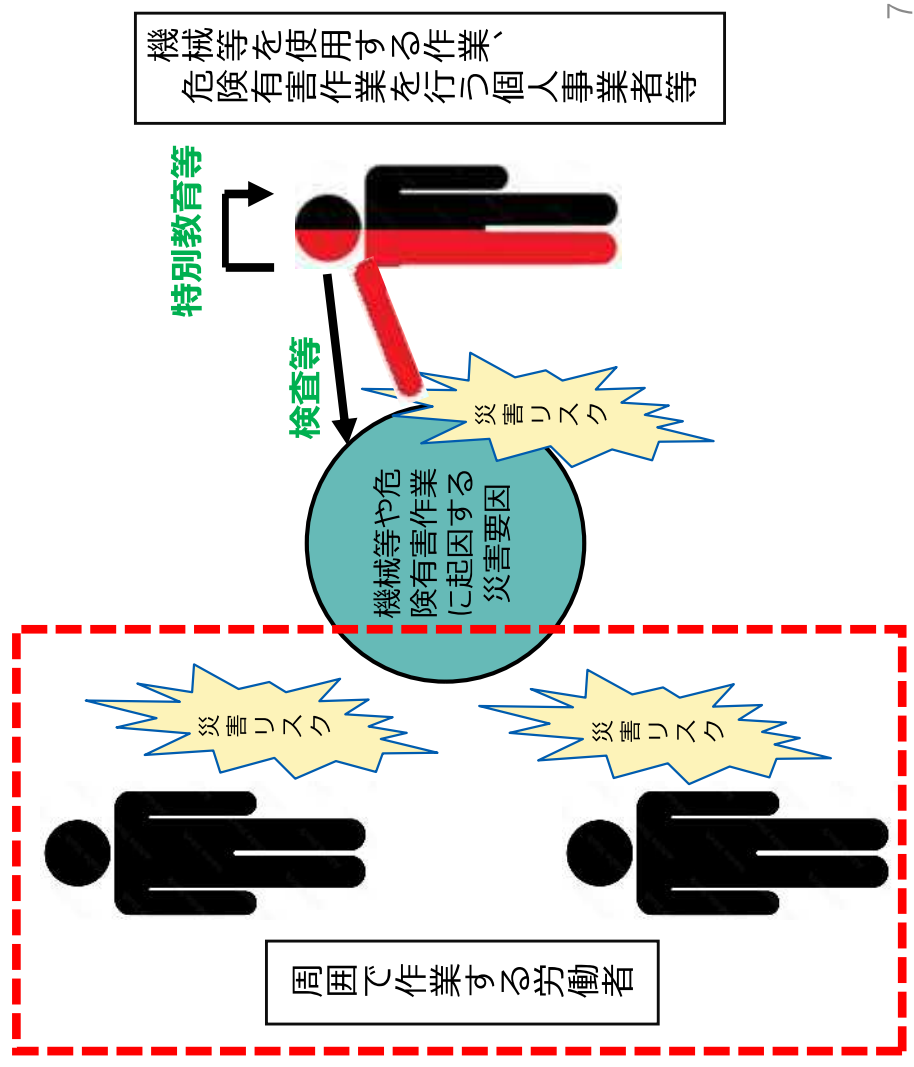
【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

基本的な考え方（イメージ図）

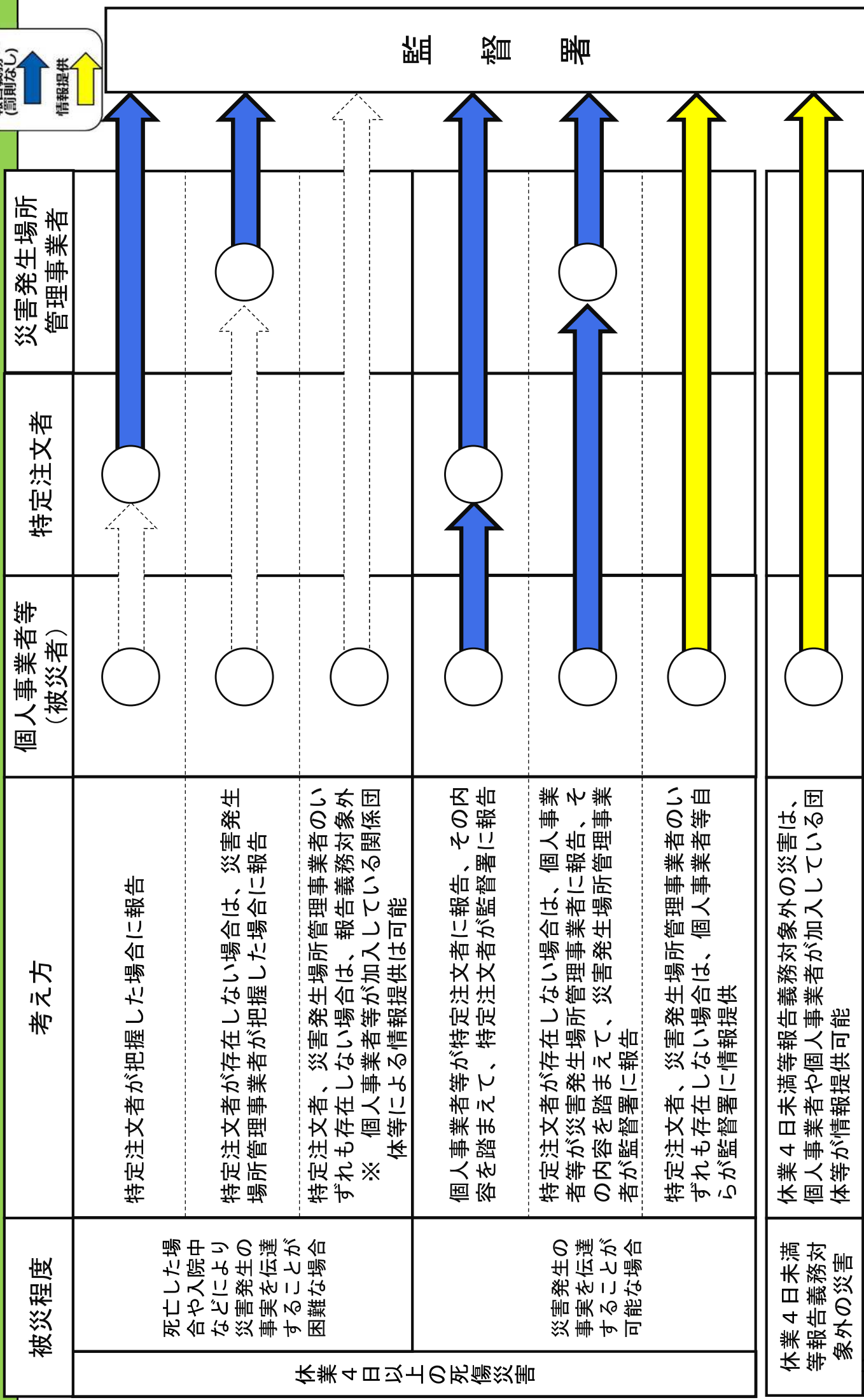
事業者が講ずる措置についての考え方（現行法）
事業者は、「機械等を使用する作業、危険有害作業を行う労働者」だけでなく、「周囲で作業する労働者」も同様に保護する観点から機械の使用禁止等の措置を**実施**



個人事業者等に新たに義務付ける措置の考え方
「周囲で作業する労働者」も同様に保護する観点から、
個人事業者等は、事業者に義務付けられている措置と同一
の範囲の措置を講ずる必要があるのではないか



(参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図



休業4日以上死傷災害

※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

○鈴木在宅労働課長補佐 ただいまより、第10回「労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会」を開催いたします。

本日の部会は、会場での参加とオンラインでの開催となります。

本日、会場にお越しの皆様には、資料を御覧いただくためのタブレットを委員の皆様のお席に配置しております。画面に触れていただいて、画面が出ましたら、指で下から上にスワイプしてください。資料が表示されない方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。

また、オンラインの参加の委員におかれましては、御発言をいただく際はミュートの解除をお願いいたします。

では、始めさせていただきます。

本日は、公益代表の新屋敷委員、家内労働者代表の吉田委員が御欠席です。それ以外の委員には御出席いただいており、労働政策審議会令第9条の規定による定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

今回、家内労働者代表の委員に交代がありました。堀尾委員に代わりまして芝山委員が委員となっております。芝山委員、一言御挨拶をお願いします。

○芝山委員 皆さん、こんにちは。あまり知識等はなく未熟なところではありますが、しっかり務めていきたいと思っております。芝山です。よろしくお願いします。

○鈴木在宅労働課長補佐 では、議事に先立ちまして、田中雇用環境・均等局長より御挨拶させていただきます。局長、お願いします。

○田中雇用環境・均等局長 田中でございます。

皆さん、年度末のお忙しい中にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

今日は、雇用環境・均等分科会の家内労働部会ということで、家内労働の現状、最低工賃の現状、その他ということで、昨今の状況の御説明をさせていただき、貴重な御意見を賜りたいと思っております。

皆様御承知のとおり、家内労働につきましては現在10万人を切る状況になってございまして、数としては減少しているところでございますけれども、衣服の縫製、電子部品・自動車部品の組立て、革靴の製造といった、今なお日本の製造業の現場を支える重要な役割を担っていただいております。

このような中で、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図っていくということは非常に重要なことだと考えております。都道府県労働局において最低工賃の計画的な決定とその周知、労働基準監督官による監督指導、家内労働安全衛生指導員による各種啓発指導などを実施するとともに、厚生労働省の本省におきましても、引き続き危険有害業務の災害防止に関する委託事業を実施することで、法の履行確保に努めてまいりたいと考えております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木在宅労働課長補佐 報道の方におかれましては、頭撮りはここまでとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行は山本部長にお願いいたします。

○山本部長 山本です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題1「家内労働の現状について」、事務局より説明をお願いいたします。

○鈴木在宅労働課長補佐 それでは、議題1「家内労働の現状について」、鈴木から御説明をいたします。

配付資料1-1になります。ページの下に通し番号がありますので、その番号で御案内をいたします。

こちらは、過去、労働局が把握した家内労働の概況について、毎年10月時点の状況を取りまとめているものになります。7ページ以下にグラフを作成しておりますので、グラフを用いて主要なデータについて御説明をいたします。

まず、7ページの家内労働者の推移についてです。黒い折れ線グラフが家内労働者の総数です。令和6年は約8万8000人となっており、前年より5,900人減少しています。令和3年度の調査時に10万人を下回って以降も減少をし、今回の調査では9万人を下回ることとなり、減少傾向が続いています。男女別についてですが、左側の円グラフのとおり女性が約9割となっており、女性の比率が高い状況に変化はありません。類型別の割合についてですが、内職が94.0%と圧倒的に多く、専業3.5%、副業2.6%となっております。副業についてはもともとの数字自体が小さいのですが、令和6年調査では2,277人、前回の令和5年調査より700人ほど増加をしており、近年、少しずつですが増加傾向が見られます。

次に、8ページの第2表「業種別家内労働者の割合」です。最も多いのが、その他（雑貨）30.0%となっております。その他の分類とは業種分類できないものの集合ですが、主に貴金属アクセサリ製造や玩具製造、生活雑貨製造などとなっております。次に繊維工業が23.1%となっており、実質的には繊維工業が最も多い業種となります。こちらは衣服の縫製、ミシン加工などになります。次に多いのが電気機械器具製造業で、12.1%となります。これはコネクター刺しやワイヤーハーネスの組立てなど、電気機械の部品製造を行うものとなります。この3業種で約65%となっており、全体的な割合については従前と変わらない状況となっております。

次は、9ページの第3表「都道府県別家内労働者数」になります。最も多いのは東京都、次いで愛知県、大阪府と大都市に多く、また、西日本には比較的少ないという傾向にあります。

続けて、10ページは委託者の都道府県別のグラフになります。こちらも東京都が圧倒的に多く、大阪府、愛知県など、都市圏に多い状況となっています。なお、委託者数も先ほど御説明した家内労働者数と同様、令和5年調査より減少しており、前年比388件減少の

6,481件となっております。

次に、11ページ、第4表になります。危険有害業務に従事する家内労働従事者数についてです。危険有害業務とは、労働者に危害を及ぼすおそれ、健康障害のおそれがある業務のことをいいます。種類として圧倒的に多いのは、動力により駆動される機械を使用する作業で、これは動力ミシンなどを使用する繊維工業における作業となっております。次に多いのが有機溶剤等を使用する作業であり、これは接着剤や機械部品の洗浄、塗装に有機溶剤を使用する作業になります。作業従事者の男女比で見ますと、女性が約8割と多いですが、これはミシンを使った繊維工業に女性が多く従事していることが要因となります。類型別に見ましても、内職者が約8割と多くなっており、こちらもミシンを使用する作業に内職者が多いことが要因となっております。これらの割合も従前と変わりはありません。

12ページ、13ページに、業種別の委託者数、一委託者当たりの家内労働者数の状況を検討につけています。

以上が家内労働概況調査による令和6年の家内労働の概況ということになります。

続きまして、議題1（2）のその他の家内労働の関係について御説明をいたします。17ページになります。家内労働法に関する監督指導の実施結果についてになります。令和5年は18件の監督指導を実施し、うち12件で違反を指導しています。違反率は66.7%となっております。

主な違反内容を見ますと、家内労働法第3条の家内労働手帳の交付についてが8件、これは委託する際に家内労働手帳の交付や記載内容が不十分であったものということになります。

続いて、第14条の最低工賃違反が3件ございます。こちらは決められた最低工賃額以上で支払っていなかったというものになります。

そのほか、工賃の支払いが1件、これは工賃についてその一部、あるいは全部が支払われていなかったものになります。

また、27条の帳簿の備付けに問題があったものも1件ございました。

続きまして、18ページ、家内労働者等の労災保険特別加入状況についてでございます。業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者については、労災保険に特別加入することができる制度が設けられています。家内労働者の減少傾向に合わせて特別加入者も減少傾向にあります。

また、危険有害業務に従事している家内労働者のうち、どれくらいの方が労災保険に特別加入しているだろうかということで試算を行っています。表の真ん中辺りに、別の調査の数字を用いた試算ということになりますけれども、危険有害業務に従事している方と特別加入者の人数から推計した加入率というものを試算しております。これを見ると、重篤な災害などを引き起こす可能性の高い（イ）のプレス、シャー等を使用する作業などは、ほかの作業に比べて一定の加入をいただいている状況です。

一方で、下から2番目の（ホ）動力ミシンを使用する作業については、家内労働として

従事される方が多く、家内労働者が全体の8割近くを占めているものの、加入率は低い状況です。これは恐らく動力ミシンを使用する業務はそれほど重篤な災害にはならないということから加入率が低いものとなっていると考えられます。このため、ミシンを使用する作業については加入率が低く、0.5%と低くなっているというものでございます。

この労災保険特別加入制度は、自分自身で保険料を全額負担する制度ですが、一部委託者が保険料を負担・補助しているケースもあります。また、特別加入の保険料の1割または2割を補助する制度を設けている自治体が幾つかあります。こうした場合の保険料の負担状況となっています。

19ページですが、こちらは労災保険の特別加入者数、保険料負担状況の経年比較になります。6年間の経緯がありますけれども、年々減少傾向となっております。引き続き、家内労働者向けに労災保険特別加入制度の周知も行っていきたいと考えております。

最後に、20ページ、家内労働関係予算についてでございます。令和7年度の予算案は2400万円、前年度比400万円減となっております。1の「家内労働行政の推進に要する経費」とは、最低工賃に関する実態調査や周知経費となります。

減額となっている項目ですが、まず2の「家内労働に係る安全衛生管理の指導等に要する経費」です。これは、家内労働安全衛生指導員を各地方労働局において非常勤職員として配置をし、委託者等への周知啓発活動、指導等に当たっていただいているものですが、これに係る経費のうち、使用されていない旅費分で減となっております。

また、3の「家内労働者安全衛生確保事業に関する経費」は、外部委託により家内労働に関するセミナーや個別訪問等による周知啓発事業を実施しているものですが、この委託事業費について、最近の入札での契約金額等の状況、あるいはセミナー開催回数の見直しにより効率化を図ることにより、全体で300万円程度の減としております。

厳しい財政事情の下、合計400万円の減となっておりますけれども、全体としては令和6年度と同程度の予算規模により、同程度の施策を実施する予定となっております。引き続き必要な予算が確保できるよう、関係部署に働きかけていきたいと考えています。

議題1に関しましては以上でございます。

○山本部長 ただいまの事務局の説明について御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。なお、オンラインで参加の皆様については、御発言の際に挙手ボタンを押していただければ、こちらから指名をさせていただきます。

それでは、御発言のある方、よろしくお願いいたします。

水崎委員、お願いいたします。

○水崎委員 ありがとうございます。水崎でございます。

今、御説明いただいた内容について、2点御質問させていただきたいと思います。前段として、地域別最低賃金が適用されない家内労働者にとってはこの最低工賃が唯一のセーフティーネットになると思っていますので、適用を受ける方が少なくなっているとはいえ、いらっしゃる以上は安易に廃止すべきではないというのが労働側の基本的な考え方という

ことになります。適用者数の多寡による廃止ありきの議論ではなく、地域の実態等を十分に把握した上で、労使による適切な議論が行われるように各労働局へしっかりと指導していただくようお願いをしたいと思います。

その上で2点、質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、17ページ目にあります監督指導の実施状況についてですが、これは昨年よりも半数ぐらいの指導実施数になっていることと、この15年で最も少なくなっているといった数字になっていますので、こういった理由があったのかというのはお伺いしたいと思います。

2点目ですが、20ページ目に予算案をお示しいただきました。説明の中でも触れていただいているが、今年の施行の状況を見て予算を立てているという認識で合っているかというところを少し補足いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上となります。

○山本部会長 ありがとうございます。

事務局から以上の御質問について回答をお願いいたします。

○千葉在宅労働課長 在宅労働課でございます。ありがとうございます。

まず、監督指導の件数でございます。御指摘のとおり、件数が令和5年は下がったという状況ではございます。この家内労働法に関する監督指導につきましては、労働基準監督署における監督官のマンパワーが限られている中ではございますが、優先順位を上げて実施していただくように、私どもとしましては労働基準局に適切な実施のお願いをしてきたところでございます。また、本日、委員からも御意見がございましたので、その旨はお伝えさせていただきたいと思っております。

なお、監督指導ではございませんが、今ほど予算の説明において、都道府県労働局に家内労働安全衛生指導員を配置してございまして、委託者を訪問して家内労働法に関する啓発指導を行ったり、また、家内労働安全衛生確保事業という委託事業でございますが、この事業におきましても、各種セミナーの開催であったり、好事例の紹介などを委託者にさせていただくということをやっております。

引き続きこういったものも活用しながら、家内労働者の労働条件の向上、また、安全衛生の機運の醸成に努めてまいりたいと考えてございます。

○山本部会長 あと、予算の件をお願いします。

○鈴木在宅労働課長補佐 予算の状況ですけれども、先ほどもお話がございましたように、まず2番の「家内労働に係る安全衛生管理の指導等に要する経費」について、減額になっている部分については、実際に使われていない旅費の部分を削減させていただいたところ、それから、入札の関係ですけれども、企画競争入札をさせていただいているのですけれども、そこでの相手方との契約状況でありますとか、あるいはセミナーについては、今回、回数を3回ほど減らしたのですけれども、そういったところで効率化の工夫をしながら対応させていただいて、実施内容自体につきましては令和6年度、令和7年度も

同じようなものができるものと考えてございます。

○山本部長 水崎委員、よろしいでしょうか。

○水崎委員 ありがとうございます。

監督指導実施数が減っている背景に、ほかに工夫していますというお話も、セミナーをやっていますなどありましたけれども、予算が減っているのが実態であり、かつセミナー回数が減っている、監督指導実施事業所数も減っているとなると改善できるようには見えなくなってしまう。効率化の観点などでいろいろやり方が少し変わった点などはあるかもしれませんが、ぜひこの辺りは検討いただけるとありがたいなと、再度のお願いです。よろしくお願いします。

○山本部長 よろしいですか。

○千葉在宅労働課長 はい。ありがとうございます。

○山本部長 佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 御説明ありがとうございました。

私からは、まず17ページの家内労働法に関する監督指導の実施結果についてですが、相変わらず違反率の中で家内労働手帳の違反が多いということになります。過去の年度の統計も出していただいているのですけれども、令和元年、そして2年については一番ではないのですが、そのほかの年度については家内労働手帳の違反率というのが結構多くなっています。やはり手帳への記載というところが記載しにくい、把握しにくいというか、その辺がこういう違反率が多くなっている要因になっているのかを教えていただきたいと思います。

もう一点、18ページなのですが、ここで労災保険の関係で自治体が一部負担されているということで、(イ)のプレスなどが21人、それから(ハ)の有機溶剤というのが8人あるのですが、これは自治体から特定の県や市に偏って人数が挙がってきているのか、分かれば教えていただきたいなと思います。これが質問2点でございます。

最後にもう一点、20ページに、先ほど水崎委員からも御意見がございましたとおり、予算案についてなのですが、2400万の予算は全県で家内労働について労働局に動いているに際して、結構ぎりぎりの予算ではないかと思います。どうしても家内労働者が少なくなっているということで、それに応じた予算であることは分かるのですが、先ほどの田中局長様からの冒頭の御挨拶にもありまして、家内労働がまだまだこの日本経済の一部を支えているというところもありますので、これはあまり減額をしないように、引き続きお願いしたいなと思っているところです。

以上です。

○山本部長 ありがとうございます。

それでは、回答等をお願いいたします。

○千葉在宅労働課長 では、回答させていただきます。

まず、1点目の家内労働手帳の違反の状況ということでございますが、つぶさに一件一

件の状況というところではお答えが難しいところがございますが、家内労働手帳に関する違反内容として典型的なものとしては、手帳を交付していないというものがございます。また、委託した都度に委託した業務内容を手帳に記入することになっておりますが、そういったものがなされていなかった場合も考えられるところでございます。

記載しづらいのではないかと御指摘につきましては、家内労働手帳に関しましては様式例を定め、これをパンフレットでございまして、厚生労働省のホームページなどでも掲載して普及を図っているところでございまして、引き続きこういった周知に努めていきたいと考えてございます。

それから、労災保険特別加入の自治体の一部負担の関係でございます。これにつきましては、特にどこかに偏っているということはないかと思いますが、何件かの市区町村で補助制度があることを把握しております。

なお、予算につきましては、できるだけ工夫しながら効率的な予算執行が求められておりますが、必要な事業が実施できますように、予算要求はしっかりとやっていきたいと考えてございます。

○佐久間委員 回答ありがとうございます。

特に予算につきましては、この家内労働部会が開催されないような、予算が足りないのでは開催することができないということがあると困りますので、ぜひその辺の確保というのはお願いしたいと思います。

以上です。

○山本部長 藤井委員、お願いします。

○藤井委員 17ページにありますように、家内労働法に関する監督指導のところで、工賃の支払いで一部または全部が支払われていない人がいるということなのですけれども、この場合、どのような対策というか、指導だけではなくて、生活が困ると思うのですけれども、どのようにされているのでしょうか。

○鈴木在宅労働課長補佐 この違反が認められた場合には、現場の監督官が個別に指導して、是正までちゃんとフォローをしています。

○藤井委員 ありがとうございます。

○山本部長 川田委員、お願いします。

○川田委員 ありがとうございます。

2点お伺いしたい点がありまして、1つ目は、今、御発言がありました、17ページの監督指導のところで、この監督指導を具体的に行うやり方というのは、発注者の側に聞き取りをする場合、それから、実際に家内労働者として働いている側に聞き取りをする場合の双方があり得ると思うのですが、具体的にどのようなやり方でやっておられるかということです。これは家内労働法だけではなく、労働法においても仕事を発注する者と実際に働く者が別の場所にいるケースというのは今後増えていく可能性があって、そうした場合の監督指導のあり方との関係でも一定の重要性のある話なのかなと思ってしまして、家内労

働に関してどのようなことになっているのかを伺いたいというのが1点目です。

それから、2点目は他の委員からも御発言がありました。19ページの特別加入のところで、保険料を委託者や自治体が負担している状況に関して、労働者であれば労災保険の保険料は基本的には使用者、事業主の側が負担するという制度設計であるわけですが、家内労働者に関して、御説明がありましたように仕事の中身によって加入することの重要度の違いがあるだろうとはいえるものの、加入すべきところはするという必要性は高いと思います。そしてその際に、保険料の負担のあり方は重要な点になると思っています。

そういうこととの関係で、委託者の負担も自治体補助の負担も年とともに数が減少しているところがあるのですが、これはもし分かるようであれば、該当する者がなくなったために例えば自治体等で負担するケースが減ったということであるのか、あるいはそれまでやっていたものをやめてしまったというケースがあるのかということがもし把握されているようであれば、教えていただきたいというのが2点目です。

以上です。

○山本部会長 ありがとうございます。

事務局、お願いいたします。

○鈴木在宅労働課長補佐 ありがとうございます。

まず1点目ですけれども、監督指導については、基本的には委託者のところに調査を行います。ただ、必要に応じて家内労働者から話を聞くということももちろんあるかとは思いますが、基本的には委託者に対して必要な調査・指導を行うというのが多いかと思っています。

2点目の特別加入につきましては、かつては様々な自治体での補助制度というものもあったのですけれども、家内労働者数が減少していく中で、自治体の制度としてはなくなっていくという部分もあったとは聞いています。人数が少なくなっているのは基本的に適用される団体などの加入者数が少なくなっている中でなくなっていったのが現状と理解をしています。

○川田委員 ありがとうございます。

1点だけ補足させてください。1点目との関係で、家内労働者からの申告や相談が端緒になって監督指導を行ったケースというのは把握されておりますでしょうか。

○鈴木在宅労働課長補佐 件数としては集計しておりませんが、家内労働者から工賃が払われないといったことを契機に指導を行う場合はもちろんあります。

○山本部会長

ほかによろしいでしょうか。オンラインの方もよろしいでしょうか。

それでは、この議題は終わらせていただいて、次の議題に入ります。

議題2は、「最低工賃について」でございます。これについても事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木在宅労働課長補佐 議題2について御説明をさせていただきます。

議題2として、最低工賃の改正計画について御説明をいたします。最初に現在運用されている第14次計画、その後で来年度からの第15次計画について御説明をさせていただきます。

まず、議題2の(1)「第14次最低工賃新設・改正計画の進捗状況」について御説明をいたします。

資料2-1、23ページになります。第14次計画は、令和4年度、5年度、6年度の3年の計画となっております。今年度はその最終の年度となっております。こちらは都道府県別の各最低工賃の改正計画の実施状況を一覧表にまとめたものでございます。3月11日現在の状況であり、今後、さらに進展が予定されているものがあります。

なお、第14次計画におきましては、最低工賃の件数は全国で97件ございましたが、このうち岩手、山口において、この3年の間に2回計画したもの、あるいは計画を前倒しし、変更しているものがありますので、全国での延べの計画件数としては99件となっております。

左下に最低工賃の決定の流れを記号で記載しております。諮問や公示など、それぞれのステータスに記号をつけております。各ステータス別の状況を次のページ以下にまとめていますので、そこで御説明をします。

まず、順序が前後しますが、25ページを御覧ください。令和6年度の状況を御説明します。令和6年度の現時点での集計結果となります。上に行くほどステージが進んでいるというイメージになります。一番上の「公示済」とは、官報に公示が済んでおり、既に効力が発生しているもの、または今後発効するものとなっています。現在までに7件が公示までなされて改正が行われています。

2つ目の「答申済」は、労働局長に対し改正等の答申がなされ、現在、官報への掲載手続段階のものとなっております。改正については6件ございます。これらについては今後、官報公示の手続などを経て発効するというふうになります。

3つ目の「諮問中」とあるものは、これまでに改正に向けて諮問がなされ、現在、地方局の部会等において審議が行われている最中のものであります。これは9件ございます。

「諮問見送り」は、今回諮問を見送るとしたもので、13件ございます。

「実態調査中」とあるのは家内労働の工賃等の実態を調査中というもので、6件となっております。

令和6年度に計画されていた工賃については現在進行中のものがありますが、このような状況となっております。

令和4年度以降の3年間、第14次計画中の3年間の状況をまとめたものにつきましては、1枚戻った24ページを御覧ください。先ほども申し上げましたとおり、現在進行中のものがありますけれども、3年間の現時点の状況ということになります。一番上の表の部分になります。「公示済」となっているものが36件、そのうち改正されるものが32件、廃止は4件、そのほか「諮問見送り」40件などとなっております。全体的に見ますと、最近の賃

金等の状況を踏まえまして、これまでの第13次計画や第12次計画と比べまして改正される工賃が増え、諮問見送りとなる工賃が減少しています。10年以上ぶりに改正される工賃も一定数認められたところでございます。

以上が現在の第14次計画における実施状況となっております。

続きまして、2の(2)の第15次計画につきまして御説明をさせていただきます。先ほど御説明したとおり、第14次計画が今年度末で終了するため、引き続き最低工賃の計画的な改正などを図るため、令和7、8、9年度の3年間を期間とする第15次最低工賃新設・改正計画を定め、最低工賃の計画的な改正を図っていくこととしております。

資料2-2、29ページを御覧ください。こちらは最低工賃新設・改正計画実施方針について示したものでございます。各都道府県労働局長に対し、最低工賃の改正計画を推進する際の留意点等として指示する内容となります。前回の第14次計画から変更した箇所がありますので、御説明をいたします。

1の(1)は、計画的な改正について指示している部分となりますけれども、この第1段落部分についてです。これまで最低工賃については、原則として3年をめぐり実態を把握し、見直しを図ることとしてきたところでございます。しかしながら、昨今の経済状況や物価の状況、とりわけ賃金や最低賃金を取り巻く状況の変化を踏まえ、また、前回までの本部会におきまして、改正計画に対する皆様方の御意見等も踏まえ、変更をいたしました。これまで第1段落の該当部分「原則として3年をめぐり実態を把握し、見直しを図ること」という内容でしたが、これについては、読み上げますけれども、1行目の最後辺りからですけれども、「原則として3年をめぐり実態を把握し、見直しを行っている。今後は、加えて、経済情勢の変化や地域の実情、最低賃金の状況等を踏まえ、早期の見直しが必要と判断される場合には、これを2年とするなどの対応を図ること」と変更をいたしました。

そのほかの部分、前回から変更はありません。

次に、第15次計画の内容について御説明をしたいと思います。31ページに別添として一覧表がございます。各労働局ごとに令和7年度から9年度までの3か年における計画を立てたものとなっております。第14次計画において既に廃止が確定している4件を除いた全国で93件の最低工賃について、令和7年度からの3か年で改正などを図る計画年度を定め、全国分としてまとめております。先ほど申し上げた改正に取り組む考え方、つまり、原則3年をめぐり行うとしつつ、今後は加えて経済情勢の変化や地域の実情等に応じてこれを2年とするなどの機動的な対応を図るという考え方に基づき、各労働局においてそれぞれの工賃を取り巻く状況を踏まえ、計画案として提出があったものとなります。2年間隔での見直しの計画を予定しているものもありますので、各年度ごとに計画している最低工賃数を足し上げると93件を超えます。内訳といたしましては、今後、2年間隔で計画するとしている最低工賃が63件、3年間隔で計画するとしている最低工賃が30件となっております。93件の計画の内訳ですが、32ページを御覧ください。改正を目指すものが73件、廃

止を検討するものが20件となっております。前回計画では廃止として計画していた工賃は16件でございましたので、それと比べて廃止として計画する工賃の件数は若干増加をしておりますけれども、8割程度が改正予定の計画を組んでおります。また、現在、第14次計画が実施されており、その進捗状況等によっては若干変更される可能性もありますけれども、令和7年度からは本計画に従い、改正を図っていきたいと考えています。

以上、簡単ではございますが、15次計画については以上でございます。

事務局からは以上でございます。

○山本部長 それでは、今の事務局の説明について御意見、御質問等があれば、お願いいたします。

柴田委員、お願いします。

○柴田委員 ありがとうございます。柴田でございます。

こちらは第15次の実施方針ということで、前回から変えていただいた原則3年をめぐることが2年サイクルで行われていくということは、非常に重要な転換と受け止めております。そして、先ほど御説明いただいたように現に2年サイクルで改正計画となったものが63件出たということは、地域においてもその必要性が共有されているものと期待をしたいと思っております。

しかしながら、私はこの間、廃止になることの多い繊維工業の労働者代表と連携することが多いのですが、個別の県の審議状況を聞きますと、工賃を上げるならば中国に発注するという意見があり、それで適切な審議ができるのかなといった状況もあります。

ということで、ここでぜひ御要望をさせていただきたいのですが、適切な審議ができるために、一つは委託事業者、とりわけ審議委員となるような方々におかれましては、家内労働法の趣旨やこういった改正計画、実施方針の趣旨をきちんと御説明いただいた上で審議に臨んでいただくということです。先ほど御説明いただいている最低賃金との均衡を図る引上げといったことを踏まえた審議をぜひ行っていただきたいということでございます。

また、もう一つ要望になりますが、繊維工業など、縫製のある業種は特に業界として業績が厳しいということも承知はいたしております。そういった中で、今、適正取引というものが社会的に重要視されていて、それでもって今まさに春闘も動かしているわけですが、29ページの(1)の後段に書いていただいています、工賃に影響を及ぼすような親事業者、関係団体等への周知といった部分もぜひ強化をしていただきたいと思っております。

また、公正取引の観点から、厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会が今、まさに連携して取り組んでいただいていると思いますので、そういった枠組みの中から家内労働の労働者が漏れることのないような取組をぜひ行っていただければと思っております。

以上が適正な就業環境を整えるという意味での要望になります。

また、続いてもう一点申し上げます。最低賃金との均衡を図る工賃の引上げという観点です。これからの実施方針では2年サイクルで審議されるものが実際に増えていくわけで

すけれども、複数年に一度の審議であるということに変わりはありませんので、なかなかそういった意味では最低賃金との均衡ある引上げに向けてはまだまだ課題が多いのかなと思っております。

また、政府も最低賃金全国平均1,500円を目指すということも言っているわけですから、より早期の見直しができるような改正の実現を図っていただくということをお願いしたいと思います。各労働局の動向を把握しながら、そういった環境づくりに向けて必要に応じた後押しをお願いできればと思っておりますので、少し長くなりましたが、ぜひよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○山本部会長 ありがとうございます。

今の御要望について、何かコメントがあればお願いいたします。

○千葉在宅労働課長 ありがとうございます。

まず、都道府県労働局での最低工賃の審議に関わる先生方に対しましては、当然家内労働法についての趣旨、目的といったものは説明をしていただくよう、お願いをしているところでございます。最低賃金との均衡を考慮してというところも当然そこに含まれてございます。

それから、適正な取引といった観点での取組ですが、私どもも、今、先生もおっしゃってくださいましたけれども、公正取引委員会や中小企業庁が行っております月間などに協力させていただいており、事業者団体や家内労働の委託者団体に対しましても、下請取引の適正化、あるいは価格交渉、価格転嫁の促進につきまして要請をさせていただいております。

以上でございます。

○柴田委員 ありがとうございます。

ぜひそのお取組が真に家内労働の現場に落ちるように、引き続きのお取組をお願いいたします。

以上です。

○山本部会長 水崎委員、お願いします。

○水崎委員 ありがとうございます。

今、柴田委員が後段におっしゃった内容で、最低賃金との均衡を図るというのがありますが、あくまで均衡なので均等ではないというのは重々承知しながらも、やはりここ最近、最低賃金がかなり引き上がっていますので、3年から2年に縮めていただいたのは非常にありがたいところですが、まだまだ足りないと思います。

例えば、地域別最低賃金がそれぞれの地域で決まりますから、その引上げ率で自動的に最低工賃も引き上がるような仕組みにして、審議会では新設と廃止だけを議論するようにすれば、手間も省けて負荷も随分軽くなるかと思います。先ほど来私も言ったとおり、監督指導があまり行き届いていないという実態がもしあるのであれば、そういう効率化も考

えていただいた上で対応するのも良いのではと考えているところです。

最低賃金が上がっている背景、理由については物価が非常に上がっているというのを主軸に中央で最低賃金を審議されているのもありますので、ぜひ抜本的な改革ができたかなと考えているところです。

これは特に答弁は求めませんので、よろしくお願いします。

○山本部会長 御意見ありがとうございます。

佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

まず、この実施方針案でございますけれども、従来3年であったのを2年というのを一つの目処とするというか、必要に応じて対応を図ることということを明記していただいています。私もこれは賛成でございます。これで各地方でもなるべく、県内の家内労働業種の工賃について検討する場や額の改訂を推進していただければと思います。

前回も申し上げましたけれども、私は家内労働というのは事業者だと思っていますので、委託業者、代行者との関係は事業者間の取引なのではないと思います。

そのような状況の中で、最低賃金というのも一つの目安になっていますけれども、1時間働いても最低賃金に満たないような工賃だとしたら、事業者であるわけですから、そういう取引が行われるというのは、「取引」としてそぐわないのではないかと考えます。少なくとも最低賃金を上回るような事業者としての取組ということで推進をしていただくような指導をお願いしたいと思います。

最近最低賃金もそうですし、賃上げが進んでいますので、3年間も工賃の改訂がないとすると、最低賃金や賃上げ水準に追いついていけるのかということもありますので、この2年というのも一つの目処として見ていただければと考えます。

あと、質問ですが、今、93の中でももちろん廃止というものもあると思うのですが、廃止後というのは結局最低工賃の算出単価に基づいて実施をされていることが多いのかということが分かれば教えていただきたい。

また、この廃止を含めてなのですが、適用されたところというのは、これも調査が行き届いているかどうか分かりませんが、1時間何とかやっていけば、最低賃金の水準というのは各県でももちろん違うのですが、概ね超えているものなのか、把握しているものがあれば教えていただきたいと思います。

意見と御質問2つです。

○山本部会長 ありがとうございます。

御質問へのお答えをお願いします。

○千葉在宅労働課長 まず、1点目の関係でございます。最低工賃が廃止された後の話ということですが、私どもとしましては、ある一定期間、委託者の方が家内労働者の方に業務を委託してきたとの関係性がある中で、最低工賃が廃止されたから不当に低い工賃を払っていくということが、本当にあるのだろうかと思うところでございまして、もちろん状

況についてはいろいろな形で把握をしながら、必要な対応を図っていきたいと考えます。

それから、最低工賃が最低賃金の水準を超えているかどうかについてですが、家内労働実態調査を3年に一度やらせていただいております。昨年度の実態調査では1時間当たりの最低工賃は最低賃金よりも低い状況だったかと思っております。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○山本部会長 よろしいですか。

オンラインで御参加の清田委員、手を挙げていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○清田委員 ありがとうございます。日本商工会議所の清田でございます。

一点、私の認識として申し上げたい点は、こちらは最低工賃ということで事業者間の取引であり、賃金とは異なるというところは大前提として改めて確認すべきだと思っております。

その上で、しっかりと事業者間の取引の適正化を進めていくということが基本となると思っております。この家内労働法自体も進めていく必要性はありますが、同時に、皆様がおっしゃられているとおり、パートナーシップ構築宣言等、今は取引適正化の動きが非常に活発化している中で、そちらに重点を置きながら進めていくという点は極めて重要と思っております。

私は東京の委員も担っておりますが東京で3業種ある中で、うち2つは労働者およびその対象となる事業所委託者も極めて少ない状況になってございます。そうした少ない中でしっかりと取引の適正化を守っていただくには別のアプローチの仕方もあるのかなというところは感じているところでございます。

私からは以上です。

○山本部会長 ありがとうございます。

事務局のほうで何かコメントがあれば、お願いいたします。

○千葉在宅労働課長 ありがとうございます。

家内労働者の数が減少傾向にあるというのはおっしゃるとおりでございます。また、フリーランス・事業者間取引適正化等法もできた中で、家内労働法と重複する部分もあるわけですが、そうはいいまして、現在でも家内労働に従事される方が一定数いらっしゃるという事実はございます。

また、副業で家内労働を始められる方も把握される状況もございます。

加えまして、家内労働法にはフリーランス・事業者間取引適正化等法にはない規定もあり、私どもとしましては、まずこの家内労働法の適切な執行に努めてまいりたいと考えております。

○山本部会長 阿部委員、お願いします。

○阿部委員 経団連の阿部です。御説明いただきありがとうございました。

今、佐久間委員からもお話があったとおり、今回の15次の改正計画の実施方針について、

原則として3年を維持しながら、各地域の実情に応じてこれを2年とするという文言修正については私も賛同いたします。

1点質問なのですが、資料の31ページ、各地域で取りまとめた改正計画案について、3分の2の件数が2年サイクルに見直すということで、改正を計画して2年後にまた改正を検討するというところはすっと理解できるのですが、先ほど労側からの意見もありましたとおり、もちろん廃止ありきで議論するわけではないのですが、廃止を検討した地域で2年後も廃止を検討するということは、1年目のところで廃止という結論に至らなかったとしても、2年後にまたその是非を検討するといった計画になっているという理解でよいでしょうか。

○山本部会長 ありがとうございます。

今の御質問について回答をお願いします。

○鈴木在宅労働課長補佐 その場合は、状況を見ながら、家内労働者の減少の状況や有効性などを検討しながら引き続きしばらく様子を見るという場合もありますし、廃止をもう少し検討するということで2回計画をしている部分もあって、この辺は計画としては機動的にということかと考えています。

○阿部委員 分かりました。ありがとうございます。

○山本部会長 川田委員、お願いします。

○川田委員 意見ということで、最低工賃と最低賃金の関係については既に他の委員からも御発言があった点ですが、述べたいと思います。

私は、家内労働者というのは労働者ではなく、先ほど御発言がありましたが、事業者という位置づけになるという前提はそのとおりだと思いますが、その上でも、一方で労働者と類似する点があるために家内労働法という法律が定められているという点もあり、また、先ほど事務局からの御発言の中にもありましたが、フリーランス取引適正化法においても具体的な水準は上げていないものの、不当に低い報酬というのは違法であるということが示されているように、労働者ではない事業者であるということを前提としても適正な報酬ということについて法的な対応を図る意義はあり、その際には、最低賃金との関係というのも重要な考慮要素になるのではないかと考えています。

それが前提になるのですが、そのように考える場合に、具体的な最低工賃を定める際には最低賃金のほうは地域別最低賃金というのが仕事の種類を問わずに都道府県ごとに定められるというのが基本的な制度設計になっていて、その際、実際に適用される職種等がある程度特定の職種になるというのはあるとしても、制度的には職種を問わない共通の最低賃金という性質があると認識しています。

そうすると、最低工賃のほうは業種ごと、仕事の内容ごとに設定されるという点があって、そういう枠組みの中で最低工賃を考える際に最低賃金との対応を考えていくというときに、特定の仕事のことを見るというのは重要ですが、それとともに最低工賃の一種の社会的な意義というか、その地域における意義というものも併せて考えていく必要があるの

ではないかと思ひまして、ここから先はあまり具体的にどうすればいいという意見にはならないのですが、そういう考え方が各都道府県における審議等に反映されていくことが望ましいかなということを思ひまして、意見として述べさせていただきました。

以上です。

○山本部会長　ありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。オンラインの方もよろしいですか。

それでは、皆さんに御意見いただいたように、取引の適正性というのをこれからますます考えていく必要があるのかなと思ひました。

では、最後に、議題の3「その他」の報告事項について説明をお願いいたします。

○犬伏雇用環境政策室長補佐　雇用環境政策室の犬伏と申します。参考資料3について御説明をさせていただきます。

昨年3月にこの家内労働部会におきまして御説明させていただいておりますが、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容と家内労働法との関係についてでございます。フリーランス・事業者間取引適正化等法につきましては、昨年11月より施行されたところでございます。今般、昨年の部会でも御説明さしあげた内容について、改めて労働局に対して通達を發出したため、その御報告をさせていただければと思ひます。

かいつまんで内容を御説明いたしますと、フリーランス・事業者間取引適正化等法に規定する特定受託事業者には家内労働者も含まれることから、家内労働者には2つの法律が適用されることとなります。2つの法律はその趣旨・目的を異にするものではございますが、具体の義務については共通するものがございしますため、この通達においてはその適用関係を改めて整理したものでございます。

まず、通達にある1と2、家内労働手帳と工賃の支払いについてでございますが、これらの2つについてはいずれの法律の義務も適用される場所、家内労働法のほうが厳しい基準になっておりますので、家内労働法の規定を満たせばフリーランス・事業者間取引適正化等法の義務も果たされるという関係になってございます。

一方で、3の委託の解除につきましては、家内労働法の規定は努力義務である一方、フリーランス・事業者間取引適正化等法では義務になっているため、フリーランス・事業者間取引適正化等法の義務が果たされることで家内労働法の努力義務も果たされるという構造になっております。

通達の内容については以上でございます。なお、その他の規定についてはそれぞれの法律に基づいて、例えばフリーランス事業者間取引適正化等法であればハラスメントの規定などといったものは個別の法律に基づいて対応する必要があるという整理になってございます。

私からは以上です。

○山本部会長　続いて、お願いいたします。

○船井労働基準局安全衛生部労働衛生課主任中央労働衛生専門官　続きまして、安全衛生部計画課の船井から御説明をさせていただきます。

参考資料4です。通し番号のページで言いますと45ページ以降でございます。「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要」ということで資料を用意させていただいております。この法律案につきましては、先週の金曜日、3月14日に閣議決定されまして、夕方に国会に提出をさせていただいております。

46ページにありますように、この法律は5つの柱から成っております。その1つ目の柱として、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進についてという内容が盛り込まれております。ここでいう個人事業者等というのは、3枚ほどめくっていただきまして49ページというところにあるのですが、労働安全衛生法上は事業者という位置づけの方がいらっしゃるしまして、事業を行う方で労働者を使用する者ということなのですが、この個人事業者というのは事業を行う方で労働者を使用しない者ということで、いわゆる個人事業者です。個人事業者等の「等」というのは、いわゆる個人でやっている方だけではなくて中小事業の事業主さんや役員さん、要するに労働者と同じような形で作業を行う方は、事業者の立場であっても労働安全衛生法において一定の保護なり規制なりを課しているという考えでございます。

47ページに戻っていただきまして、なぜこういうことをやるかといいますと、令和3年の5月に建設アスベスト訴訟の最高裁判決というものが出ておりまして、労働安全衛生法の第22条という条文がございますけれども、これは石綿による健康障害を防止するという措置の根拠になっている条文でございますが、この22条というのが労働者だけではなくて、労働者と同じ場所で働く労働者以外の方も保護する趣旨なのだという判断が示されました。

これを踏まえて必要な省令改正をやったわけですが、それと並行いたしまして、この労働安全衛生法22条以外の規定についてもどう考えるのかというのを議論してきた結果を踏まえて今回法案として取りまとめたのが、この「改正内容」のところにありますような事項になっております。注文者の措置、個人事業者等自身の措置、あとは災害実態についても全く把握できておりませんでしたので、災害報告制度なども義務づけようということでございます。これは簡単に言いますと、個人事業者が労働者と同じ場所で働くような場面については、その労働者を使用する事業者なり、または仕事をお願いしている注文者なりが、労働者以外の人も含めて労働災害防止を図っていくということでございます。そういう意味では、事業者であっても個人事業者であっても保護されるということです。

一方で、労働者がいる場面に入ってきて何らかの事業活動を行う個人事業者の方については、機械の安全であるとか、危険な作業に関して必要な教育ということも、労働者がやるのと同じようにしっかり受けていただこうと。守られる立場と、自分自身が作業を行うことによって周りに害を及ぼすことがないように、しっかりやっていただくといった内容になっております。

また、先ほどの49ページ目に行っていただきまして、この個人事業者につきましては労

働者を使用しないで事業を行う人ということなので、法人や個人なども問わないわけです。さらに言えば、誰かから仕事を請け負っているかどうかとも問わないという非常に広い概念でございます。そういった意味では、家内労働者もこれに含まれ得るわけでございます。今回、法改正する中で、従来どおり家内労働者を安衛法の適用から外すということはしておりませんので、重複して適用される場面もある。そこは先ほどのフリーランス法と同じような考え方でございます。

もっとも、具体的な今回の改正の措置の中身については、今後の法案審議や成立した後の下位法令を議論する中でクリアになってくると思いますので、少し先の話になると思いますが、またこちらに御報告させていただくような場面もあろうかと思います。今回は先週の金曜日に法案が提出されたというタイミングでございますので、時期を逸することなく、今回、御報告させていただいたという次第でございます。

説明については以上でございます。

○山本部会長 続いて、デジタル払いのことについてお願いします。

○鈴木在宅労働課長補佐 最後に、工賃のデジタル払いについて御報告をさせていただきます。

資料はございません。

前回、令和6年3月の家内労働部会におきまして、工賃のデジタル払いについて御議論をいただき、その際、関連する賃金のデジタル払いの状況等については適宜この部会にも御報告させていただくこととなっておりましたので、関連情報として今回御報告をさせていただきますものでございます。

昨年3月の家内労働部会の開催時点では、賃金のデジタル払いについて、資金移動業者の口座への賃金支払いにつきましては事業者4者から指定の申請がなされていましたが、本省において審査中であるという御説明をさせていただいておりました。この4事業者について、その後、令和6年度中に2者について厚生労働大臣の指定が行われましたということをお報告させていただきます。

なお、残りの2者については引き続き審査中となっております。

以上でございます。

○山本部会長 以上、今、その他として3つの報告をしていただきましたが、それについて御意見、御質問等が何かございましたら、お願いいたします。

仁平委員、お願いします。

○仁平委員 ありがとうございます。

工賃のデジタル払いの話は、補佐から御説明があったとおり、1年前の議論の引き続きということなのだろうと私も理解しております。それはそれとして承知をしたわけですが、この話というのは資金移動業者の問題というよりは、前回も調査であったと思うのですけれども、委託業者のほうのニーズも低い。そこで働く家内労働者のニーズも低かったということなのだろうと思っています。その辺の変化がどうかということをぜひ議論

する際には大事にしながら議論していただけるとありがたいなと思っております。

あと、もう一点よろしいでしょうか。この審議会のタイミングの話をさせていただきたいと思っておりますが、本日も今の審議状況というか、地方の決定状況を御報告いただきました。現在も諮問中9件、実態調査6件、これは3月11日現在でございます。どうしても年度末にこの手の議論が地方で集中する傾向というのはやむを得ないのだろうと思いますが、地方の審議会においてもぜひ計画的に進めてもらいたいなということが一点。それから今回、15次計画も含めて大事な変更点、あるいは今日出された意見も含めて結構大事な話をしているのだと思っております。家内労働を取り巻く環境にどのような変化があったのかということは、ぜひ地方審議の結果を踏まえ、それを検証できるタイミングで開いていただけたらなと思っておりますので、この審議会を開くタイミングについても年に1度ということであればぜひお考えいただいて、来年の審議会を開いていただきたいなという要望でございます。

○山本部会長 ありがとうございます。

事務局のほうでコメントがあれば、お願いいたします。

○千葉在宅労働課長 ありがとうございます。

従来よりこの家内労働部会に関しましては、おおむね3月のこの時期に年に1回やらせていただいております。この間、この節目の時期に全体の進行状況を御報告させていただいてきたわけですが、どういうやり方がいいのか考えていきたいと思っております。

○山本部会長 ほかに何かございますでしょうか。

それでは、本日はたくさん御意見をいただきありがとうございました。第15次の計画については本日の方針で進めていただいて、その他、今日のいろいろな御意見を踏まえた取組を進めていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、予定した議事は終了しております。いろいろ運営に御協力いただきありがとうございました。

それでは、事務局から何か補足することがあれば、お願いいたします。

○鈴木在宅労働課長補佐 本日は大変ありがとうございました。

今回の部会の議事録等につきましては、後ほど委員の皆様に御照会をさせていただいた上で、ホームページにおいて公表してまいりたいと思いますので、その際はよろしくお願いいたします。

本日は長い時間、ありがとうございました。

私からは以上でございます。

○山本部会長 ありがとうございました。

家内労働のしおり

～家内労働法の概要について～



厚生労働省

令和6年度版

は じ め に

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人で、または同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、いまなお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とする法律が「家内労働法」です。

厚生労働省では、家内労働法に基づいて、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定およびその周知、安全および衛生の確保などのさまざまな施策を推進しています。

このしおりは、家内労働法の概要や家内労働に関する施策などを分かりやすく説明するものです。ぜひご一読いただき、家内労働についての認識を深め、家内労働法に定める事項が守られているかを点検していただくための一助となれば幸いです。

令和 6 年

厚生労働省雇用環境・均等局

目 次

I	家内労働法のあらまし	4
II	家内労働に関する施策の概要	21
III	家内労働の現状	30

I 家内労働法のあらまし

● 家内労働法の目的（法第1条）

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めたものです。

この法律は、家内労働者の労働条件の最低基準を定めたもので、委託者および家内労働者は、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもちろん、その向上を図るように努めなければなりません。

● 家内労働者の定義（法第2条②）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。
* 近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
* 物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。
- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- 4 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
* 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。
- 5 本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

● 委託者の定義（法第2条③）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）であること。
* 運送業者や建築業者は委託者とはなりません。
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
* 電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
* 直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。

補助者の定義（法第2条④）

補助者とは、家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている者をいいます。

家内労働手帳（法第3条）

委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託をするつど、必要事項を記入しなければならないと定められています。記入すべき内容は以下のとおりです。

家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければなりません。

家内労働手帳は、法令で定める事項が記載されていれば、別の様式でも差し支えありません。厚生労働省では、下記のモデル様式の普及を図っています。

委託の原材料の引渡しのとしまでに（基本委託条件の通知）

- ・ 家内労働者の氏名
- ・ 委託者の氏名
- ・ 営業所の名称・所在地
- ・ 工賃の支払方法、
その他の委託条件 など

伝票式家内労働手帳
様 式 第 1

基本委託条件の通知

年 月 日

家内労働者	氏 名				委託者	氏 名			
	性 別		生年月日			営業所	名 称		
	住 所						所在地	TEL	
補助者	氏 名				代理人	氏 名			
	性 別		生年月日			住 所	TEL		

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。

なお、御承諾の場合は御連絡願います。

工賃の支払方法	支 払 場 所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所	ロ グループリーダー宅 ニ その他 ()
	支 払 期 日	イ 毎月 日締め、 ロ 納品の都度払い	日払い ハ その他 ()
	通貨以外のもので 支払う場合の方法		
	物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所	ロ グループリーダー宅 ニ その他 ()
不良品の取扱いに 関 する 定 め (検査日に関する 定め)			
備 考			

注) 家内労働をやめた日から2年間保存してください。

原材料の受渡しのつど（注文伝票）

- ・ 委託業務の内容
- ・ 納入させる物品の数量
- ・ 工賃単価
- ・ 工賃の支払期日
- ・ 納品の時期
- など

伝票式家内労働手帳
様式第2

No. _____

注 文 伝 票

年 月 日

____ 殿

委託者

品 名	数 量	単 価	納 期	備 考

工 賃 支 払 期 日	年 月 日	付「基本委託条件の通知」による。
-------------	-------	------------------

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

- 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
- 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引き渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

物品の受渡し、工賃の支払のつど（受入伝票）

- ・ 受領年月日
- ・ 工賃支払額 など

伝票式家内労働手帳
様式第3

No. _____

受 入 伝 票

年 月 日

____ 殿

委託者

品 名	数 量	単 価	金 額	製品の受領印	備 考
合 計					

月 日締切分	累 計 金 額	備 考

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、

- 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
- 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。

● **就業時間（法第4条）**

家内労働者が過剰に長時間働くことにより、健康を害したり、同業者との過当競争により工賃単価が低下するなどの弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の労働をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

● **委託の打ち切りの予告（法第5条）**

委託者は、同じ家内労働者に6か月以上継続して委託している場合に、その委託を打ち切ろうとするときは、ただちにその旨を家内労働者に予告するよう努めなければなりません。

● **工賃の支払（法第6条）**

工賃は、原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。

ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金口座または貯金口座への振込みにより支払うことができます。

工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。

また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品全ての工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

● **工賃の支払場所など（法第7条）**

委託者は、工賃の支払や原材料、製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

● **最低工賃（法第8条～第16条）**

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

厚生労働大臣または都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者または委託者を代表する者は、厚生労働大臣または都道府県労働局長に対し、その家内労働者や委託者に適用される最低工賃の決定や、現に適用されている最低工賃の改正または廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

安全および衛生に関する措置（法第17条）

1 委託者が講ずべき危害防止措置

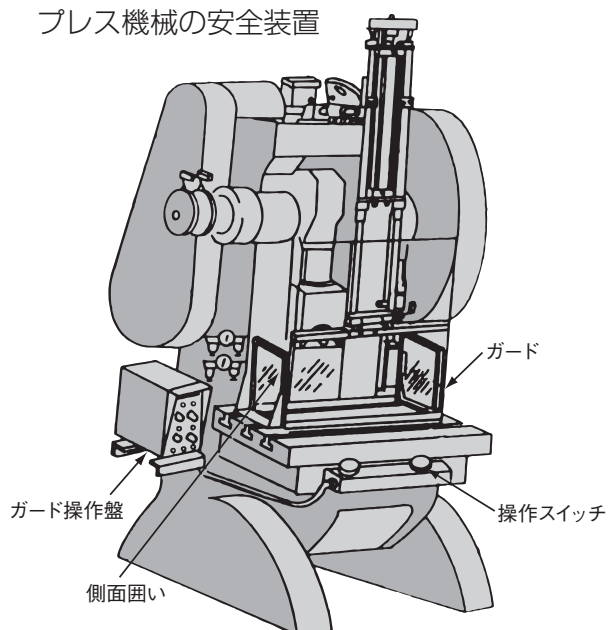
家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということはありませんが、委託者が、委託業務に関して一定の機械器具または原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、これらによる危害を防止するため、委託者において、「家内労働法施行規則」で定める次のような措置を講じなければなりません。

（1）プレス機械などへの安全装置の取付け（施行規則第10条）

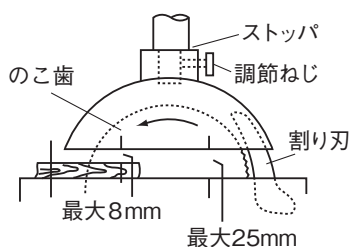
プレス加工や木材加工に使用する機械については、手や指を切断するような大きな災害が起きることがあります。

そのため、プレス機械や木材加工用機械のうち、作業者に危険を及ぼすおそれがあるものには、安全装置を取り付けなければなりません。

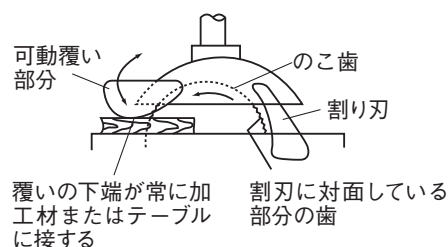
プレス機械の安全装置



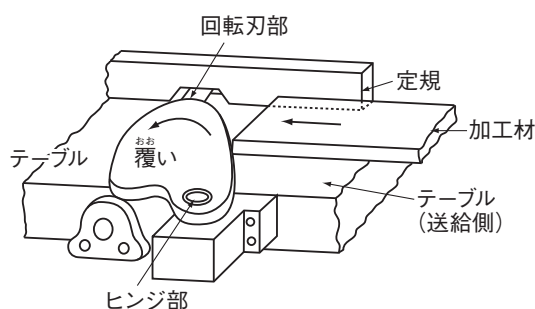
木材加工用機械の安全装置（例）



〔丸のこ盤の固定式安全装置〕



〔丸のこ盤の可動式安全装置〕



〔手押しかんな盤の可動式安全装置〕

(2) 安全装置などの規格具備の確認（施行規則第11、12条）

危険な機械に取り付ける安全装置については国の規格が定められているものがあり、構造規格として告示されています。委託者は下記①～④の安全装置や機械を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときは、その安全装置や機械などが厚生労働大臣の定める構造規格を具備していることを確認しなければなりません。また、手押しかんな盤については、刃物取り付け部は丸胴であることを確認しなければなりません。

①木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置または歯の接触予防装置

（昭和47年労働省告示第86号）

②手押しかんな盤の刃の接触予防装置

（昭和47年労働省告示第87号）

③研削盤、研削といし、または研削といしの覆い

（昭和46年労働省告示第8号）

④動力により駆動されるプレス機械

（昭和52年労働省告示第116号）

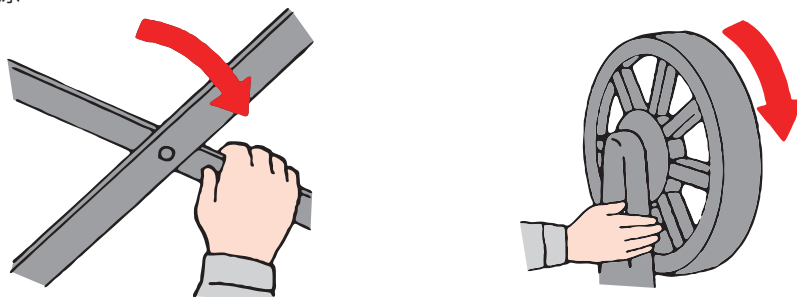
(3) 機械・器具への防護措置（施行規則第13条）

機械・器具を用いる作業では「はさまれ・巻き込まれ」や「切れ・こすれ」「感電」などによる災害が起こることがあります。これらの災害を防ぐには、機械・器具の危険源を覆ったり、囲ったりすることにより、家内労働者や補助者がそれらの危険源にさらされないようにすることが重要です。

委託者は、表1に示す機械・器具を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときには、危険源に、覆い・囲いを取り付けるなど必要な防護措置を講じなければなりません。

機械の危険源の例

①せん断の危険源



②巻き込みの危険源

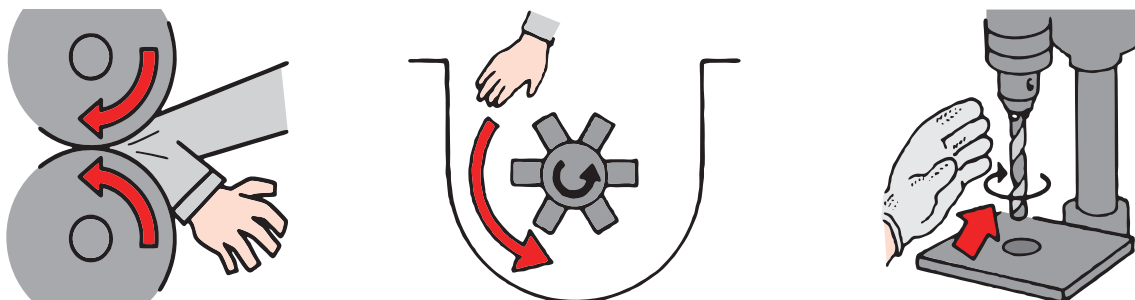


表1 防護措置を講じなければならない機械または器具と講ずべき措置

機械または器具	措置
原動機、または回転軸・歯車・プーリ・ベルトがある機械	危害を受けるおそれのある部分に覆い、囲いなどを取り付けること。
回転軸・歯車・プーリ・フライホイールの止め具がある機械（埋頭型は除く。）	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤（布バフ、コルクバフなどを使用するものを除く。）	研まに必要な部分以外に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。（困難なときは工具を譲渡などすること。）
紙、布、金属箔を通すロール機	囲いまたはガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	感電の危害を生じるおそれのある充電部分に囲いまたは絶縁覆いを取り付けること。

（４）危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

家内労働者や補助者が、作業に伴う危険性・有害性を十分に知らないために、けがや健康障害を起こすことがあります。このため、作業にはあらかじめ作業に伴う危険性・有害性や安全な作業方法を周知することが重要です。

委託者は、表2に示すとおり家内労働者や補助者に危害を及ぼすおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を「作業心得」などの書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません。

— SDS（安全データシート）の入手と注意事項の周知 —

SDSは化学物質の有害性等の情報（成分、含有量、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意など）を集約した文書のことです。労働安全衛生法においては、発がん性などの危険有害性が明らかとなっている化学物質（896物質）にはSDSの交付が義務付けられています。このほかの危険有害性のある化学物質にもSDSを交付するよう努めなければならないとされています。

家内労働者に有機溶剤などの化学物質を使用させる場合は、委託者はまずSDSを入手して、作業における危険性・有害性、さらには必要な対策について検討を行い、家内労働者に周知することが望ましいです。

表2 書面交付の対象機械と記載すべき注意事項（施行規則別表第1）

機械、器具または原材料その他の物品	事 項
機 械	1 刃部を除く機械の掃除、給油、検査、修理または調整の作業を行う場合であって、作業者が危害をうけるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合であって危険な箇所に覆いを設けるなどの措置を講じたときは、この限りでないこと。 2 機械の刃部の掃除、検査、修理、取替えまたは調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害をうけるおそれのない場合は、この限りでないこと。 3 機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠をかけること。
研削といし	1 その日の作業を開始する前には1分間以上、研削といしを取り替えた場合には3分間以上試運転をすること。 2 最高使用周速度をこえて使用しないこと。 3 側面を使用することを目的とする研削といし以外の研削といしの側面を使用しないこと。
プレス機械またはシャー	1 安全装置を常に有効な状態に保持すること。 2 クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持すること。 3 1年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。 - イ クラッチ及びブレーキの異常の有無 - ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュの異常の有無 - ハ ノンリピート装置及び急停止装置の異常の有無 - ニ 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無 - ホ 配線及び開閉器の異常の有無 4 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。 - イ クラッチ及びブレーキの機能 - ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュのボルトのゆるみの有無 - ハ ノンリピート装置及び急停止装置の機能 5 プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を100ルクス以上に保持すること。
ボール盤、フライス盤など手袋を巻き込むことにより作業者に危害を与えるおそれのある機械	手袋をしないこと。

危険物	1 危険物を取り扱う設備のふた板、フランジ、バルブ、コックなどの接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。 2 危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。 3 危険物のある場所に消火設備を置くこと。 4 危険物が爆発し、または危険物によって火災が生ずるおそれのある場所において、火気または点火源となるおそれのある設備を使用しないこと。
有機溶剤など	1 有機溶剤の人体に及ぼす作用 2 使用していない有機溶剤などを入れた容器には、ふたをすること。 3 風上で作業を行うこと。 4 有機溶剤などが皮膚にふれないようにすること。 5 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。 - イ 中毒にかかった者を直ちに通風の良い場所に移し、すみやかに医師に連絡すること。 - ロ 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温を図ること。 - ハ 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、消防機関への通報を行うこと。 - ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合には、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。 6 必要な健康診断を受けること。
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを発生する原因となる物品	1 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんの人体に及ぼす作用 2 風上で作業を行うこと。 3 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。 4 定期的に作業場をそうじすること。 5 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテンなど適当な間仕切りをすること。 6 必要な健康診断を受けること。
鉛など	1 鉛などの人体に及ぼす作用 2 屋内作業場で喫煙し、または飲食しないこと。 3 毎日1回以上、屋内作業場を真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。 4 作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及びつめブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをする。

	5 粉状の鉛などがこぼれた場合には、すみやかに、真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。 6 必要な健康診断を受けること。
--	---

参考

「家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」は、以下のように定められました。（平成25年3月14日付通達）

家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策の概要 （平成25年3月14日付け通達）

1 1,2-ジクロロプロパンの取扱い

<委託者>

胆管がんとの関連が指摘された 1,2-ジクロロプロパンについては、可能な限り家内労働者に譲渡・提供しない。
やむを得ず譲渡・提供する場合は、家内労働者に交付する危害防止のための書面に胆管がん発症のおそれを記載する。安全データシート(SDS)の交付も必要。

<家内労働者>

危害防止のための書面を作業場内に掲示し、注意事項を守る。
密閉設備や局所排気装置を設け、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

※ 1,2-ジクロロプロパンは、主に印刷事業場で印刷機の洗浄剤として使われてきた物質。本通達では、1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超える物を対象としている。

2 洗浄・拭き取り業務でのばく露防止

高濃度ばく露のおそれが高いため、屋内作業場での洗浄・拭き取りの業務では、家内労働法施行規則の「有機溶剤等」に該当しない場合も含め、以下の対策を講ずる。

① 危害防止のための書面の交付等

- ・委託者は、危害防止のための書面に、人体に及ぼす作用や作業方法など所定の事項を記載し、家内労働者に交付する。安全データシート SDS の交付も必要。
- ・家内労働者や補助者は、危害防止のための書面を作業場に掲示し、注意事項を守る。

② 設備等の設置

- ・家内労働者は、密閉設備、局所排気装置、全体換気装置などの設備を設けるよう努める。
- ・委託者は、設備の設置について援助を行うよう努める。

③ 保護具等の使用

家内労働者や補助者は、局所排気装置や全体換気装置がない場所で洗浄・拭き取りの業務を行うときは、防毒マスクを使用する。皮膚に障害を与える物品などを取扱う業務を行うときは、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

④ 引火等の防止

家内労働者や補助者は、引火性の物品を火気などに近づけない。

(5) 有害物についての容器の使用など（施行規則第15条）

接着剤などに含有されている有機溶剤は、多量に吸引すると急性中毒を起こしたり、低濃度であっても長期間にわたってさらされていると体内吸収によるさまざまな健康障害を起こしたりすることがあります。

委託者は、有機溶剤、有機溶剤を含んだ絵具・接着剤、鉛化合物を含んだ絵具・塗薬を家内労働者に譲渡、貸与、提供するときは、それらが漏れたり、発散するおそれのない容器を使用しなければなりません。

また、容器の見やすいところに、有害物の名称や取り扱い上の注意事項を表示しなければなりません。

容器などの表示事項の参考例

（労働安全衛生法第57条、労働安全衛生規則第32、33条）

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 名称 | 5 注意喚起語 |
| 2 人体に及ぼす作用 | 6 安定性及び反応性 |
| 3 貯蔵または取り扱い上の注意 | 7 標章（絵表示） |
| 4 表示をする者の氏名、住所および電話番号 | |

標章（絵表示）の例



2 家内労働者が講ずべき危害防止措置

家内労働者は、委託者から譲渡、貸与、提供を受けたもの以外の機械・器具を使用するときには、安全装置の取り付け、構造規格適合の確認、防護措置などについて、委託者が講ずべき措置に準ずる措置を講じるように努めなければなりません。（施行規則第17条）（8～10ページ1（1）～（3）参照）

加えて、家内労働者または補助者は、次のような措置を講じなければなりません。

（1）設備などの設置（施行規則第18条）

有機溶剤や粉じんによる健康障害を防ぐには、原因となる危険源をなくしたり、危険源にさらされないようにすることが重要です。

そのため、家内労働者は表3の業務に従事する場合には、密閉設備、局所排気装置、湿潤化装置などを設けるように努めなければなりません。

表3 設備などを設置しなければならない業務

業務	設備または装置
有機溶剤 ^(※) を取り扱う業務	蒸気発散源の密閉設備、局所排気装置、全体換気装置または排気筒
有機溶剤 ^(※) を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛などを取り扱う業務	局所排気装置、全体換気装置または排気筒
研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物、金属を研ま、ばり取り、または金属を裁断する場所における業務	局所排気装置または粉じん発散源の湿潤化装置

※有機溶剤等には以下のものがあります

第1種有機溶剤：1,2-ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）・二硫化炭素
第2種有機溶剤：アセトン・イソブチルアルコール・イソプロピルアルコール・イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）・エチルエーテル・エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）・エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）・エチレングリコールモノノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）・エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）・オルト-ジクロロベンゼン・キシレン・クレゾール・クロルベンゼン・酢酸イソブチル・酢酸イソプロピル・酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）・酢酸エチル・酢酸ノルマル-ブチル・酢酸ノルマル-プロピル・酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）・酢酸メチル・シクロヘキサノール・シクロヘキサノン・N,N-ジメチルホルムアミド・テトラヒドロフラン・1,1,1-トリクロロエタン・トルエン・ノルマルヘキサノール・1-ブタノール・2-ブタノール・メタノール・メチルエチルケトン・メチルシクロヘキサノール・メチルシクロヘキサノン・メチル-ノルマル-ブチルケトン
第3種有機溶剤：ガソリン・コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む）・石油エーテル・石油ナフサ・石油ベンジン・テレピン油・ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
特別有機溶剤等：エチルベンゼン・クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）・1,2-ジクロロプロパン・ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）・テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン

(2) 保護具などの使用（施行規則第19条）

作業に伴うけがや健康障害を防止するためには、家内労働者または補助者が適切な保護具などを使用することにより、災害を防止したりけがの程度を軽減することが期待できます。

このため、家内労働者または補助者は、表4の業務に従事する場合には、保護具などを使用しなければなりません。

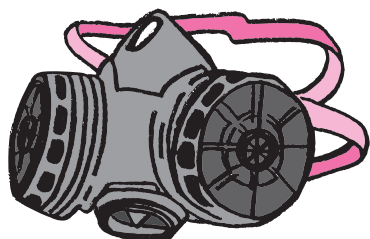
表4 保護具などを使用しなければならない業務

業務	保護具など
運転中の機械の刃部における切粉払いまたは切削剤を使用する業務	ブラシ、保護眼鏡
運転中の機械に頭髮または被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子または作業服
ガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務	マスクまたは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粉じんにあっては防じんマスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具または防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって防じん機能を有するもの
皮膚に障害を与える物品や皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性作業衣または手袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

保護具の例

呼吸用保護具

※作業にあわせて防毒マスク、防じんマスクを間違わないように選ばなければなりません。



化学防護手袋



保護具を使用しての作業の例（接着剤の塗布作業）

※有機溶剤業務には防毒マスクを使用します。
使用時間に応じて吸収缶の交換が必要です。



(3) 危険物の取り扱い（施行規則第20条）

危険物を取り扱うとき、その取扱方法を誤ると災害につながることがあります。

そのため、家内労働者または補助者は、表5の危険物を取り扱う場合には、必要事項を守らなければなりません。

表5 危険物の種類と守らなければならない事項

物品	守らなければならない事項
発火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物もしくは水に接触させ、加熱し、または衝撃を与えないこと。
酸化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。
引火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、もしくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。
可燃性のガス	みだりに発散させないこと。

※表5に掲げる危険物の具体的内容については、表6を参照して下さい。

表6 危険物一覧

種別	名称
発火性の物品	赤りん、セルロイド類、炭化カルシウム（カーバイド）、りん化石灰、マグネシウム粉、アルミニウム粉
酸化性の物品	塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
引火性の物品	エーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン、メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン、酢酸アミル、灯油、軽油、テレピン油、イソアミルアルコール、酢酸その他の引火点が摂氏65度未満の物品
可燃性のガス	水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の摂氏15度、1気圧において気体である可燃性の物品
備考	引火点の数値は、「タグ密閉式」、「ペンスキーマルテンス式」または「クリーブランド開放式」の引火点測定器により、1気圧のもとで測定した値とする。

(4) 危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

委託者は、家内労働者や補助者に危害を生じるおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与、提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません（10ページ1（4）参照）。

家内労働者は、委託者から交付された書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。これは、家内労働者や補助者が書面を参照しながら作業するためだけでなく、家族にも、緊急の際の応急措置などについて十分知ってもらう必要があるからです。

また、家内労働者または補助者は、上記の書面の注意事項を守るように努めなければなりません。

委託者や家内労働者が上記の措置をとらない場合には、都道府県労働局長や労働基準監督署長は、危害を防止するために、委託者または家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止などを命じたりすることができます。（法第18条）

届出（法第26条）

委託者は、次の届けを労働基準監督署に提出しなければなりません。（施行規則第23条）

※各種申請・届出などの手続きをe-GoVから申請することもできます。（<https://www.e-gov.go.jp/>）

自宅や職場から24時間申請することが可能です。

委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

様式第2号

委 託 状 況 届

事業の種類	営業所の名称	営業所の所在地												
		(電話番号)												
		家内労働者数					補助者数							
委託業務の内容	委託地域	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	代理人数
		都 道 ()												
府 県 ()														
都 道 ()														
府 県 ()														
都 道 ()														
府 県 ()														
備 考														

年 月 日

委託者氏名 _____

労働局長 殿

注 意

1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。

2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄（ ）の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者または補助者がけがや病気で4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を労働基準監督署に遅滞なく提出しなければなりません。

様式第3号

家内労働死傷病届

(日本工業規格 A列4)

死傷病者 (家内労働者 補助者)	氏名		性別	年令	住所		委託業務 の内容	
委託者	営業所 所在地	名称	(電話番号)			事業の種類		
死傷病	発生日時		傷病名又は死因		傷害の部位	症状及び程度	休業日数又は死亡の日時	
	年 月 日 時							
死傷病の原因 及び 発生状況								

年 月 日

委託者 氏名

労働局長 殿

注 意

1 「死傷病者」欄の()内は、該当しない事項を消すこと。

2 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となった機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。

帳簿の備付け(法第27条)

委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかねばなりません。

様式第4号

帳簿

家内労働者	氏名		性別		生年月日	代理人	氏名		住所			
	住 所						代理業務の範囲					
	作業上の所在地											
補助者	氏名		性別	生年月日		特別な 委託条件						
備 考												
委託年月日		委託業務の内容	納入させる 物品の数量	工賃の単価	納品の時期	工賃の 支払期日	受領年月日	受領した 物品の数量	支払年月日	支払工賃 総額	通貨以外の 工賃支払方法 とその額	備 考

注 意

1 「作業場の所在地」欄には、家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合に記入すること。

2 「補助者」及び「代理人」欄には、該当する場合に記入すること。

3 「特別な委託条件」欄には、当該家内労働者に関し、特別な委託条件を定めた場合に記入すること。

4 「委託」欄には委託をするつど、「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつど、又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつど記入すること。

5 「通貨以外の工賃支払とその額」欄には、該当する場合に記入し、「支払工賃総額」の内数とすること。

令和2年4月1日より、帳簿の保存期間が3年間から5年間に延長されました(令和2年4月1日以後に締結される委託に関する契約に係る帳簿の保存期間について適用されます。)

● 申告（法第32条）

家内労働者や補助者は、家内労働法または同法に基づく命令に違反する事実が委託者にある場合には、都道府県労働局または労働基準監督署に申告することができます。

● 罰則（法第33条～第36条）

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すればすべて罰則の適用があります。

【注1】 法第33条～第36条において罰則額が定められていますが、罰金等臨時措置法（昭和23年12月18日法律第251号）第2条により、各条とも、2万円以下の罰金とされています。

【注2】 委託状況届及び家内労働死傷病届について、令和2年12月25日より、署名又は押印が無くても、記名のみで届出が可能となりましたが、他人が委託者になりすまして届出をした場合は、私文書偽造として法令違反になる可能性があります。

また、委託者の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

各種様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099622.html>)

調停申請書は、こちらからダウンロードできます。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000835724.doc>)

また、電子政府の総合窓口から電子申請を行うこともできます。
(<https://www.e-gov.go.jp/>)

Ⅱ 家内労働に関する施策の概要

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るために、国や都道府県労働局、労働基準監督署では、次のような施策を行っています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の交付の徹底
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払などの工賃支払の確保
- 3 工賃の改善を図るための最低工賃の決定および周知
- 4 危険または有害な業務に従事する家内労働者の安全および衛生の確保
- 5 特定の危険または有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
- 6 「インチキ内職」の被害防止
- 7 所得税の計算における必要経費の特例

1 家内労働手帳の交付の徹底について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものです。

このため、適正な家内労働手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導などを行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」（5～6ページ参照）を示して、家内労働手帳の交付の徹底に努めています。

2 工賃支払の確保などについて

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしているので、工賃が不払になったり、遅払になったり、また、突然仕事を打ち切られたりすると、生活に困ることになります。

このため、工賃の支払いの確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打ち切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

3 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

令和6年8月31日現在、93件の最低工賃が決定されています。

業種別最低工賃決定状況（令和6年8月31日現在93件）

業 種		決定件数（件）
繊維工業	織物	3
衣服、その他の繊維製品製造業	ニット製造	3
	既製洋服など	35
	和服・その他	13
紙・紙加工品製造業		4
金属製品製造業		3
電気機械器具等製造業	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、機械器具など	25
その他		7
合 計		93

都道府県別最低工賃決定状況一覧（令和6年8月31日現在93件）

件 名
北海道和服裁縫業
青森県和服裁縫業
青森県男子・婦人既製服製造業
青森県電気機械器具製造業
岩手県既製洋服製造業
岩手県電気機械器具製造業
宮城県男子服・婦人服製造業
宮城県電気機械器具製造業
秋田県通信機器用部分品製造業
秋田県男子服・婦人服・子供服製造業
山形県男子・婦人既製服製造業
福島県横編ニット製造業
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
福島県外衣・シャツ製造業
茨城県男子既製洋服製造業
茨城県電気機械器具製造業
茨城県婦人・子供既製服製造業
栃木県電気機械器具製造業
栃木県衣服製造業
群馬県横編ニット製造業
群馬県婦人服製造業
群馬県電気機械器具製造業
埼玉県紙加工品製造業

件 名
埼玉県足袋製造業
埼玉県縫製業
埼玉県電気機械器具製造業
埼玉県革靴製造業
千葉県婦人既製洋服製造業
東京都電気機械器具製造業
東京都革靴製造業
東京都婦人既製洋服製造業
神奈川県紙加工品製造業
神奈川県スカーフ・ハンカチーフ製造業
神奈川県電気機械器具製造業
新潟県男子・婦人既製洋服製造業
新潟県横編ニット製造業
新潟県作業工具製造業
新潟県洋食器・器物製造業
富山県電気機械器具製造業
富山県ファスナー加工業
福井県衣服製造業
福井県眼鏡製造業
山梨県貴金属製品製造業
山梨県電気機械器具製造業
山梨県婦人服製造業
長野県外衣・シャツ製造業
長野県電気機械器具製造業

件	名
岐阜県男子既製洋服製造業	
岐阜県婦人服製造業	
岐阜県陶磁器上絵付業	
静岡県車両電気配線装置製造業	
愛知県車両電気配線装置製造業	
三重県車両電気配線装置製造業	
滋賀県下着・補整着製造業	
京都府紙加工品製造業	
京都府丹後地区絹織物業	
大阪府男子既製洋服製造業	
兵庫県綿・スフ織物業	
兵庫県靴下製造業	
兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業	
兵庫県釣針製造業	
兵庫県電気機械器具製造業	
奈良県靴下製造業	
鳥取県男子服・婦人服製造業	
鳥取県和服裁縫業	
島根県外衣・シャツ製造業	
島根県電気機械器具製造業	
島根県和服裁縫業	
岡山県車両電気配線装置製造業	
広島県既製服縫製業	

件	名
広島県和服裁縫業	
広島県毛筆・画筆製造業	
広島県電気機械器具製造業	
山口県学校服製造業	
徳島県縫製業（下着・ハンカチーフ製造業）	
香川県手袋・ソックスカバー製造業	
愛媛県タオル製造業	
高知県繊維産業	
高知県衛生用紙製造業	
福岡県男子服製造業	
福岡県婦人服製造業	
佐賀県婦人既製服製造業	
長崎県男子既製洋服製造業	
長崎県婦人既製洋服製造業	
熊本県和服裁縫業	
熊本県縫製業	
熊本県電気機械器具製造業	
大分県電気機械器具製造業	
大分県衣服製造業	
宮崎県男子既製洋服製造業	
宮崎県内燃機関電装品製造業	
鹿児島県電気機械器具製造業	
沖縄県縫製業	

4 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具や原材料の中には、危険または有害なものがあり、しかも多くの場合、作業は家内労働者の自宅で行われています。そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くことになります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤などを使用する危険または有害な業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者、家内労働者および補助者に対して、必要な遵守事項などについて周知徹底を図るとともに、監督指導を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要ですので、広報活動などを通じて災害の防止意識の高揚を図っています。

5 労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者（以下「家内労働者等」という。）については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、労災保険に特別加入できるようになっています。

労災保険特別加入対象

特別加入できるのは、年間を通じ常態として次の危険有害作業に従事する家内労働者等です。

- プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業
- 金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業
 - ① 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業
 - ② 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業
- 有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る）
 - ② 木製または合成樹脂製の漆器
- 陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
 - ① 粉じん作業
 - ② 鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業
 - ③ 鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業
 - ④ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業
- 動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業
- 木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 仏壇
 - ② 木製または竹製の食器

特別加入時健康診断

家内労働者等で特別加入を希望し、下表に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、当該業務にそれぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入を行う際に特別加入健康診断を受ける必要があります。

この診断の結果、有害物による中毒などのため療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する業務にかかわらず特別加入はできません。

また、その業務からの転換が必要と認められる場合には、その業務に係る特別加入はできません。

	特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間)
1	粉じん作業を行う業務	3 年 以 上
2	振動工具使用の業務	1 年 以 上
3	鉛業務	6 か 月 以 上
4	有機溶剤業務	6 か 月 以 上

加入手続

特別加入を希望する場合は、特別加入団体に申し込んでください（特別加入の手続きは、特別加入団体が行います）。新たに特別加入団体を作ろうとしている団体についても同様です。

新たに特別加入団体を作る場合には、「特別加入申請書」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は承認日の属する保険年度の末日までですが、毎年更新していくことができます。

給付基礎日額

労災保険の給付額を算定する基礎となる給付基礎日額は、特別加入者の希望に基づき、都道府県労働局長が承認した額となります。

その額は、2,000円、2,500円、3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円となっています（※2,000円、2,500円、3,000円は家内労働者のみに認められています）。

給付基礎日額として希望する額は、特別加入者の実際の工賃収入額などの所得水準に見合った額としてください。

保険料

保険料は家内労働者等の団体が納付します。その保険料は特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている「保険料算定基礎額」に、特別加入者各人の従事するそれぞれの作業に該当する保険料率を乗じた額の合計額となります（次ページ参照）。

保険料率表（令和6年9月1日時点）

作業内容	特別加入保険料率
プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業	14 / 1000
金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業 ・ 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業 ・ 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業	14 / 1000
有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・ 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る） ・ 木製または合成樹脂製の漆器	5 / 1000
陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・ 粉じん作業 ・ 鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業 ・ 鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業 ・ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業	17 / 1000
動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業	3 / 1000
木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・ 仏壇 ・ 木製または竹製の食器	18 / 1000

保険給付および特別支給金

家内労働者等が、その作業場において、特別加入申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載した作業中に、または作業場に隣接した場所において、家内労働に関する材料、加工品などの積み込み、積み下ろしおよび運搬作業中に被った災害について、保険給付を行います。したがって、自宅と作業場との間、または自宅や作業場と委託者の事務所との間の往復行為中に被った災害には保険給付を行いません。

なお、令和2年9月1日以降について、複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気等についても、保険給付が行われるようになりました。

（1） 保険給付

① 療養補償給付（複数事業労働者療養給付）

家内労働者等が業務上の負傷や病気により療養を必要とする場合には、労災病院または労災指定病院などで無料で療養を受けられます。そのほかの医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気により療養を必要とする場合にも、同様に無料の療養または療養に要した費用が支給されます。

② 休業補償給付（複数事業労働者休業給付）

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合にも、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

③ 障害補償給付（複数事業労働者障害給付）

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合にも、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

④ 傷病補償年金（複数事業労働者傷病年金）

業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合には、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合にも、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

⑤ 遺族補償給付（複数事業労働者遺族給付）

家内労働者等が業務上の理由により死亡した場合には、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により死亡した場合にも、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

⑥ 葬祭料（複数事業労働者葬祭給付）

業務上死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしており、複数の作業を要因とする理由により死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

⑦ 介護補償給付（複数事業労働者介護給付）

家内労働者等が業務上の事由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

(2) 特別支給金

① 休業特別支給金

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%に相当する額が休業補償給付に併せて支給されます。

② 障害特別支給金

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じ一時金（8～342万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

③ 遺族特別支給金

家内労働者等の業務上の事由による死亡の当時、遺族補償給付を受ける権利を有する遺族に対し遺族特別支給金（一時金）として300万円（遺族補償給付を受けることができる者が2人以上ある場合はそれぞれ300万円をその人数で除して得た額）が支給されます。

④ 傷病特別支給金

家内労働者等が、業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合には、その障害の程度に応じ一時金（100～114万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、さまざまな名目で高い金額を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

- (1) 内職講習会と称して多額の受講料などを取り、委託した仕事についてはさまざまな条件をつけて買いたたいたり、仕上り具合を問題にして買い上げを拒否する。
- (2) 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額くらいで売りつける。工賃の取り決めはあいまい。
- (3) 登録料を払って会員になれば仕事を紹介すると宣伝しているが、仕事は全く紹介せず、登録料の返還を要求しても応じない。
- (4) 仕事の発注が安定的にあるような宣伝をしているが、実際は、仕事先の開拓や、それに必要な費用も負担させ、報酬も歩合制で支払う。

また、最近では、パソコンなどを使って、自宅で簡単にできる内職という宣伝をしながら、実際は高額な教材を売りつけられた上、仕事ももらえないといった、情報通信機器を使った内職に絡むトラブルも多発しています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払いなど委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう関係機関との連携により注意喚起に努めています。

しかし、このような「インチキ内職」の被害を防ぐためには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、普通あり得ません。

仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。

- (1) 高額な収入が得られるなど「うまい話」に惑わされないこと。
簡単な仕事で、高収入が得られるとは考えにくい。また、業者のいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認し、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断した上で、結論を出すこと。
- (2) 収入などの委託条件を十分に確認し、内容は契約書などの書面でもらうこと。
- (3) 信用できる業者かどうか十分検討すること。
例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払いを急がせる業者、納得できる説明をしない業者などには特に注意すること。

7 所得税の計算における必要経費の特例について

所得税の計算において、事業所得または雑所得（公的年金等に係るものを除きます。以下同じです。）の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっていますが、家内労働者については、必要経費として55万円まで認める特例があります。

（1）家内労働者の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額

実際にかかった経費の額が55万円未満のときでも、所得金額の計算上必要経費が55万円まで認められます。

（2）家内労働者に事業所得および雑所得の両方の所得がある場合の控除額

事業所得および雑所得の実際にかかった経費の合計額が55万円未満のときは、上記（1）と同様必要経費が合計で55万円まで認められます。この場合には、55万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることになります。

（3）家内労働による所得のほか、給与の収入金額がある場合

- ・給与の収入金額が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。
- ・給与の収入金額が55万円未満のときは、55万円からその給与の収入金額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費の合計額とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

詳しくは国税庁ホームページ

（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1810.htm>）をご覧ください。か、
国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）をおたずねください。

Ⅲ 家内労働の現状（出典：令和5年度家内労働概況調査）

令和5年10月1日現在の家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者

令和5年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は98,035人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は94,262人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は3,773人となっています。

2 家内労働者

（1）推移

家内労働法が制定された昭和45年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年度の1,844,400人がピークでしたが、令和5年度は94,262人となっています。

（2）男女別

家内労働者数を男女別にみると、男性が10,397人であるのに対し、女性は83,865人と全体の89.0%を占めています。

（3）類型別

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が88,523人で全体の93.9%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は4,232人（4.5%）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は1,507人（1.6%）となっています。

（4）業種別

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が21,204人（22.5%）と最も多く、次いでコネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が12,139人（12.9%）となっています。

（5）都道府県別

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が8,479人と最も多く、次いで愛知県が6,963人、大阪府が6,340人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、7,832 人で、家内労働従事者数に占める割合は 8.0% となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、5,677 人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の 72.5% を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数

令和 5 年 10 月 1 日現在の委託者数は、6,869 で、その内訳をみると、製造又は販売業者が 6,515、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が 354 となっています。

(2) 業種別

委託者数を業種別でみると、「繊維工業」が 2,311 (33.6%) と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「電気機械器具製造業」が 752 (10.9%) となっています。

(3) 1 委託者当たりの平均家内労働者数

1 委託者当たりの平均家内労働者数は 13.7 人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が 22.3 人と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「紙・紙加工品製造業」が 16.3 人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は 8.9 人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがありますが、その数は令和 5 年 10 月 1 日現在 421 人となっています。

(2) 業種別

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が 63 人 (15.0%) と最も多く、次いで「ゴム製品製造業」が 55 人 (13.1%)、「電気機械器具製造業」が 44 人 (10.5%) となっています。

第1表 家内労働従事者数、家内労

区 分			昭和45年度	48年度	50年度	55年度	60年度	平成2年度	7年度
家内労働従事者数 (対前年度比率)			人 2,017,100	人 2,041,200 (0.2%)	人 1,725,700 (△5.9%)	人 1,415,500 (△1.9%)	人 1,223,200 (△3.2%)	人 951,800 (△6.0%)	人 576,701 (△12.3%)
家 内 労 働 者 数 (対前年度比率)			1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,563,700 (△5.5%)	1,313,900 (△2.1%)	1,149,000 (△3.2%)	903,400 (△5.7%)	549,585 (△12.3%)
内 訳	性 別	男 性	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	125,200 [8.0%]	101,900 [7.8%]	78,100 [6.8%]	58,500 [6.5%]	36,443 [6.6%]
		女 性	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,438,500 [92.0%]	1,212,000 [92.2%]	1,070,900 [93.2%]	844,800 [93.5%]	513,142 [93.4%]
	類 型 別	専 業	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	134,800 [8.6%]	101,400 [7.7%]	76,200 [6.6%]	50,400 [5.6%]	31,848 [5.8%]
		内 職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,393,800 [89.1%]	1,189,500 [90.5%]	1,058,500 [92.1%]	843,500 [93.4%]	512,900 [93.3%]
		副 業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	35,100 [2.2%]	23,000 [1.8%]	14,300 [1.2%]	9,400 [1.0%]	4,837 [0.9%]
補 助 者 数			205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116
委 託 者 数			113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538

注1：「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2：[]は、性及び類型別の構成比である。

第2表 業種別家内労働者

業 種	令和4年度	令和5年度	対前年度比率
総数	人 95,108 100%	人 94,262 100%	% △0.9
食料品製造業	1,743 1.8%	1,514 1.6%	△13.1
繊維工業	21,554 22.7%	21,204 22.5%	△1.6
木材・木製品、家具・装備品製造業	1,051 1.1%	1,019 1.1%	△3.0
紙・紙加工品製造業	6,195 6.5%	6,087 6.5%	△1.7
印刷・同関連及び出版業	2,776 2.9%	2,610 2.8%	△6.0
ゴム製品製造業	6,034 6.3%	5,625 6.0%	△6.8
皮革製品製造業	1,788 1.9%	1,688 1.8%	△5.6
窯業・土石製品製造業	737 0.8%	726 0.8%	△1.5
金属製品製造業	3,158 3.3%	3,251 3.4%	2.9
電子部品・デバイス製造業	4,159 4.4%	4,127 4.4%	△0.8
電気機械器具製造業	12,564 13.2%	12,139 12.9%	△3.4
情報通信機械器具製造業	563 0.6%	496 0.5%	△11.9
機械器具等製造業	5,311 5.6%	5,658 6.0%	6.5
その他（雑貨等）	27,475 28.9%	28,118 29.8%	2.3

働者数、補助者数及び委託者数の推移

12年度	17年度	22年度	27年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度
人 347,084 (△9.2%)	人 216,625 (△4.4%)	人 141,131 (△7.1%)	人 114,655 (△2.1%)	人 108,539 (0.2%)	人 100,462 (△7.4%)	人 98,339 (△2.1%)	人 98,035 (△0.3%)
331,831 (△9.1%)	207,142 (△4.2%)	136,289 (△6.1%)	111,038 (△1.8%)	105,301 (0.2%)	97,122 (△7.8%)	95,108 (△2.1%)	94,262 (△0.9%)
23,888 [7.2%]	18,758 [9.1%]	13,191 [9.7%]	11,840 [10.7%]	11,220 [10.7%]	11,146 [11.5%]	11,141 [11.7%]	10,397 [11.0%]
307,943 [92.8%]	188,384 [90.9%]	123,098 [90.3%]	99,198 [89.3%]	94,081 [89.3%]	85,976 [88.5%]	83,967 [88.3%]	83,865 [89.0%]
16,914 [5.1%]	10,813 [5.2%]	5,900 [4.3%]	5,343 [4.8%]	4,905 [4.7%]	4,512 [4.6%]	4,308 [4.5%]	4,232 [4.5%]
311,835 [94.0%]	193,778 [93.6%]	129,577 [95.1%]	104,929 [94.5%]	99,244 [94.2%]	91,508 [94.2%]	89,278 [93.9%]	88,523 [93.9%]
3,082 [0.9%]	2,551 [1.2%]	812 [0.6%]	766 [0.7%]	1,152 [1.1%]	1,102 [1.1%]	1,522 [1.6%]	1,507 [1.6%]
15,253	9,483	4,842	3,617	3,238	3,340	3,231	3,773
24,116	15,010	10,447	7,760	7,500	7,139	7,017	6,869

注3：昭和45年度から平成2年度までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

数及び主な家内労働業務

主な家内労働業務
貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
衣服の縫製、ニット編立て、撚糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立
紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集
ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、鞆の糊付け加工
陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鋳込み
洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
電子部品の組立・検査
コネクター差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端末加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端末加工、カーナビ組立
自動車部品組立、航空機部品組立
貴金属製造、がん具花火製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首づくり、事務用品製造

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働 従事者数	家内労働者数	補助者数	委託者数	代理人数
	人	人	人		
全国	98,035	94,262	3,773	6,869	421
北海道	1,038	1,033	5	85	0
青森県	777	773	4	65	0
岩手県	1,112	1,095	17	102	2
宮城県	970	964	6	102	2
秋田県	1,265	1,220	45	125	0
山形県	1,622	1,597	25	151	2
福島県	1,860	1,835	25	159	13
茨城県	2,055	1,965	90	146	83
栃木県	961	931	30	109	2
群馬県	3,630	3,371	259	209	11
埼玉県	4,387	4,301	86	358	14
千葉県	1,798	1,750	48	125	2
東京都	8,790	8,479	311	785	5
神奈川県	1,433	1,425	8	87	3
新潟県	2,355	2,262	93	180	6
富山県	1,158	1,102	56	107	27
石川県	1,499	1,423	76	142	0
福井県	1,641	1,575	66	150	1
山梨県	1,531	1,496	35	157	0
長野県	3,474	3,394	80	234	1
岐阜県	2,020	1,821	199	153	1
静岡県	6,463	6,278	185	274	77
愛知県	7,364	6,963	401	342	28
三重県	2,689	2,603	86	121	0
滋賀県	3,253	3,212	41	165	5
京都府	2,754	2,663	91	188	2
大阪府	6,621	6,340	281	380	31
兵庫県	3,382	2,903	479	161	3
奈良県	1,921	1,893	28	144	11
和歌山県	699	504	195	33	13
鳥取県	981	963	18	96	2
島根県	719	676	43	89	3
岡山県	2,719	2,626	93	135	0
広島県	1,972	1,931	41	122	32
山口県	1,033	1,020	13	86	1
徳島県	523	517	6	43	23
香川県	1,189	1,149	40	97	4
愛媛県	1,892	1,869	23	159	0
高知県	534	518	16	33	2
福岡県	1595	1553	42	104	0
佐賀県	826	796	30	81	0
長崎県	212	212	0	31	0
熊本県	1,163	1,148	15	107	0
大分県	320	318	2	25	0
宮崎県	947	910	37	61	8
鹿児島県	655	652	3	41	1
沖縄県	233	233	0	20	0

第 4 表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数					
	総数	性別		類型別		
		男	女	専業	内職	副業
	人	人	人	人	人	人
総 数	7,832 (485) 100.0%	1,730 (120) 22.1%	6,102 (365) 77.9%	1,318 (124) 16.8%	6,453 (353) 82.4%	61 (8) 0.8%
①プレス機、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	470 (51) 100.0%	264 (16) 56.2%	206 (35) 43.8%	244 (34) 51.9%	219 (15) 46.6%	7 (2) 1.5%
②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)	646 (43) 100.0%	283 (3) 43.8%	363 (40) 56.2%	157 (21) 24.3%	483 (22) 74.8%	6 (0) 0.9%
③鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	218 (2) 100.0%	54 (1) 24.8%	164 (1) 75.2%	19 (1) 8.7%	196 (0) 89.9%	3 (1) 1.4%
④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	354 (52) 100.0%	255 (12) 72.0%	99 (40) 28.0%	259 (25) 73.2%	92 (27) 26.0%	3 (0) 0.8%
⑤動力により駆動される機械を使用する作業 (例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	5,677 (249) 100.0%	750 (35) 13.2%	4,927 (214) 86.8%	615 (38) 10.8%	5,021 (206) 88.4%	41 (5) 0.7%
⑥木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)	8 (1) 100.0%	6 (1) 75.0%	2 (0) 25.0%	7 (1) 87.5%	0 (0) 0.0%	1 (0) 12.5%
⑦火薬類を使用する作業 (例：花火製造)	423 (79) 100.0%	99 (50) 23.4%	324 (29) 76.6%	0 (0) 0.0%	423 (79) 100.0%	0 (0) 0.0%
上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	54 (8) 100.0%	23 (2) 42.6%	31 (6) 57.4%	25 (5) 46.3%	29 (3) 53.7%	0 (0) 0.0%

注 1： 2 種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に 1 人として計上した。

但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。

注 2： () は、補助者数（内数）である。

家内労働法に関するお問合せは都道府県労働局労働基準部賃金課(室)または最寄りの労働基準監督署へ

都道府県労働局労働基準部賃金課(室)所在地一覧

都道府県	電話番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2311	060-8566	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青 森	017-734-4114	030-8558	青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎
岩 手	019-604-3008	020-8522	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮 城	022-299-8841	983-8585	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋 田	018-883-4266	010-0951	秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山 形	023-624-8224	990-8567	山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福 島	024-536-4604	960-8513	福島県福島市花園町5-46 福島第二合同庁舎3階
茨 城	029-224-6216	310-8511	茨城県水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎
栃 木	028-634-9109	320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群 馬	027-896-4737	371-8567	群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
埼 玉	048-600-6205	330-6016	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階
千 葉	043-221-2328	260-8612	千葉県千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東 京	03-3512-1614	102-8306	東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎
神奈川	045-211-7354	231-8434	神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
新 潟	025-288-3504	950-8625	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
富 山	076-432-2735	930-8509	富山県富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎
石 川	076-265-4425	920-0024	石川県金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福 井	0776-22-2691	910-8559	福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階
山 梨	055-225-2854	400-8577	山梨県甲府市丸の内1丁目1番11号
長 野	026-223-0555	380-8572	長野県長野市中御所1丁目22-1
岐 阜	058-245-8104	500-8723	岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静 岡	054-254-6315	420-8639	静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎
愛 知	052-972-0258	460-8507	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
三 重	059-226-2108	514-8524	三重県津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎4階
滋 賀	077-522-6654	520-0806	滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階
京 都	075-241-3215	604-0846	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大 阪	06-6949-6502	540-8527	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵 庫	078-367-9154	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー
奈 良	0742-32-0206	630-8570	奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1152	640-8581	和歌山県和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎2階
鳥 取	0857-29-1705	680-8522	鳥取県鳥取市富安2丁目89-9
島 根	0852-31-1158	690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎
岡 山	086-225-2014	700-8611	岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広 島	082-221-9244	730-8538	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館
山 口	083-995-0372	753-8510	山口県山口市巾着町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳 島	088-652-9165	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎
香 川	087-811-8919	760-0019	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階
愛 媛	089-935-5205	790-8538	愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎
高 知	088-885-6024	781-9548	高知県高知市南金田1番39号
福 岡	092-411-4578	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐 賀	0952-32-7179	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長 崎	095-801-0033	850-0033	長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル
熊 本	096-355-3202	860-8514	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟
大 分	097-536-3215	870-0037	大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル
宮 崎	0985-38-8836	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-223-8278	892-8535	鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎
沖 縄	098-868-3421	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和6年度版